

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2020年1月1日
(第36期) 至 2020年12月31日

日本たばこ産業株式会社

(E00492)

目次

表紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	11
5. 従業員の状況	13
第2 事業の状況	14
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	14
2. 事業等のリスク	20
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	38
4. 経営上の重要な契約等	47
5. 研究開発活動	47
第3 設備の状況	48
1. 設備投資等の概要	48
2. 主要な設備の状況	48
3. 設備の新設、除却等の計画	50
第4 提出会社の状況	51
1. 株式等の状況	51
(1) 株式の総数等	51
(2) 新株予約権等の状況	52
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	57
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	57
(5) 所有者別状況	57
(6) 大株主の状況	58
(7) 議決権の状況	59
2. 自己株式の取得等の状況	60
3. 配当政策	61
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	62
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	62
(2) 役員の状況	68
(3) 監査の状況	76
(4) 役員の報酬等	80
(5) 株式の保有状況	86
第5 経理の状況	89
1. 連結財務諸表等	90
(1) 連結財務諸表	90
(2) その他	181
2. 財務諸表等	182
(1) 財務諸表	182
(2) 主な資産及び負債の内容	199
(3) その他	199
第6 提出会社の株式事務の概要	200
第7 提出会社の参考情報	201
1. 提出会社の親会社等の情報	201
2. その他の参考情報	201
第二部 提出会社の保証会社等の情報	202
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月24日
【事業年度】	第36期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺島 正道
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
【電話番号】	03（6636）2914（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 コミュニケーション担当 福田 浩之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
【電話番号】	03（6636）2914（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 コミュニケーション担当 福田 浩之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上収益 (百万円)	2,143,287	2,139,653	2,215,962	2,175,626	2,092,561
税引前利益 (百万円)	578,237	538,532	531,486	465,232	420,063
当期利益 (百万円)	425,773	396,749	387,431	361,622	312,029
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	421,695	392,409	385,677	348,190	310,253
当期包括利益 (百万円)	235,250	554,198	129,302	365,816	132,883
資本合計 (百万円)	2,528,041	2,842,027	2,700,445	2,743,611	2,599,495
資産合計 (百万円)	4,744,374	5,221,484	5,461,400	5,553,071	5,381,382
1株当たり親会社の所有者帰属持分 (円)	1,371.39	1,541.94	1,468.44	1,501.12	1,421.92
基本的1株当たり当期利益 (円)	235.47	219.10	215.31	195.97	174.88
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	235.33	218.97	215.20	195.87	174.80
親会社所有者帰属持分比率 (%)	51.77	52.89	48.17	47.95	46.88
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	17.19	15.04	14.30	13.16	11.97
株価収益率 (倍)	16.32	16.57	12.15	12.41	12.02
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	376,549	419,212	461,389	540,410	519,833
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△687,509	△352,632	△383,307	△123,571	5,354
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	91,318	△77,032	△62,360	△333,832	△297,404
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	294,157	285,486	282,063	357,158	538,844
従業員数 (人)	44,667	57,963	63,968	61,975	58,300
[外、平均臨時雇用者数]	[7,904]	[6,744]	[6,618]	[7,116]	[6,681]

(注) 1. 当社グループは、国際会計基準（以下「IFRS」という）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2. 百万円未満を四捨五入して記載しております。

3. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月		2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高	(百万円)	729,286	681,840	696,250	660,805	596,887
経常利益	(百万円)	203,242	199,336	190,343	278,968	240,491
当期純利益	(百万円)	173,607	160,120	164,595	262,469	241,752
資本金	(百万円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数	(千株)	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
純資産額	(百万円)	1,663,675	1,592,966	1,493,562	1,417,365	1,390,011
総資産額	(百万円)	2,849,913	2,885,760	2,670,883	2,614,357	2,597,930
1株当たり純資産額	(円)	927.93	888.31	832.87	798.18	782.73
1株当たり配当額	(円)	130	140	150	154	154
(うち、1株当たり中間配当額)	(円)	(64)	(70)	(75)	(77)	(77)
1株当たり当期純利益金額	(円)	96.94	89.40	91.89	147.72	136.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	96.88	89.35	91.84	147.65	136.21
自己資本比率	(%)	58.3	55.1	55.9	54.2	53.5
自己資本利益率	(%)	10.29	9.84	10.68	18.05	17.24
株価収益率	(倍)	39.65	43.00	28.48	16.47	15.43
配当性向	(%)	134.1	156.6	163.2	104.3	113.0
従業員数	(人)	7,298	7,336	7,457	7,464	7,366
[外、平均臨時雇用者数]		[1,117]	[1,222]	[1,225]	[1,221]	[1,183]
株主総利回り	(%)	88.9	87.3	67.9	67.2	63.3
(比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	(100.3)	(122.6)	(103.0)	(121.7)	(130.7)
最高株価	(円)	4,850.0	4,243.0	3,708.0	2,899.0	2,437.5
最低株価	(円)	3,627.0	3,607.0	2,481.0	2,179.0	1,796.5

- (注) 1. 提出会社の財務諸表は日本基準に基づいて作成しております。
2. 百万円未満を四捨五入して記載しております。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第35期の期首から適用しており、第34期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

(1) 株式会社移行の経緯

当社の前身となる日本専売公社（以下「公社」という）は、「国の専売事業の健全にして能率的な実施に当たることを目的」として、1949年6月1日に設立され、たばこ専売制度等の実施主体として、たばこの安定的提供と財政収入の確保に貢献する等の役割を果たしてまいりました。

しかし、1970年代に入り、成人人口の伸び率の鈍化、喫煙と健康問題の高まり等のため、需要の伸びが鈍化し、販売数量はほぼ横這いで推移するに至り、このような傾向は更に続くものと予想され、需要の構造的変化としてとらえざるを得ない状況と考えられました。また、外国たばこ企業に対する実質的な市場開放が進展し、国内市場における内外製品間の競争が展開される中で、たばこ専売制度の枠内では対応困難な諸外国からの市場開放要請の強まり、更に、国内における公社制度に対する改革動向の中で、1981年3月臨時行政調査会が発足し、同調査会の第3次答申（1982年7月30日）において、専売制度、公社制度に対する抜本的な改革が提言されました。

これを受けて政府は、制度全体の見直しを進め、

- ・たばこの輸入自由化を図るためたばこ専売法を廃止するとともに、新たにたばこ事業に関し所要の調整を図るためのたばこ事業法の制定
- ・たばこの輸入自由化の下、国内市場において外国たばこ企業と対等に競争していく必要があることから、日本専売公社法を廃止するとともに、公社を合理的企業経営が最大限可能な株式会社に改組し、必要最小限の公的規制を規定する日本たばこ産業株式会社法の制定

を中心とするいわゆる専売改革関連法として法案化し、これら法律案は、第101回国会において、1984年8月3日成立し、同年8月10日に公布されました。

(2) 当社設立後の状況

当社は、日本たばこ産業株式会社法（昭和59年8月10日法律第69号）（以下「JT法」という）に基づき、1985年4月1日に公社財産の全額出資により設立されました。当社は設立に際し、公社の一切の権利義務を承継しました。

当社設立後の主な変遷は次のとおりです。

年月	変遷の内容
1985年4月	日本たばこ産業株式会社設立
1985年4月	新規事業の積極的展開を図るため事業開発本部を設置 その後、1990年7月までの間に各事業の推進体制強化のため、同本部を改組し、医薬、食品等の事業部を設置
1986年3月	たばこ製造の近代化、効率化のため福岡・鳥栖両工場を廃止し、北九州工場を設置 その後、1996年6月までの間にたばこ製造体制の合理化のため9たばこ工場を廃止
1988年10月	コミュニケーション・ネーム「JT」を導入
1991年7月	新本社ビル（旧JTビル）建設のため、本社を東京都港区虎ノ門二丁目2番1号から東京都品川区東品川四丁目12番62号に移転
1993年9月	医薬事業研究開発体制の充実・強化を図るため、医薬総合研究所を設置
1994年10月	政府保有株式の第一次売出し（394,276株） 東京、大阪、名古屋の各証券取引所市場第一部に株式を上場
1994年11月	京都、広島、福岡、新潟、札幌の各証券取引所に株式を上場
1995年5月	本社を東京都品川区東品川四丁目12番62号から東京都港区虎ノ門二丁目2番1号に移転
1996年6月	政府保有株式の第二次売出し（272,390株）
1997年4月	塩専売制度廃止に伴い、当社の塩専売事業が終了 たばこ共済年金を厚生年金に統合
1998年4月	㈱ユニマットコーポレーションと清涼飲料事業での業務提携に関する契約を締結 その後、同社の発行済株式の過半数を取得
1998年12月	鳥居薬品㈱の発行済株式の過半数を、公開買付により取得
1999年5月	米国のRJRナビスコ社から米国外のたばこ事業を取得
1999年7月	旭フーズ㈱等、子会社8社を含む旭化成工業㈱の食品事業を取得
1999年10月	鳥居薬品㈱との業務提携により、医療用医薬品事業における研究開発機能を当社に集中し、プロモーション機能を鳥居薬品㈱に統合
2003年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、仙台・名古屋・橋本工場を閉鎖
2004年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、広島・府中・松山・那覇工場を閉鎖
2004年6月	政府保有株式の第三次売出し（289,334株）
2005年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、上田・函館・高崎・高松・徳島・白杵・鹿児島・都城工場を閉鎖
2005年4月	マールポロ製品の日本国内における製造及び販売、商標を独占的に使用するライセンス契約の終了
2007年4月	英国法上の買収手続きであるスキーム・オブ・アレンジメントに基づき、英国の Gallaher Group Plc の発行済株式を取得
2008年1月	㈱加ト吉株式を公開買付により取得
2009年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、金沢工場を閉鎖
2010年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、盛岡・米子工場を閉鎖
2011年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、小田原工場を閉鎖
2012年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、防府工場を閉鎖
2013年2月	日本国内でマイルドセブンのブランドをメビウスへ刷新
2013年3月	政府保有株式の第四次売出し（253,261,800株）
2015年3月	国内たばこ事業の更なる競争力強化のため、郡山・浜松・岡山印刷工場を閉鎖
2015年7月	㈱ジャパンビバレッジホールディングス及びジェイティエースター㈱等の当社保有株式並びにJT飲料ブランド「Roots」「桃の天然水」を譲渡 その後、2015年9月にJT飲料製品の製造販売事業から撤退、2015年12月に飲料事業部を廃止
2016年3月	国内たばこ事業の更なる競争力強化のため、平塚工場を閉鎖
2018年6月	加熱式たばこを全国発売開始
2020年10月	本社を東京都港区虎ノ門二丁目2番1号から東京都港区虎ノ門四丁目1番1号に移転

(注) 2006年4月1日をもって1株につき5株の割合で、また、2012年7月1日をもって1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

3【事業の内容】

当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」という考え方です。

当社グループは、「4Sモデル」をベースに、「JTならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業であり続けること」を目指す企業像（ビジョン）として定めており、また、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」が、当社グループの使命であると考えております。

加えて、当社グループ社員の一人ひとりが徹底すべき行動規範・価値観として「JTグループWAY」を掲げており、「お客様を第一に考え、誠実に行動すること」「あらゆる品質にこだわり、進化し続けること」「JTグループの多様な力を結集すること」という3つのステートメントによって、表現しております。

当社と、連結子会社235社、持分法適用会社13社から構成される当社グループは国内及び海外たばこ事業、医薬事業並びに加工食品事業を展開しているグローバル企業であり、その主な事業内容及び各関係会社等の当該事業に係る位置付けは次のとおりです。

なお、次の4区分は「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 6. 事業セグメント (1) 報告セグメントの概要」に掲げる報告セグメントの区分と同一です。

〔国内たばこ事業〕

当該事業につきましては、たばこ製品の製造、販売等を行っております。当社が製造、販売を行い、TSネットワーク㈱が当社製品の配送及び外国たばこ製品（輸入たばこ製品）の卸売販売等の流通業務を行っております。また、日本フィルター工業㈱等が材料品の製造を行っております。なお、ナチュラル・アメリカン・スピリット製品に係る一部業務については、㈱トゥールスピリットタバコカンパニーが行っております。

（主な関係会社）

TSネットワーク㈱、ジェイティ物流㈱、日本フィルター工業㈱、富士フレーバー㈱、ジェイティエンジニアリング㈱、㈱トゥールスピリットタバコカンパニー
その他連結子会社7社、持分法適用会社1社

〔海外たばこ事業〕

当該事業につきましては、JT International S.A. を中核として、たばこ製品の製造、販売等を行っております。

（主な関係会社）

JT International S.A.、LLC JTI Russia、Gallaher Ltd.、LLC Petro、JT International Germany GmbH、JTI Polska Sp. z o. o.、JTI Tütün Ürünleri Sanayi A.Ş.
その他連結子会社166社、持分法適用会社8社

〔医薬事業〕

当該事業につきましては、医療用医薬品の研究開発、製造、販売及びプロモーションを行っております。主に当社が研究開発を行い、鳥居薬品㈱が製造、販売及びプロモーション業務（当社製品を含む）を担っております。

（主な関係会社）

鳥居薬品㈱、Akros Pharma Inc.

〔加工食品事業〕

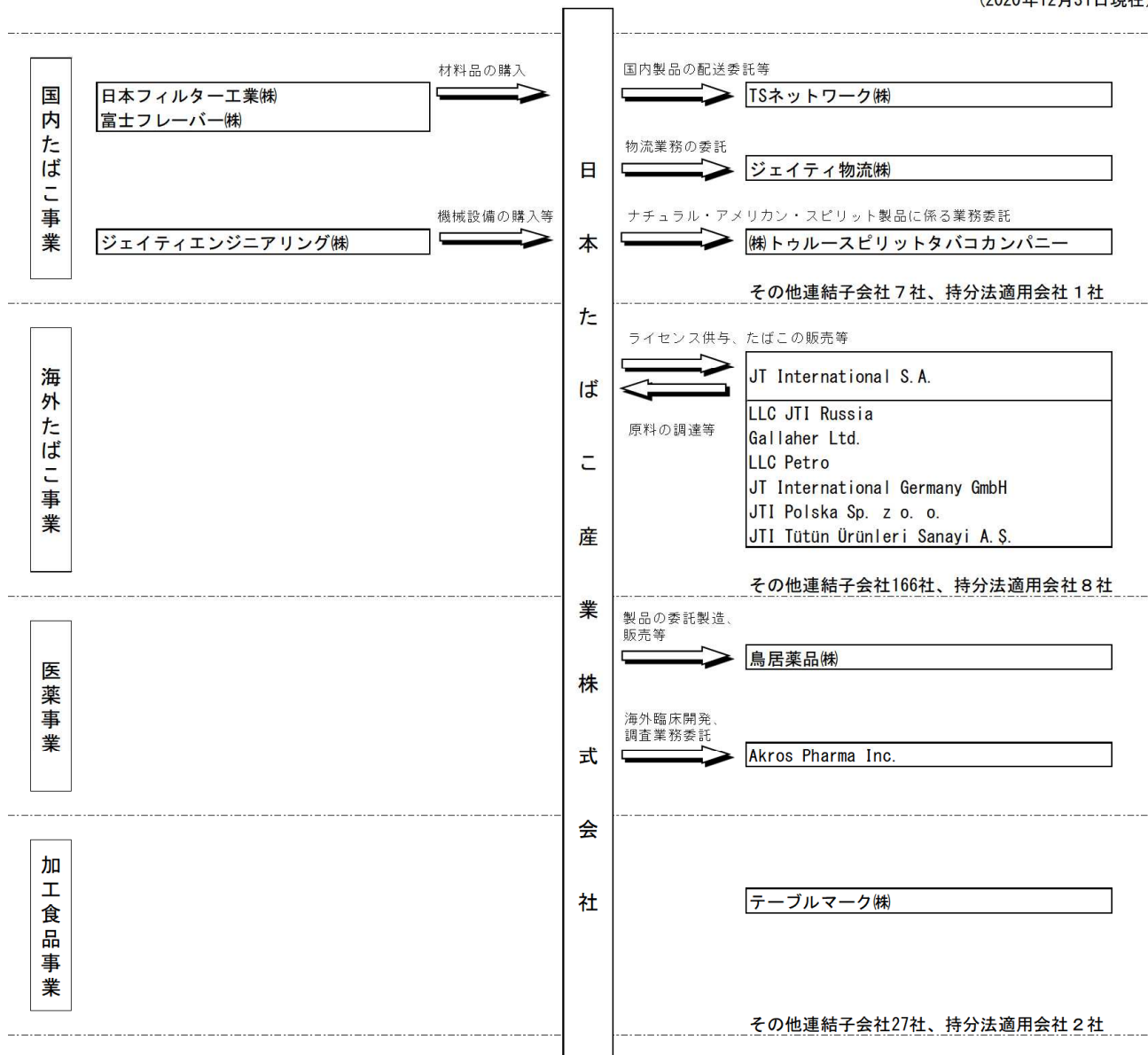
当該事業につきましては、冷凍・常温食品、調味料、パン等の製造、販売をテーブルマーク㈱等が行っております。

（主な関係会社）

テーブルマーク㈱
その他連結子会社27社、持分法適用会社2社

上記の報告セグメントの他に、不動産賃貸等に係る事業等を営んでおります。なお、報告セグメントに属さない関係会社として、連結子会社19社、持分法適用会社2社があります。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりです。



※上記の報告セグメントの他に、不動産賃貸等に係る事業等を営んでおります。
なお、報告セグメントに属さない関係会社として、連結子会社19社、持分法適用会社2社があります。

また、各事業における研究開発、調達、製造、販売等の分野ごとの概要は以下のとおりです。

〔たばこ事業〕

当社グループのたばこ事業（当社グループのたばこ事業は、国内と海外に分けて事業管理を行っており、報告セグメントにおいては「国内たばこ事業」と「海外たばこ事業」を区分しております）は、販売数量で世界第3位（中国国家煙草総公司を除く）を誇り、70以上の国と地域で事業を展開、また130以上の国と地域で製品を販売しております。当社グループは世界における販売数量シェア上位10ブランドのうち3ブランドを製造・販売しております。

＜研究開発＞

研究開発力を長期に亘る競争力の源泉とすべく、特に葉たばこの育種、原材料及びその加工、たばこの香嗅味、製造技術並びにRRP^(注)関連技術の分野に注力し、製品価値の向上とコストの低減を目指しております。基礎研究及び応用研究開発領域については、日本国内の研究所がグローバル機能を有しており、製品開発領域については、各国・各地域の異なるニーズ・嗜好に対応すべく、ローカルベースでの開発も行っております。

（注）RRPは、E-Vapor製品及び加熱式たばこ等、喫煙に伴う健康リスクを低減させる可能性のある製品（Reduced-Risk Products, RRP）を指しております。

＜原料葉たばこの調達＞

たばこの原料である葉たばこは、農作物であるため、その調達状況は天候に左右され、また、近年、エネルギー資源や他の作物の価格高騰等により、葉たばこ供給の不安定化や価格の高止まり傾向が見られます。このような状況下において、当社グループは買収による垂直統合及びサプライヤーとの連携強化により、原料の安定的な調達と調達コストの低減を目指しております。

・外国産葉たばこの調達

当社グループは、主要葉たばこ産地（米国、ブラジル、マラウイ等）における自社調達基盤の活用、及び主に大手3社の国際葉たばこサプライヤーからの購買により、外国産葉たばこを調達しております。

自社調達基盤は、2009年にブラジル及びアフリカにおける葉たばこサプライヤーの買収、並びに米国におけるジョイントベンチャー設立によって獲得したものです。自社調達基盤の獲得以降、原料調達の安定化、葉たばこ耕作段階からの関与を深めることによる品質管理の強化、葉たばこ調達に精通した優秀な人財の育成による葉たばこ調達部門の強化に取り組んでおります。

・国内産葉たばこの調達

国内産葉たばこの調達については、たばこ事業法等により、当社が国内の葉たばこ耕作農家と毎年売買契約を締結し、たばこ製造に適した葉たばこを全量購買することが定められております。また、翌年の耕作面積及び買入価格については、「葉たばこ審議会^(注)」の答申を尊重し決定しております。

（注）当社の代表者の諮問に応じ、原料用国内産葉たばこの生産及び買入れに関する重要事項につき調査審議するための審議会です。委員は11人以内で、耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けて当社の代表者が委嘱します。

＜製造＞

お客様に信頼される高品質なたばこづくりを目指し、グローバルな製造体制を構築しております。日本国内では4つのたばこ製造工場及び2つのその他たばこ関連工場が、日本を除く28か国では35のたばこ製造工場（その他たばこ関連工場含む）が稼動しております。また、当社グループブランドの製造委託及び2社間でのクロスライセンスによる製造も一部行っております。

＜マーケティング＞

ブランドロイヤリティを高めるために、様々な規制を遵守しつつ、積極的かつ効果的なマーケティング活動を展開しております。

グローバルには、グローバル・フラッグシップ・ブランド（以下「GFB」という）^(注)を中心に、一部のローカルブランドによる補完を行いながらマーケティング活動を行っております。

（注）当社グループのブランドポートフォリオの中核を担う「ウィンストン」「キャメル」「メビウス」「LD」の4ブランドをGFBとしております。

<小売価格>

たばこの小売価格設定にあたっては、ブランドのポジショニング、製品価値との見合い、競合製品の価格、利益確保といった観点に加え、定価制や課税方式（従量税・従価税）等、国ごとに異なる特有の制度面からも検討を行います。小売価格変更の契機として最も代表的なものは増税です。近年、国内外問わず財政及び公衆衛生の観点からたばこ税の増税が行われております。

<販売（流通）>

お客様に当社グループの商品を確実にお届けするために、当社グループは各市場の法的制約、慣行等に合わせ、自社流通や現地代理店及び流通業者の利用等、最適な流通販売ルートの確保を行っております。

また、販売チャネルに関しても、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、スーパーマーケットといったチェーン企業をはじめ、個人商店、自動販売機等があり、その販売構成比は国ごとに異なります。当社グループは、販売チャネル状況、お客様動向及び競合動向を加味した営業体制を構築しております。

〔医薬事業〕

当社グループは、1987年より医薬事業に進出し、「国際的に通用する特色ある研究開発主導型事業の構築」「オリジナル新薬の開発を通じての存在感の確保」をミッションとし、現在は医療用医薬品の研究開発、製造、販売及びプロモーションを行っております。

1998年12月には鳥居薬品㈱（以下「鳥居薬品」という）の発行済株式総数の過半数を取得し、その後、製造、販売及びプロモーション機能を鳥居薬品に、研究開発機能を当社に統合しました。

また、2000年4月には、米国ニュージャージー州にあるグループ会社Akros Pharma Inc.に臨床開発機能を追加し、海外での臨床開発拠点を設立しました。

当社グループは、安定的な利益貢献に向け、各製品の価値最大化、研究開発パイプラインの強化並びに、戦略的な導出入機会の探索及び提携先との連携強化に取り組んでおります。

< 研究開発 >

研究開発は医薬事業の基盤であり、医薬事業の長期的成長と収益性にとって重要なものです。研究開発活動は主に「糖・脂質代謝」「免疫・炎症」「ウイルス」の領域にフォーカスしており、当年度は252億円を投資しました。

・研究開発プロセス

「探索研究、創薬研究、前臨床試験」を医薬総合研究所が、その後の「臨床試験、承認申請・承認取得」を臨床開発部門等とグループ会社であるAkros Pharma Inc.が、それぞれ担っております。また、開発途中段階にて海外における開発権及び商業化権を導出した化合物については、導出先企業が以後のプロセスを担います。

< 製造 >

当社グループ製品の製造に関しては、2020年に当社グループ工場での製造を中止したため、医薬品製造の全工程を外部に委託しております。

< 販売及びプロモーション >

・海外における販売及びプロモーション

現在、海外において自社の販売組織を保有しておらず、化合物ごとに、開発途中段階で海外における開発及び商業化権を他社に導出し、導出先から販売実績に応じたロイヤリティを受領しております。

・日本における販売及びプロモーション

日本国内での当社グループ製品の医薬品卸売業者への販売及び医療施設へのプロモーションについては、主に鳥居薬品によって行われております。なお、プロモーションについては、同社の全国7か所の営業支社に在籍する335名の医薬情報担当者（MR）によって行われております。

主要製品としては、「コレクチム軟膏（アトピー性皮膚炎治療薬）」、「リオナ錠（高リン血症治療剤）」、「レミッチ（透析患者における経口そう痒症改善剤）」があります。

〔加工食品事業〕

当社グループは、1998年より加工食品事業に参入し、それ以来、自立的な成長に加えて、M&Aや資本提携等によって事業を拡大させてきました。

2008年には日本の大手冷凍食品メーカーであった㈱加ト吉の株式を公開買付により取得してグループ会社とし、同年に当社グループの加工食品事業を㈱加ト吉に移管し、事業統合を実施するとともに、2010年に㈱加ト吉はテーブルマーク㈱と名称を変更する等、統合シナジーの追求及び一体感の更なる醸成を図りました。

当年度末現在、テーブルマーク㈱、富士食品工業㈱、㈱サンジェルマン及びその他グループ各社が事業を担っております。テーブルマーク㈱は、日本を中心に、冷凍うどん、パックごはん、冷凍お好み焼を中心とした冷食・常温事業を展開しております。富士食品工業㈱は、酵母エキス調味料、昆布・カツオ等の抽出エキス調味料、組立型調味料、オイスターソース等の調味料を主力とした調味料事業を、㈱サンジェルマンは、首都圏を中心に店舗を構え、ベーカリー事業を展開しております。

なお、当社グループの主要な製品には、冷凍麺の「冷凍さぬきうどん」、パックごはん「たきたてご飯」、酵母エキス調味料「パーテックス」等があります。

＜研究開発＞

消費者のニーズや嗜好にあった革新的な製品の開発に注力しており、多様化するお客様ニーズに対応するため、当社グループが保有する独自技術を活かした、付加価値ある製品の開発に取り組んでおります。

具体的には、当社グループ独自の発酵・製パン・冷凍技術を活かして、焼きたての味と食感を維持・再現した、家庭で手軽に焼きたての味が楽しめる焼成冷凍パンを開発しました。また、冷凍麺ではうどんの新製法「丹念仕込み『綾・熟成法』」を開発し、これにより、うどんの高品位・高付加価値化を実現することが可能となりました。

＜調達＞

安全な食品づくりは、安全で高品質な原料の調達から始まります。当社グループでは、原料の選定にあたり、サプライヤーから提出される品質規格保証書の内容確認だけでなく、主要な原料については、残留農薬等のモニタリング検査や原料工場の定期的な監査を食品衛生法等関連法規の適法性のもとより、当社グループ独自で定めている基準により実施しております。

更に、海外から調達する原材料において、原料農場の土壌や水質の検査、栽培状況の確認、農薬の管理状態のチェック、飼育場や養殖場の点検等、原材料の生産現場から安全性を確認する体制を構築しております。

＜製造＞

当社グループでは、日本で23の工場、海外で9つの工場を運営しており、また、国内外の委託工場に当社グループの加工食品の製造を外部委託しております。2020年度より稼働した1工場^(注)を除き、国内外の自社グループ工場と生産委託を行っているすべての冷凍食品工場においては、ISO22000又はFSSC22000を取得しております。ISO22000及びFSSC22000では、HACCPの考え方による科学的な裏付けをもった衛生管理や重要管理点をコントロールするためのルールを定め、その管理手法に基づいた継続的な改善を行います。

(注) 当該工場についても、現在ISO22000及びFSSC22000の取得を進めております。

＜マーケティング＞

お客様視点での市場分析と当社グループが保有する技術を組み合わせることにより、新たな付加価値を持った製品提案を行い、市場の拡大を目指しております。また、効果的な販売促進施策によるお客様の製品認知度の向上に努めております。

＜販売及び流通＞

収益力強化に向けて、営業部門組織体制の最適化に取り組むとともに、量販店、コンビニエンスストア等への積極的なアプローチによる取扱い品目の拡大や優位な陳列場所の確保に取り組んでおります。

＜食の安全＞

お客様に安全な製品を、安心して召し上がっていただくために、東京及び中国（青島）に品質管理センターを設置しており、製品の企画・開発段階からの使用原材料の検査・監査を実施するとともに、工場での生産時・出荷前の検査並びに製品づくり全体の安全管理を行っております。また、「食の安全に関するアドバイザー」である外部専門家の方々より、評価・助言をいただき、多様な知見・視点を積極的に取り入れ、事業活動に反映しております。これらの取組みは、上記＜調達＞及び＜製造＞に記載した内容を含め、ウェブサイト等で公開しております。

4 【関係会社の状況】

(2020年12月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	事業 内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員	当社 従業員			
(連結子会社) 235社 TSネットワーク(株) ※1	東京都 台東区	460	国内 たばこ	85.3	—	有	—	製造たばこの配 送業務等の委託	有
ジェイティ物流(株)	東京都 中央区	207	国内 たばこ	100.0	—	有	—	製造たばこ、原 材料の運送委託	有
日本フィルター工業(株) ※1	東京都 墨田区	461	国内 たばこ	100.0	—	有	—	製造たばこ用フ ィルターの購入	有
富士フレーバー(株)	東京都 羽村市	196	国内 たばこ	100.0	—	有	—	製造たばこ用香 料の購入	—
ジェイティエンジニアリ ング(株)	東京都 墨田区	200	国内 たばこ	100.0	—	有	—	機械設備の購入 等	有
(株)トゥールスピリットタ バコカンパニー	東京都 港区	45	国内 たばこ	100.0	—	有	—	ナチュラル・ア メリカン・スピ リット製品に係 る業務委託	—
JT International Group Holding B.V. ※1	オランダ	千USD 1,800,372	海外 たばこ	100.0	有	有	—	—	—
JT International Holding B.V. ※1	オランダ	千USD 1,800,372	海外 たばこ	100.0 (100.0)	有	—	—	—	—
JT International S.A. ※1	スイス	千CHF 923,723	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	ライセンス供 与、製造たばこ の販売等	—
LLC JTI Russia	ロシア	千RUB 108,700	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Gallaher Ltd. ※1	イギリス	千GBP 172,495	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
JTI Polska Sp. z o. o.	ポーランド	千PLN 200,000	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
LLC Petro	ロシア	千RUB 328,439	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
JT International Germany GmbH	ドイツ	千EUR 37,394	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
JTI Tütün Ürünleri Sanayi A. Ş.	トルコ	千TRY 148,825	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
鳥居薬品(株) ※2	東京都 中央区	5,190	医薬	54.9	—	—	—	製品の製造委 託、販売等	有
Akros Pharma Inc.	アメリカ	千USD 1	医薬	100.0 (100.0)	—	有	—	海外臨床開発・ 調査業務委託	—
テーブルマーク(株) ※1	東京都 中央区	22,500	加工 食品	100.0	—	有	有	—	有
その他217社 ※1									
(持分法適用会社) 13社 Megapolis Distribution B.V.	オランダ	EUR 15	海外 たばこ	23.0 (23.0)	—	—	—	—	—
その他12社									

- (注) 1. 「事業内容」には、セグメントの名称を記載しております。
2. 「議決権に対する所有割合」の()内は、間接所有割合を表示(内書)しております。
3. 「役員の兼任等」には、当社との兼任及び当社からの出向を含んでおります。
4. ※1：特定子会社に該当しております。なお、その他に含まれる会社のうち特定子会社に該当する会社は次のとおりです。
- JTI-Macdonald Corp.、JTI Tütün Ürünleri Pazarlama A.Ş.、JT Canada LLC Inc.、JT International (Philippines) Inc.、JTI Processadora de Tabaco do Brasil Ltda.、Japan Tobacco International Manufacturing Co., Ltd.、JT International Distribuidora de Cigarros Ltda.、PT Karyadibya Mahardhika、Japan Tobacco (Bangladesh) Limited、JT International Asia Manufacturing Corp.、JTI (UK) Management Ltd.、Gallaher Group Ltd.、Benson & Hedges Ltd.、Gallaher Overseas (Holdings) Ltd.、Al Nakhla Tobacco Company S.A.E.
5. ※2：有価証券報告書を提出しております。
6. 連結子会社である(株)グリーンフーズは債務超過会社であり、債務超過額は10,815百万円です。なお、(株)グリーンフーズは2012年12月をもって事業を停止しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2020年12月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (人)
国内たばこ事業	10,354 [2,931]
海外たばこ事業	40,576 [2,054]
医薬事業	1,379 [62]
加工食品事業	5,021 [1,506]
提出会社の全社共通業務等	970 [128]
合計	58,300 [6,681]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外書で記載しております。
2. 提出会社の全社共通業務等は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数です。

(2) 提出会社の状況

(2020年12月31日現在)

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
7,366 [1,183]	43.2	18.1	8,295,884

セグメントごとの従業員数は以下のとおりです。

セグメントの名称	従業員数 (人)
国内たばこ事業	6,062 [1,169]
医薬事業	773 [11]
加工食品事業	20 [0]
提出会社の全社共通業務等	511 [3]
合計	7,366 [1,183]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外書で記載しております。
2. 提出会社の全社共通業務等は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数です。
3. 従業員数は契約社員 (144人)、退職者 (159人)、当社への出向者 (80人) を含み、当社からの出向者 (634人) は含んでおりません。
4. 平均勤続年数には、日本専売公社における勤続年数を含んでおります。
5. 平均年間給与 (税込) は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、労使関係は安定しており特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、別段の表示が無い限り、当該事項は提出日現在において判断したものです。

(1) 経営理念

当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」という考え方です。

当社グループは、「4Sモデル」をベースに、「JTならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業であり続けること」を目指す企業像（ビジョン）として定めており、また、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」が、当社グループの使命であると考えております。

加えて、当社グループ社員の一人ひとりが徹底すべき行動規範・価値観として「JTグループWAY」を掲げており、「お客様を第一に考え、誠実に行動すること」「あらゆる品質にこだわり、進化し続けること」「JTグループの多様な力を結集すること」という3つのステートメントによって、表現しております。

当社グループは、「4Sモデル」を追求することを通じ、これまで持続的な利益成長を実現してきており、今後もその実現を目指してまいります。持続的な利益成長のためには、お客様に新たな価値・満足を提供し続けることが前提となることから、中長期的な視点に基づき、将来の利益成長に向けた事業投資を着実に実施していくことが肝要と考えております。

この「4Sモデル」を追求していくことが、中長期に亘る企業価値の継続的な向上につながると考えており、株主を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となるベストなアプローチであると確信しております。

(2) 経営資源の配分

当社グループの中長期の経営資源配分は、かかる経営理念に基づき、中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先とする方針です。

当社グループは、たばこ事業を利益成長の中核かつ牽引役と位置付け、たばこ事業の持続的な利益成長に向けた事業投資を最重要視します。一方、医薬事業及び加工食品事業は全社利益成長を補完すべく、事業基盤の再構築に注力することとし、そのために必要な投資を実行していきます。

2021年以降も、中長期に亘る持続的な利益成長に繋がる事業投資^(注)を最優先に実行し、同時に事業投資による利益成長と株主還元のパランスを重視するという経営資源配分方針に変更はありません。

(注) たばこ事業の成長投資を最重要視し、質の高いトップライン成長を通じた為替一定調整後営業利益の成長を目指す

(3) 全社利益目標及び株主還元の方針

当社グループは、経営理念及び資源配分方針を踏まえ、全社利益目標及び株主還元の中長期の方向性を「経営計画2021」において設定しています。

「経営計画2021」においても、引き続き為替一定ベースの調整後営業利益の成長率における、中長期に亘る年平均mid to high single digit成長を目指してまいります。

株主還元方針については、「4Sモデル」に基づく経営資源配分方針で掲げる「中長期に亘る持続的な利益成長に繋がる事業投資を最優先」と「事業投資による利益成長と株主還元のパランスを重視」という観点から、以下のとおりとしています。

- ・ 強固な財務基盤^(注1)を維持しつつ、中長期の利益成長を実現することにより株主還元の向上を目指す
- ・ 資本市場における競争力ある水準^(注2)として、配当性向75%を目安^(注3)とする
- ・ 自己株式の取得は、当該年度における財務状況及び中期的な資金需要等を踏まえて実施の是非を検討

(注1) 経済危機等に備えた堅牢性、及び機動的な事業投資等への柔軟性を担保

(注2) ステークホルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているグローバルFMCG (Fast Moving Consumer Goods) 企業群の還元動向をモニタリング

(注3) ±5%程度の範囲内で判断

(4) 経営環境及び全社利益目標達成に向けた基本戦略

i 経営環境

当社グループ経営を取り巻く経営環境は、国際的な政治情勢の変化や新興国通貨における減価傾向等の為替変動リスク等、不確実性を増していると認識しております。特に新型コロナウイルス感染拡大に伴うロックダウンや渡航制限等により世界的に経済状況が悪化し、消費者行動や企業活動にも大きな変化が生じていることで、今後の見通しが一層不透明な状況にあると認識しております。こうした不透明な経営環境を乗り越え、適切にグローバルビジネスを

運営し、持続的な利益成長を実現するためには、「変化への対応力」が必要であると考えております。これは、不確実性に対処すべく、計画策定時において想定範囲を拡げるとともに、それでも起こりうる想定を超える変化・出来事に対して、素早く・柔軟に対応する能力を指しており、この変化への対応における巧拙とスピード感こそが、今後の企業の競争力を決定する重要なファクターになると考えております。

加えて、デジタル・テクノロジーの進展、生活者の意識・行動の変化及びサステナビリティに対する意識の高まり等、世の中の大きくかつ急速な流れを踏まえ、「変化への対応力」という受け身の対応だけでなく、自ら変化を起こし、変革をリードする組織への進化を加速してまいります。

当社グループは、不確実性を増す経営環境を見極め、スピード感を持って競争力を強化すべく、期間を3年間とした経営計画を1年ごとにローリングを行う方式で策定しております。

ii 基本戦略

当社グループは目標達成に向けた基本戦略として「質の高いトップライン成長」「コスト競争力の更なる強化」「基盤強化の推進」を掲げており、それぞれ選択と集中の考え方を通じて実行していきます。

中でも「質の高いトップライン成長」を最重要視しており、以下各事業戦略の中で述べるブランドやカテゴリーといった注力分野にリソースを集中し、商品・サービスの付加価値を向上させていきます。

「コスト競争力の更なる強化」については、事業コスト、コーポレートコストの双方においてその最適化を進め、品質の維持・向上との両立を図りながらスピーディーかつ効率的な事業運営体制を構築し、利益率の改善及びキャッシュ・フロー創出力の強化を目指していきます。加えて、事業継続能力の向上を図るとともに、コスト競争力の強化を目指していきます。

「基盤強化の推進」にあたっては、前例にとられることなく、変化する環境を適切にとらえ、常に挑戦する姿勢を持ち続けることが重要です。このような観点に基づき、不断の改善に取り組んでいきます。加えて70以上の国と地域での事業展開、更に100以上の国籍を持つ社員が働く当社グループ人財の多様性を活用し、コラボレーションを推進することにより、シナジーを最大化していきます。また、すべての企業活動及び成果は人財によって生み出されていることを強く認識しており、人財育成についても一層強化していきます。

なお、当社グループは、持続的に成長するためには事業を通じて社会の持続的な発展に貢献していくことが必要不可欠という認識のもと、サステナビリティへの取組みを経営の中核に設定しています。当社グループは、社会とともに持続的に成長するために取り組むべき重要課題をマテリアリティとして特定した上で、サステナビリティ戦略を策定しております。また、グループ全体に共通する事業継続に不可欠なサステナビリティの3つの基盤（「人権の尊重」「環境負荷の軽減と社会的責任の発揮」「良質なガバナンスと事業規範の実行」）と各事業の特性を踏まえて、優先的に取り組む注力分野及びその目標を定めています。

セグメントごとの経営環境及び事業戦略については以下のとおりです。

[たばこ事業]

たばこ事業は、当社グループ利益成長の中核かつ牽引役であり、為替一定ベースの調整後営業利益の成長率について、「中長期に亘って年平均mid to high single digit成長」を目指します。国内たばこ事業は高い競争優位性を保持する利益創出の中核事業としての、また、海外たばこ事業は利益成長の牽引役である、もう一つの中核事業としての役割を担っていきます。

i 経営環境

たばこ製品については、現在多種多様な製品形態が市場に流通しており、以前よりお客様に親しまれているカテゴリーとしては、紙巻たばこを筆頭に、Fine cut tobacco、シガー、パイプ、無煙たばこ、水たばこ、クレタック等が挙げられます。加えて、近年人気が高まっているカテゴリーとして、E-Vapor製品及び加熱式たばこ等のRRPカテゴリーがあります。E-Vapor製品は、たばこ葉を使用せず、ニコチンが含まれるリキッドを加熱して愉しむ製品で、欧米の市場を中心に一定のプレゼンスを有しています。E-Vapor製品は、たばこ葉を使用していないことから、多くの市場において規制・税制上たばこ製品としての取扱いを受けてきませんでした。各国の規制・税制に変化が見られています。加熱式たばこは、たばこ葉を使用し、たばこ葉を燃焼させずに、加熱等によって発生するたばこベイパー（たばこ葉由来の成分を含む蒸気）を愉しむ製品で、日本市場を中心に伸長しています。加熱式たばこは、たばこ葉を使用していることから、原則として規制・税制上たばこ製品としての取扱いを受けます。加熱式たばこ（中でもHeated tobacco sticks（高温加熱型の加熱式たばこ））は、各社が開発に力を入れており、イノベーションを通じた更なる成長が期待されます。また、鼻や口に直接含んで味・香りを愉しむ、煙の出ない製品である無煙たばこについても、以前より市場が形成されていた欧州や米国を中心にプレゼンスが拡大してきています。

世界の紙巻総需要は年間約5.4兆本^(注1)、金額ベースの市場規模は約7,000億米ドル^(注1)です。世界最大の市場は中国であり、世界の紙巻総需要の40%超を消費していますが、同国の専売企業である中国国家煙草総会社が製造・流通・販売をほぼ独占しています。また、インドネシア、米国、ロシア、日本が中国に次ぐ市場規模^(注1)となりま

す。たばこ産業における主なグローバルプレーヤーは、中国国家煙草総公司を除けば、フィリップ・モリス・インターナショナル社、ブリティッシュ・アメリカン・タバコ社、JTグループ、インペリアル・ブランズ社があります。RRPにおいては、この4社に加え、E-Vapor製品を販売している米国のジュール・ラブズ社や、無煙たばこを主力製品としているスウェーデンのスウェディッシュ・マッチ社も挙げられます。

紙巻たばこ市場^(注2)は、成熟市場と新興市場とで異なる特徴を有しており、成熟市場においては、経済成長が限定的であることや、増税及び規制の強化、人口構造の変化等の様々な要因によって、紙巻総需要は減少傾向にあります。また、お客様の需要がより低い価格帯の製品へと移行する動きも複数の市場で見受けられます。一方、新興市場においては、人口の増加と経済成長に伴い、中東、アフリカを中心とした多くの国々で紙巻総需要は増加傾向にあります。加えて、所得の増加に伴い、お客様の需要はより高品質・高価格帯の製品へと移行する傾向があります。

世界の紙巻総需要^(注1)は、僅かながらも減少傾向にあります。しかしながら、たばこ産業の利益創出構造は引き続き堅固であり、厳しい環境下においても、主に紙巻たばこにおける製品単価の上昇により、今次経営計画の期間においても市場全体の売上規模は成長を続けると見えています。この紙巻総需要の減少と売上規模の増加傾向は、今後も継続するものと予想されます。また、お客様のニーズ等によりE-Vapor製品及びHeated tobacco sticks等の市場構成は国々で異なるものの、RRPの主な市場は、米国、日本、イタリア、韓国、英国、ドイツ、ロシア等が挙げられます。市場規模は紙巻たばこ市場^(注2)に比べれば小さいものの年々売上が伸長しており、今後もHeated tobacco sticksの成長が牽引し、RRP売上規模は拡大していくと見込んでいます。

なお、2020年来の新型コロナウイルス感染拡大による影響により、たばこ業界全体として一層今後の見通しが不透明な状況にあります。これにより、お客様の購買力や消費・購買行動に与える影響は今後も一定程度残存すると認識していますが、中期的には大きな影響はないと想定しています。一方、国や地域により状況が異なっていること、経済への影響から各国の財政出動により増税の可能性等も考えられることから、今後の事業環境の変化には注視が必要と考えています。

(注1) 2019年度データ。Fine cut tobaccoを含む

(注2) Fine cut tobaccoを含む

ii 基本戦略

<質の高いトップライン成長>

・RRPへの取組み強化

RRPは、お客様、社会及び当社グループの事業にとって有益であると考えており、RRPをたばこ事業の将来に亘る持続的成長の柱と位置付け、優先的な資源配分を実施してまいります。より多くのお客様に選択いただけるRRPの開発に注力し、イノベーションによる高品質な製品ポートフォリオの拡充を通じて、変化するお客様ニーズを満たしていきます。なお、既存のたばこ製品については、利益基盤としてその重要性に変更はなく、引き続き事業投資を通じた持続的成長を目指してまいります。

・ブランドエクイティ強化を通じた既存主要市場におけるシェアの維持・拡大

たばこ事業は、「卓越したブランド力」を原動力として、過去数年間に亘って、当社グループ主要市場の多くで、その市場シェア伸長を実現してきました。

今後も市場シェア伸長を目指すべく、当社グループは、主要ブランド、特にGFBへの継続的な投資を通じたブランドエクイティの向上に注力していきます。その一方で、当社グループが事業展開する各国・各地域のお客様の嗜好に合わせ、ローカルブランドによる補完も適切に実行し、ブランドエクイティ強化に向けた継続的な投資を行っていきます。

具体的には、喫味品質の主たる要素である「ブレンド技術」「香料技術」「フィルターをはじめとする材料技術」、そしてそれらを「加工する技術」を更に進化させていくとともに、外観品質として重要な「パッケージ開発力」も加えた、付加価値あるたばこ創りの5つの主要素に注力していきます。

また、たばこ業界は、世界的な広告・販売促進規制等の進行によって、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌の4大マスメディアの活用が著しく制限されており、お客様との適切なブランドコミュニケーションを展開する上で、店頭を中心としたコミュニケーション媒体の重要性が高まっていると認識しております。したがって、流通・プロモーション戦略上は、国・地域ごとの規制環境により販売チャネル、お客様の購買動向、競合動向が異なることを踏まえたトレードマーケティングの推進を重要テーマと考えております。

・地理的拡大

たばこ事業は、1999年のRJRナビスコ社の米国外の海外たばこ事業及び2007年のGallaher社といった大型買収・統合を実現し、グローバルたばこメーカーとしてのプレゼンスを高めてきました。

これら二度の大型買収・統合を柱とした地理的拡大施策は、過去10数年間に亘ってたばこ事業成長の中核的役割を担い、特にスピード感ある適切な統合施策の実行は、買収によって獲得したグローバル事業基盤の自律的な強化・拡充に大きく貢献してきました。

その後も、新規市場への参入及び既存市場でのプレゼンス拡大を推進すべく、既存事業への投資強化及び外部資源の獲得として買収及び出資を行う等、先進国を中心とした高マージン市場と新興国を中心とした高成長市場のバランスの取れた地理的ポートフォリオの構築を実現してまいりました。今後も、更なるグローバル事業基盤の強化及び拡充を図るため、既に強固な基盤を有する市場及び成長ポテンシャルが高い市場へバランス良く投資し、自律的な成長を目指します。また同時に、更なる外部資源の獲得による成長機会の探索及び実行についても、重要な戦略オプションと考えております。

<コスト競争力の更なる強化>

たばこ事業は、これまで同様に不断のコスト改善を追求し、品質の維持・向上との両立を図りながら、スピーディーかつ効率的な事業運営体制の構築を目指します。また、これまで以上に、グローバルサプライチェーンの全体最適化を志向していきます。具体的には、葉たばこのグローバル調達における垂直統合や、材料品調達における材料スペックの統一化、サプライヤー間の互換性の確保によるコスト低減を促進していくとともに、市況に応じた機動的な調達と原材料在庫の適正化による原材料費の抑制を追求していきます。また、生産性の向上を目指した製造体制の見直しと設備投資の最適化を通じた加工費の節減も継続的に実施していきます。同時に、事業継続能力を向上させるべく、代替性確保と重要機能の分散化という観点から、マルチソーシング体制の確立と、グローバルな製造拠点の相互活用による製造能力の最適配分、優先銘柄に関する製造能力のエリア分散を目指しております。

上記施策を通じて、品質に妥協することなくコスト効率化を実現し、更なるマージン改善及び運転資本や投資最適化によるキャッシュ・フロー創出力の強化を目指していきます。

<基盤強化の推進>

たばこ事業の持続的成長を支える基盤として、「人財育成」を重要なテーマと考えております。

当社グループは70以上の国と地域で事業を展開しており、世界中で100以上の国籍の社員が、国籍・性別・年齢の区別なく働いております。こうした多様性を活かし、コラボレーションを推進する中で、シナジーを最大化しております。すべての企業活動・成果は人財によって生み出されるものという強い認識の下、グローバルな人財の獲得・育成について、更に進化させていきたいと考えております。

たばこ事業は、上記事業戦略の着実な実行により、引き続き業界を代表するグローバルたばこメーカーとしてのプレゼンス向上を目指すとともに、当社グループにおける利益成長の中核かつ牽引役としての役割を一層強化していきます。

[医薬事業]

医薬事業は、次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、当社グループへの安定的な利益貢献を目指します。

i 経営環境

世界の医薬品市場規模は過去5年間で年平均成長率約3.4%と成長を続け、直近2019年の市場規模は前年度比3.3%増の1兆2,624億米ドルとなっています^(注)。健康意識の高まり、人口の増加、公的医療制度の充実等に伴い、先進的な医薬品の需要が高まっている一方で、高齢化や財政赤字等の背景もあり、各国政府は薬価コントロールを強めており、医療費の抑制を図っています。

日本の医療用医薬品市場におけるジェネリック医薬品の規模は、政府による医療費抑制を目的とした普及促進に伴い拡大しています。加えて、薬価制度の抜本的改革により、2021年より毎年段階的な薬価引き下げ等が行われることになり、企業にとっては引き続き厳しい状況が予想されます。なお、2020年4月の業界全体の平均薬価引き下げ率は、4.4%となりました。

有望な創薬標的の発見は容易ではなく、また新薬の承認審査基準が厳格化する中で、グローバルの開発競争は厳しさを増しています。当社は、国際的に通用するオリジナル新薬創出のための研究開発主導型事業を運営しており、日本国内だけではなく、海外のメガファーマやベンチャー企業等、多数の企業と競合関係にあります。

(注) Created based on IQVIA World Review Executive 2015-2019

ii 基本戦略

<安定的な利益貢献>

安定的な利益貢献のために、具体的には「次世代戦略品の研究開発推進と最適タイミングでの導出」「各製品の価値最大化」を重要課題とした収益基盤の更なる強化に努めます。

・次世代戦略品の研究開発推進と最適タイミングでの導出

医薬事業の持続的発展の観点から、次世代戦略品の研究開発推進は重要な課題です。新薬創出のハードルが年々上昇している中、世界の医療現場におけるアンメットニーズに徹底的にこだわり、世界中から創薬のタネを求めることによって研究テーマの充実を図るとともに、候補化合物ごとに柔軟かつきめ細やかな研究マネジメントを実践することによって、迅速な臨床開発フェーズへの移行を目指します。

近年、世界規模で研究開発競争が激化しており、医療現場ニーズを見据えた完成度の高い開発戦略の構築と、スピード感のある臨床試験の実施が必要不可欠です。研究開発スピードを加速し、早期に世界の患者様に当社グループが創製した新薬をお届けするために、自社での開発推進に加え、引き続き、他社（特にグローバルメガファーマ）への導出や提携等の機会も積極的に追求していきます。

・各製品の価値最大化

2014年以降、「リオナ錠（高リン血症治療剤）」、「シダトレンスギ花粉舌下液」、「ミティキュアダニ舌下錠」及び「シダキュアスギ花粉舌下錠（減感作療法（アレルゲン免疫療法）薬）」、「コレクチム軟膏（アトピー性皮膚炎治療薬）」、「エナロイ錠（腎性貧血治療薬）」を国内で発売しました。また、海外においては各ライセンスパートナー企業が、「Stribild（抗HIV薬）」及び「Genvoya（抗HIV薬）」並びに「Mekinist（メラノーマ、非小細胞肺癌治療薬）」を販売中です。これら各製品を通じた医療現場への貢献を最大化すべく、当社のグループ会社である鳥居薬品やライセンスパートナー企業と緊密に連携し、市場への着実な浸透を図っていきます。

なお、こうした諸活動の推進を実効あるものとするためには、医療現場におけるアンメットニーズや最新の創薬研究に精通し、それをもとに完成度の高い開発戦略や製品価値最大化戦略を構築しうる人財、世界のアカデミアや製薬企業とわたりあえるグローバル人財の育成が急務であると認識しており、それに向けた取組みに注力していきます。

[加工食品事業]

加工食品事業は、高品質なトップライン成長による中長期に亘る利益成長を通じ、当社グループへの利益貢献を目指します。

i 経営環境

2019年における日本国内の冷凍食品消費量^(注)は、前年度比2.0%増の約295万トンと過去最高を記録し、輸入品を含む国内消費金額^(注)は前年度比0.1%増の1兆769億円となり、3年連続で1兆円を上回りました。更に、2020年は新型コロナウイルス感染拡大による自粛生活やテレワークの普及等により家庭内での食事頻度が高まり、改めて冷凍食品の保存性や簡便性、利便性等が評価され、需要が拡大しました。

日本の加工食品市場は、共働き世帯の増加等のライフスタイルの変化に伴い、調理の簡便化や時短化のニーズが高まっていること等を背景として堅調に推移していると考えています。その中でも冷凍食品は、いつでも手軽に出来たてのおいしさを再現でき、バリエーションが豊富であるため、お客様の多様なニーズを満たすことができると期待されています。

当社のグループ会社であるテーブルマーク㈱の競合企業は、マルハニチロ、ニチレイフーズ、味の素冷凍食品、日本水産といった大手企業に加え、数多くの中小企業が挙げられますが、各種の製品カテゴリーごとにすみ分けがなされています。一方で、流通各社でのプライベートブランド製品の拡大や卸企業の業界再編等、販路の動向にも注視することが必要と考えており、また、原材料においても世界的な食料不足を背景とした価格変動等のリスクが依然として存在しています。

(注) 出典：日本冷凍食品協会（2019年データ）

ii 基本戦略

<質の高いトップライン成長>

冷凍うどん、パックごはん、冷凍お好み焼を中心とした冷凍・常温食品、調味料及びパンを主力として事業を展開しております。お客様ニーズ把握力、アイデア創出力・具現化力の更なる強化を図ることにより、当社グループ独自の製造技術を一層活かしつつ、「お客様にとって、その価格に相応しい付加価値ある商品づくり」を目指します。また、商品戦略と連動した効果・効率的な広告宣伝及び販売促進活動の展開並びに営業力の強化を図ることによって、更なる市場シェア拡大を目指します。

<コスト競争力の更なる強化>

原材料調達力の強化、物流網の効率的運用、自社グループ工場の生産性改善によるコスト低減に加えて、販売促進施策の選択と集中による営業活動経費の効率的執行、全社的な固定費削減努力を継続的に行い、コスト競争力の強化に努めます。

<基盤強化の推進>

・食の安全管理

今後も引き続き、お客様に安全で高品質の商品を提供していくため、「フードセーフティ」「フードディフェンス」「フードクオリティ」「フードコミュニケーション」の4つの視点をもとに食の安全管理に万全を期した事業運営を行ってまいります。

「フードセーフティ」では、既に導入済の食品安全マネジメントシステムを活用し、リスクを極小化する活動を展開します。

「フードディフェンス」では、意図的な攻撃を防ぐための仕組みとして導入済であるフードディフェンスプログラムを推進しております。

「フードクオリティ」では、食品本来の品質である「おいしさ」を追求するとともに、お問い合わせ・ご指摘情報からの継続的な改善による、商品付加価値とお客様満足度の向上を目指します。

「フードコミュニケーション」では、お客様の要望に真摯に耳を傾けるとともに、当社グループの活動の「見える化」を推進するため、積極的に情報を提供する取組みを行います。

・人財育成

事業を支える人財の育成は重要なテーマであり、高いマーケティング能力や商品開発能力等様々なスキルを有する人財の育成に向け、能力開発プログラムの策定及び適切なキャリアパスの構築を図り、その実行に努めてまいります。

以上のとおり、当社グループは、「4Sモデル」の追求を経営理念とし、「変化への対応力」を高めながら、大胆かつスピーディーに意識・行動を変革し、各事業の成長戦略を着実に実行することによって、持続的・利益成長を実現し、中長期に亘る企業価値の継続的な向上を目指してまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性があるとして認識している主要な事項には、以下のようなものがあります。当該事項は、当社グループの経営目標及び事業戦略の達成に対して重大な影響を及ぼす事象の他、積極的な情報開示の観点から、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項も含んでおります。

ただし、以下に記載したリスクは当社グループに関するすべてのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。かかるリスク要因のいずれによっても、投資家の判断に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、別段の表示が無い限り、当該事項は提出日現在において判断したものです。

<リスクマネジメント体制>

当社グループでは、当社グループに影響を及ぼす可能性があるリスクを明確化し、その動向を注視するとともに、当該リスクの顕在化防止、又は仮に顕在化した際にその影響を最小限に抑えるための対策を講じています。また、当社グループは、これらすべてのリスクを統合的に把握・管理できる体制を構築しており、リスクマネジメントプロセスは以下の4ステップから構成されます。

(リスク特定)

社長に指名されたリスクマネジメント推進責任者（現担当はサステナビリティマネジメント担当取締役）は、当社グループに影響を及ぼす可能性があるすべてのリスクを把握します。

(リスク評価)

各執行役員は、顕在化する可能性と顕在化した場合の影響度の観点から自部門のリスクを評価し、注視すべき重要リスクを選定し、リスクマネジメント推進責任者に報告します。

リスクマネジメント推進責任者は、それを基に、グループの経営目標及び事業戦略の達成に対して重大な損失を与える可能性がある当社グループの重要リスクを決定し、社長に報告します。

(リスク対応計画の策定)

当社グループの重要リスクは、各執行役員が中心となってリスク対応計画を立案し、リスクマネジメント推進責任者及び社長に報告されます。

(リスク対応計画のモニタリング)

当社グループの重要リスクの対応計画の進捗状況は、各執行役員により、定期的にリスクマネジメント推進責任者及び社長に報告されます。

(1) 当社グループの事業及び収益構造並びに経営方針に係るリスク

① 連結売上収益に占める日本市場のたばこ売上収益の重要性について

当社グループは、たばこ事業を中心に70以上の国と地域で事業を展開、また130以上の国と地域で製品を販売しており、その中でも日本市場におけるたばこの売上収益は、当社グループの売上収益に相当程度貢献しております。したがって、たばこ需要の減少や増税、規制等、たばこ事業を取り巻く環境に存在する様々なリスクが発現し（たばこ事業にかかるリスク詳細については下記「(2) 当社グループの事業に係るリスク たばこ事業に係るリスク」をご参照ください）、日本市場が何らかの悪影響を受けた場合は、国内たばこ事業の収益の悪化等、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、製品ポートフォリオの最適化、営業力の強化・効果的な販売促進施策の実行等により、日本市場のたばこ売上収益の維持・成長に取り組んでいます。また、買収・統合といった地理的拡大施策により、グローバルたばこメーカーとしてのプレゼンスを高め、既存事業への投資強化及び外部資源の獲得を行う等、先進国を中心とした高マージン市場と新興国を中心とした高成長市場のバランスの取れた地理的ポートフォリオの構築を実現してきております。日本市場に限ることなく、更なるグローバル事業基盤の強化及び拡充を図ることで、特定の市場にのみ依存せず継続的に利益創出が可能な複数市場を確保するよう取り組んでいきます。

② 事業拡大について

当社グループは、医薬事業及び加工食品事業が、当社グループの中長期に亘る持続的な利益成長を補完する役割として、将来においても安定的かつ更なる利益貢献をするものと考えており、引き続きこれらの事業に対する投資を行う予定ですが、かかる投資が期待されるリターンをもたらすという保証はありません。

当社グループは、RJRナビスコ社の米国外たばこ事業の取得（1999年、買収額約78億ドル（9,440億円、取得時の為替レートにより算出、以下同じ））、Gallaher社の買収（2007年、買収額約75億ポンド（1兆7,200億円））、㈱加ト吉（現：テーブルマーク㈱）の買収（2008年、買収額約1,090億円）、Natural American Spiritの米国外たばこ事業の取得（2016年、買収額約50億ドル（約5,914億円））をはじめとして、事業の拡大に向け、積極的に外部の経営

資源を獲得してまいりました。当社グループは、事業の拡大のために、他企業の買収、他企業への出資、他企業との提携及び協力体制構築等の検討を行い、その結果、将来の当社グループの業績に貢献すると判断した場合には、これらを実行する可能性があります。しかしながら、異なる地理的又は文化的背景により営業、人員、技術及び組織の統合ができない場合、買収又は提携した事業における製品に対する継続的な需要を維持し又はかかる製品を製造販売することができない場合、現在行われている事業を継続することができない場合、買収した事業における優秀な人財を保持し又は従業員の士気を維持することができない場合、当社グループの内部統制体制を買収した事業に適用することができない場合、効果的なブランド及び製品ポートフォリオを構築することができない場合、異なる製品ラインにおける販売及び市場戦略の連携ができない場合、並びに現在行われている事業から経営者の注意が分散される場合等により、当社グループの期待する成果が得られない場合、又は、想定しなかった重大な問題点が買収後に発見された場合等には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、買収に伴い、相当額ののれん及び無形資産を連結財政状態計算書に計上しており、当年度末現在、のれん及び無形資産の金額はそれぞれ、連結総資産の35.5%（1兆9,094億円）及び6.8%（3,636億円）を占めております。当社グループは、当該のれん及び無形資産につきまして、それぞれの事業価値及び事業統合による将来のシナジー効果が発揮された結果得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られないと判断された場合、又は適用される割引率が高くなった場合は、減損損失が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、事業の拡大のために他企業の買収、他企業への出資、他企業との提携及び協力体制構築等を行う際、適時適切に外部知見・評価を活用し、関係する経営幹部で買収価格・契約条件等の適切性を審議の上、取締役会等で意思決定を行っています。また買収に関して、買収後は、買収先の事業運営状況を各事業経営計画に盛り込み、定期的にモニタリングし、シナジー最大化の実現に向けたフォローアップや減損兆候の把握等の対応を行っています。

③ 外国為替・金利の変動による影響について

当社は円表示で連結財務諸表を作成しておりますが、海外の当社グループ会社はロシアルーブル、ユーロ、英国ポンド、台湾ドル、米国ドル、スイスフラン等日本円以外の外国通貨で財務諸表を作成しております。したがって、海外の当社グループ会社の業績、資産及び負債は、当社の連結財務諸表の作成時において日本円に換算され、円表示で当社の連結財務諸表に記載されることになるため、当該当社グループ会社が決算に使用する外国通貨の日本円に対する為替の変動による影響を受けることとなります。当社グループの売上収益及び調整後営業利益に占める海外たばこ事業の割合は、当年度において、それぞれ62.4%及び70.0%であり、特に、当社グループの海外たばこ事業の拡大に伴い、その寄与分につき、為替の変動が連結財務諸表に重大な影響を与える可能性があります。

なお、海外たばこ事業の決算を連結するJT International Holding B.V.（以下「JTIH」という）が決算に使用する通貨は米国ドルですが、同社は世界各国に存在する連結子会社又は関連会社を通じて事業を行っており、それらの中には米国ドル以外の通貨により決算を行っているものがあります。このため、外国為替の変動に伴う換算影響には日本円とJTIHが連結決算に使用する通貨である米国ドルの間の為替変動だけではなく、当該米国ドルと、同社の連結子会社又は関連会社が決算に使用するその他の通貨の間の為替変動も含むこととなります。

また、当社が外貨建てで株式等を取得した海外の当社グループ会社について、清算、売却又は重大な価値の減額等の事由が発生した場合、当社の連結財務諸表において当該会社に対する投資の損益が計上され、かかる損益は当該株式等の取得に使用した外国通貨と日本円の間の変動の影響を受けます。

また、当社グループの国際取引の大部分は外国為替の影響を受けます。例えば、当社グループは、国内たばこ事業又は海外たばこ事業において、外国産葉たばこを使用しておりますが、外国産葉たばこの相当程度を米国ドル建てで調達する一方、製造たばこを各国の現地通貨建てで販売しております。したがって、当該現地通貨に対して米国ドルが高くなった場合には、当社グループの利益率に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは銀行預金や国債等の金融資産及び銀行借入金や社債等の金融負債を保有しております。これらの資産及び負債に係る金利の変動は、受取利息及び支払利息の増減、あるいは金融資産及び金融負債の価値に影響を与え、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、為替相場・金利水準の変動により当社グループの年金資産額、退職給付債務額等が変動した場合には、当社グループの業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、為替・金利相場の現状等を総合的に勘案して外国為替・金利ヘッジ方針の策定及び方針を実行し、当社財務部は、定期的にその実績を当社の社長及び取締役会に報告しております。

④ 自然災害及び不測の事態等について

当社グループは世界各国・各地域で事業展開しており、特にたばこ事業においては、更なるグローバル事業基盤の強化及び拡充を図っています。近年、国内外において地震、津波、台風、洪水等の自然災害が発生しており、今後も大規模な自然災害、インフラの停止、政情不安、爆発等の人災その他の不測の事態が発生した場合には、仕入先の被

災に起因する供給不足、交通、流通サービス及び販売チャネルの障害、電気・水道等の停止、需要の減少、従業員の被災等により当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは自然災害及び不測の事態の発生に備え、平時からの危機管理関連情報の継続的な収集及び発信に加え、従業員及びその家族の安否を確認する安否確認システムの導入や防災訓練等、従業員の防災意識を向上させる等の取組みを実施しており、製品の安定供給のために国内製造工場をはじめとした複数拠点の耐震工事の実施、複数拠点での生産体制及び予備電源の設置等バックアップ体制を構築する等、事業活動への支障を最小限に留めるように備えています。また、罹災した際の損失を最小限に留めるため、建物、機械、設備、在庫等、必要に応じて重要な資産に損害保険を付保しています。加えて、自然災害及び不測の事態発生の際には、事業継続計画の見直しを行い必要があれば修正を加える等、適切な情報収集・状況判断を踏まえ、事業継続計画が実行できるよう迅速かつ柔軟に対応してまいります。

⑤ 感染症について

当社グループは、世界各国・各地域で事業展開しており、感染症の世界的流行は当社グループの事業運営に大きく影響する可能性があります。近年、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、世界経済の減速・後退及び生活様式の変化等未曾有の事態をもたらしており、加えて新型コロナウイルス感染症の収束時期を見通すことは困難なことから、今後も経済の先行きは不透明な状況です。

当社グループにおいても、たばこ事業における免税販売の減少、国内たばこ事業及び加工食品事業における消費動向の変化等、新型コロナウイルス感染拡大は各事業に影響を与えており、当年度は全社の売上収益に610億円程度の悪影響を及ぼしたと見ております。現時点において新型コロナウイルス感染症の影響による事業継続上の支障はありませんが、新型コロナウイルス感染症の収束時期や将来的な影響を現時点で見通すことは困難であり、各事業における中長期的な消費動向・需要動向への影響は不透明な状況であり、事業・財務への影響については為替の動向及び各国の行政や当局の対応とともに注視・精査が必要です。今後新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症が拡大した場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染拡大により、たばこ事業、医薬事業、加工食品事業のいずれにつきましても、各国の行政や当局からの方針・指示を踏まえ、事業を行っております。2020年1月には経営トップを筆頭とした対策本部を立ち上げ、新型コロナウイルス感染症に対する対応方針の作成、日々の状況の管理等を実施しています。具体的には、新型コロナウイルス感染症の社内外への感染被害抑止と従業員やその家族等の安全確保の観点から、在宅勤務の積極的活用、職場衛生管理の強化、出張制限等様々な予防・感染防止策を実施しております。また、事業継続の観点から、工程衛生管理の徹底等による安全性を確保した生産体制の継続やサプライヤーの複数化により、安定した製品供給体制を整備しています。

⑥ 気候変動について

当社グループが持続的に成長するためには、事業を通じて社会の持続的な発展に貢献していくことが必要不可欠と認識しています。当社グループはサステナビリティへの取組みを経営の中核と考えており、当社グループの経営理念である4Sモデルに基づき、マテリアリティ分析を踏まえて、サステナビリティ戦略を策定しています。特に、環境課題に対する社会の関心は年々高まっており、「環境負荷軽減」を当社グループ共通の基盤と定めております。中でも地球温暖化に伴う気候変動は、社会及び当社グループのバリューチェーンに大きな影響を及ぼしかねない課題として認識しています。これを踏まえ、当社グループでは気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に賛同を表明し、気候変動シナリオ分析にも取り組んでいます。この分析の結果、脱炭素社会への移行に伴う炭素税負担等の増加、気候変動の激甚化による葉たばこの生育環境の変化等が、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、環境への負荷低減のため、2019年に「JTグループ環境計画 2030」を策定しました。その中でも「エネルギー・温室効果ガス」を重要な取組み領域の一つに選定し、パリ協定に準拠した温室効果ガス削減目標を掲げています。この目標は当社グループだけではなくバリューチェーンも対象としており、科学的根拠に基づく削減目標（Science Based Targets）として認定を受けています。また、葉たばこ調達の多様化等の取組みを推進することにより、気候変動による悪影響を最低限に留めるよう努めております。当社グループは、気候変動が事業に及ぼす影響をよりの確に把握し、適切に対応するための体制を整え、事業戦略へ反映させていくとともに、適切な情報開示を一層進めてまいります。

⑦ カントリーリスクについて

当社グループは、世界各国・各地域で事業展開しており、特に、海外たばこ事業の重要性が増加してきております。当社グループは、長期的な成長実現のために、更なる地理的拡大に積極的に挑戦してまいります。一方で、現地の政治・経済・社会・法制度等の変化や暴動、テロ及び戦争の発生に伴うカントリーリスクが相対的に高まり、リスクが具現化した場合には、サプライチェーンや流通網の遮断、資産や設備の毀損、人員配置及び営業管理の困難性等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループには、経済制裁の対象となっている国々における事業があります。当社グループは、各種経済制裁に則り適法、適切に事業運営を行っておりますが、仮に当社グループがこれらの経済制裁に違反したと認定された場合には、多額の罰金が課される等のおそれがあり、また当該制裁の内容等が変更された場合には、当社グループがかかる国々における事業を継続できなくなる等、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループがかかる経済制裁に違反しない場合でも、経済制裁の対象となっている国々において事業を行っていること自体により、当社グループに対する評判に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、事業展開をしている各国・各地域におけるカントリーリスクに係る情報を収集・モニタリングを実施しており、地政学要素を見極めながら、安定的な事業運営に向けて取り組んでおります。また、グローバル事業基盤の強化及び拡充を図り、継続的に利益創出が可能な市場を複数確保することで、特定の市場においてカントリーリスクが発現した場合でも当社グループの業績への悪影響を最小限に留めるよう努めております。

⑧ お客様嗜好・行動の変化について

当社グループを取り巻く経営環境は、世界経済の縮小・成長鈍化等、引き続き不確実性を増しております。そのような中、当社グループは、持続的な利益成長のためにはお客様に新たな価値・満足を提供し続けることが重要であると認識しており、お客様嗜好・行動の変化等を踏まえ、商品・サービスの付加価値の向上に努めています。しかしながら、経済・景気の悪化等によりお客様嗜好・行動が変化し、当該変化に当社グループが適切に対応できなかった場合、既存事業におけるお客様の流出や成長機会の損失等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループはお客様に新たな価値・満足を提供し続けるため、各事業において、市場動向分析及び定性・定量的なお客様調査等を実施することでお客様の嗜好を特定し、既存製品の改善や新規開発といったお客様嗜好に即した高付加価値製品の実現に努めております。例えば、たばこ事業においては、お客様の求める利便性を向上させる等RRPの既存製品の改良及び新規開発、紙巻たばこ等の高品質な製品の担保及び適切な価格設定等を実現しております。

加工食品事業においては、近年健康志向の高まりに伴い、健康へ配慮した製品の開発等を行っております。

⑨ 競合他社との競争について

当社グループは国内及び海外たばこ事業、医薬事業並びに加工食品事業を展開しているグローバル企業であり、いずれの事業においても競合他社と熾烈な競争を行っており、今後もより一層競争が激化する可能性があります。

国内たばこ市場においては、1985年の製造たばこの輸入に関する規制の自由化及び1987年の輸入紙巻たばこの関税の無税化以降、喫煙者の嗜好の多様化、競合他社の積極的な販売促進活動等により、競合他社との競争は著しく高まってきております。加えて、お客様のニーズの多様化に伴い、近年RRP市場が急激に拡大しており、お客様のニーズを的確に捉えた製品を提供し続けることが、これまで以上に重要であると認識しています。

海外たばこ市場においては、当社グループは自律的成長に加え、RJRナビスコ社の米国外のたばこ事業の取得、Gallaher社の買収等を通じて当社グループの事業の拡大を行いました。これら買収の結果として、海外の市場において、当社グループはフィリップ・モリス・インターナショナル社やブリティッシュ・アメリカン・タバコ社のようなグローバルにたばこ事業を展開する企業及びそれぞれの地域において強みを持つ企業との間で、より広範囲にわたって競合関係にあります。

医薬事業においては、日本国内だけではなく、海外のメガファーマやベンチャー企業等、多数の企業と競合関係にあり、加工食品事業においては、各種の製品カテゴリーごとに緩やかなプレイヤーのすみ分けがなされておりますが、当社グループ会社であるテーブルマークの競合企業として、マルハニチロ、ニチレイフーズ、味の素冷凍食品、日本水産といった大手企業に加え数多くの中小企業と競合関係にあります。

各事業及び市場におけるシェアは、当社グループ及び他社の新製品の投入、並びにそれらに伴う特別の販売促進活動等の一時的要因によって短期的に変動することがあるほか、競合、規制、価格戦略、お客様嗜好・行動の変化、健康に対する社会的関心の高まり、ブランド力又は各市場における経済情勢その他の多数の要因に影響されて変動いたします。これらの諸要因により、当社グループの市場におけるシェア及び競争優位性が低下した場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが競合他社との競争の中、持続的な利益成長を実現するためには、お客様に新たな価値・満足を提供し続けることが前提となってきます。そのためにも当社グループは、お客様嗜好・行動の変化やニーズにマッチした製品の提供、製品ポートフォリオの最適化、営業力の強化・効果的な販売促進施策の実行、更なるコスト効率化、継続的に利益創出が可能な複数市場の確保等の対策を不断に検討し、取り組んでいます。

⑩ 原材料調達・輸送コストの不安定化について

当社グループはグローバルな製造体制を構築しており、多種多様な原材料を国内及び世界各国から調達しております。これらの調達状況及び調達コストは天候やその他の自然現象、需給バランス、為替変動及びサプライヤーのトラブル等に左右されます。また、労働力不足に起因する物流業界の人件費高騰や原油価格の上昇による輸送コスト増加は、今後更に深刻化するおそれがあります。必要な量の原材料が安定して確保できない場合、又は原材料調達コスト

及び商品の輸送コストが上昇した場合、製品の安定的な供給が担保出来ない等、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

当社グループは、かかる原材料調達・輸送コストの不安定化に伴うリスクの低減のため、不測の事態に備え、サプライヤーの複数化を進めています。また原材料価格を継続的にモニタリングし、製造工程や品質を担保した上で、必要に応じて製品スペックの見直しを行う等、効率的な原材料使用を進めています。同様に、原油価格や物流業界の動向を継続的にモニタリングし、必要に応じて輸送方法の見直しや効率化を図っております。加えて、サプライヤーとの関係強化により主要原材料の調達能力を高め、葉たばこ調達については内部調達比率を向上させる等、必要な対応を実施しています。

⑪ サプライチェーンにおけるリスクについて

当社グループはサステナビリティ戦略を策定しており、各事業において優先的に取組む注力分野を設定し、日々様々なサステナビリティの課題に取り組んでいます。特にたばこ事業及び加工食品事業においては「持続可能なサプライチェーンの構築」を注力分野の一つとしており、サプライチェーンを適切に維持管理していくことは、事業活動を継続していく上で重要な事項です。当社グループは、世界各国・各地域で事業展開しており、サプライヤーをはじめとするステークホルダーと連携し、環境・社会に配慮した調達活動に努めています。しかしながら、サプライチェーンにおいて、環境・人権上の問題や法令違反等が発生した場合、当社グループの社会的信用の毀損・低下等、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、JTグループサプライヤー行動規範をもとに、環境・社会・ガバナンスの評価項目に照らしたサプライヤー審査の導入に向けた取組みや定期的なモニタリングの実施、コンプライアンス・人権・環境・労働安全衛生に関する潜在的なリスクの把握等、持続可能なサプライチェーンの構築に取り組んでいます。たばこ事業においては「児童労働の防止」「労働者の権利尊重」「適切な労働安全衛生の維持」の3つを基本とした当社グループの耕作労働規範（ALP）を策定し、葉たばこサプライチェーンの維持管理に取り組んでいます。

⑫ 訴訟等について

当社グループは、喫煙、たばこ製品のマーケティング又はたばこの煙への曝露により損害を受けたとする訴訟の被告となっております。喫煙と健康に関する訴訟については、当社グループを被告とする訴訟、若しくはRJRNタバコ社の米国外のたばこ事業を取得した契約に基づき、当社が責任を負担する訴訟が存在しております。また当社グループは喫煙と健康に関する訴訟以外の訴訟においても当事者となっております。

当社グループは係争中の又は将来の喫煙と健康に関する訴訟がどのような結果になるのか予測することはできません。これらの訴訟が当社グループにとって望ましくない結果になった場合、多額の賠償責任を負うこと等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。またこれら訴訟の結果にかかわらず、訴訟に関する批判的報道その他により、喫煙に対する社会の許容度の低下、喫煙に対する公的な規制が強化されること、当社グループに対する多くの類似の訴訟が提起されること、かかる訴訟の対応及び費用の負担を強いられること等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また喫煙と健康問題関連の訴訟以外にも、当社グループ製品の品質に何らかの問題が生じた場合に製造物責任の請求を受ける等、今後も当社グループを当事者とした訴訟等が発生する可能性があります。これらの訴訟等が、当社グループにとって望ましくない結果になった場合に、当社グループの業績又は当社製品の製造、販売、輸出入等に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、社内外連携を密に行うための体制を整え、当社グループに係る訴訟等について、その情報を速やかに把握し、経営層や関係部門に情報共有を行うとともに、必要に応じ社外弁護士と連携して、その後の対処方針を検討する等、適時適切な対応を行っております。

なお、当社グループが当事者となっている主な訴訟については「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 38. 偶発事象」をご参照ください。

⑬ 人財確保の困難化について

当社グループは、基本戦略の一つとして「基盤強化の推進」を掲げており、世界各国・各地域で事業展開し、100以上の国籍を持つ社員が働く当社グループ人財の多様性を活用し、コラボレーションを推進することにより、シナジー最大化を目指しております。一方、当社グループの中核であるたばこ事業に対する社会的イメージの低下等により、優秀な人財の確保及びその引き留めが重要な課題となっております。今後、人財の確保等を十分に行うことができなかつた場合、将来の事業運営が困難となり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、すべての企業活動及び成果は人財によって生み出されていることを強く認識しております。また、多様な人財こそが競争力の源泉であると認識のもと「人財マネジメントポリシー」を掲げ、世界中から優秀な人財を採用し、その育成・確保を一層強化しております。

具体的には、経験者採用を実施することで、高度な専門性を有している等、各分野で必要とする人財の即時確保を行っています。加えて、海外たばこ事業においては、1990年代後半から2001年の間に生まれた世代であるジェネレーションZと呼ばれる世代が有するスキルが当社グループのイノベーションを後押しすると考え、当該世代の採用に注

力しています。また、役職者を含むすべての従業員を対象に、それぞれのキャリアにおいて必要なスキルを身に付けられる研修を実施する等、当社グループのすべての従業員に成長の機会の提供し、人財の育成に努めています。同時に、ダイバーシティの推進を含め、働きやすい職場環境の維持・改善、公正な人事・処遇制度の整備及び適正な運用を行うとともに、多様性を尊重する制度と組織風土を整えています。

⑭ 知的財産権の侵害について

当社グループは、「質の高いトップライン成長」を実現するために、様々な知的財産を活用して、商品・サービスの付加価値向上を図っており、これらの知的財産の権利化を積極的に行っています。かかる状況において、当社グループの知的財産権が他者に侵害された場合には、当社グループの技術やブランドが十分に保護されず、当社グループの事業戦略や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループ商品・サービスが第三者の知的財産権を侵害したと認定された場合には、損害賠償の支払いが必要となる又は商品・サービスの提供が出来なくなるおそれがあり、当社グループの事業戦略や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、当社グループの知的財産権が他者に侵害されるリスクを回避するため、知的財産の権利化及び知的財産権の適切な管理等の対策を講じております。また、他者が有する知的財産権の侵害を未然に防止するため、知的財産権の権利状態の調査・モニタリングの実施等、適時適切に対応しております。

⑮ 環境規制について

当社グループは、国内外において研究開発及び製造を行っておりますが、その過程で発生する有害物質及び廃棄物等について、さまざまな環境保護に係る法的規制を受けています。将来、当社グループの事業活動により環境汚染等の問題が発生した場合、又は環境規制の導入若しくはその変更があった場合には、環境汚染賠償責任等の発生、企業のレピュテーションの低下、規制に対応した設備投資等の追加費用の発生、既存の事業活動が制限される等、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、環境汚染防止のため、環境関連法規の制定及び改正の継続的なモニタリング、関係部門への周知等、環境関連法規の遵守徹底を図るとともに、必要に応じて適切な対応を実施しております。例えば、当社グループでは製造拠点を中心にISO14001に基づく内部監査により環境関連法規の遵守状況を毎年確認しています。加えて3年に1度外部機関による監査を受ける事で、より強固な環境マネジメントシステムを構築しています。

また、当社監査部及び国内グループ会社監査部門が環境監査も実施し、客観的な視点から評価しています。当該監査結果については、経営層に報告されるとともに関係部門と情報共有され、当社グループ全体の環境マネジメントシステムの改善につなげています。

⑯ 情報セキュリティについて

当社グループは事業運営にあたって、事業及び業務の効率的遂行のため各種情報技術を活用しております。そのため、不正アクセスやコンピュータウイルスによる攻撃、災害等の不測の事態によってシステムの障害及び機密情報の漏洩等が発生した場合には、情報システムの一時的な停止、社会的信用の低下、競合優位性の喪失及び当該事象に対する適切な対応を行うための費用負担の発生等、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、情報セキュリティに対する取組み姿勢を明確にするとともに、情報セキュリティ対策を網羅的かつ継続的に推進するために情報セキュリティに関する規程を整備し、当社グループが保有するシステムやデータ等の情報資産の適切な管理・保護に努めております。また、当社グループは、ハード・ソフト両面から情報セキュリティ強化に取組み、ハード面では、重要システムのセキュリティに関する技術・運用上の点検と改善を継続的に実施しています。ソフト面では、全従業員を対象とした情報セキュリティe-learningの実施等、従業員のセキュリティ教育に努めています。

(2) 当社グループの事業に係るリスク

たばこ事業に係るリスク

① たばこ需要の減少について

国内たばこ市場におけるたばこ需要は、少子高齢化の進展、喫煙と健康に関する意識の高まり、増税や喫煙をめぐる規制の強化等を背景に減少傾向が続いており、かかる減少傾向は継続するものと予測しております。海外たばこ市場においても、たばこ需要の動向は地域によって変動はあるものの、経済環境、社会情勢、規制動向、増税及び値上げ等により減少する可能性があります。たばこ需要が減少した場合、販売数量の減少により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

たばこ事業においては、お客様嗜好・行動の変化やニーズにマッチした製品の提供及び製品ポートフォリオの最適化に取り組んでいます。また、既に強固な基盤を有する市場及び成長ポテンシャルが高い市場へバランス良く投資し、自律的な成長を目指すと同時に、更なる外部資源の獲得による成長機会の探索及び実行についても重要な戦略オプションと考え、特定の市場にのみ依存せず継続的に利益創出が可能な複数市場の確保を図っております。その他、増税や喫煙をめぐる規制の強化等に対しては、規制動向の正確・迅速な情報収集、公正でバランスの取れた規制策定に向けた政策立案に積極的に協力するための政府関係者（規制当局含む）やあらゆるステークホルダーとの建設的な対話、増税影響を最小化するための適切な価格設定や更なるコスト効率化等に取り組んでいます。

② たばこに課せられる税金について

たばこ税については、日本を含む各国で財政及び公衆衛生の観点による増税議論が行われ、実際に増税が行われております。また、日本をはじめ多くの国で、国家財政の改善に向けた消費税又はVAT（Value-Added Tax、付加価値税）等それに類する税金の引き上げが行われております。

各国においてたばこに課せられる税の種類又はその税率の変更を予測することは困難であり、増税が想定外のタイミング、頻度、税率又は地域で行われた場合、当社グループは、増税に迅速かつ適切に対応することができない可能性があります。

また、たばこに課せられる税金が引き上げられた場合、これに対応してたばこの小売定価の値上げを行えば、たばこ需要の減少や安価な銘柄への需要の移行、密輸や偽造等の不法取引の発生又は増加を促す可能性があり、一方で、かかる値上げを行わなければ、たばこ事業の収益構造の悪化をもたらすことから、いずれも当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

たばこ事業においては、お客様嗜好・行動の変化やニーズにマッチした製品の提供、製品ポートフォリオの最適化、特定の市場にのみ依存せず継続的に利益創出が可能な複数市場の確保、増税に係る動向の正確・迅速な情報収集、政府や規制当局との建設的な対話、増税影響を最小化するための適切な価格設定や更なるコスト効率化等に取り組んでいます。

なお、日本では2018年度税制改正において「所得税法等の一部を改正する法律」（平成30年3月31日法律第7号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成30年3月31日法律第3号）が制定されました。また、2019年度税制改正において、2020年3月27日に「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年3月31日法律第8号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（令和2年3月31日法律第5号）が制定されました。詳細については、「(3) 上記以外に、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項 ③提出会社の事業に係る法律関連事項等 iii たばこ税に係る法律（たばこ特別税を含む）～ iv 紙巻たばこ以外の製造たばこに適用される課税方法について」をご参照ください。

③ 製造たばこに対する規制について

・海外の状況について

たばこ規制環境は、2005年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」を契機に、年々厳しくなる傾向にあります。

当該条約は、喫煙の広がり継続的かつ実質的な抑制を目的としており、たばこ需要減少のための価格及び課税措置についての条項、たばこ需要減少のための非価格措置についての条項（受動喫煙からの保護、たばこ製品の含有物・排出物に関する規制、たばこ製品についての情報の開示に関する規制、たばこ製品の包装及び表示に関する規制、たばこの広告、販売促進及びスポンサーシップに関する規制等）、たばこの供給減少に関する措置についての条項（たばこ製品の不法取引を防止するための措置、たばこ製品の未成年者への販売を防止するための措置等）等を規定しています（日本政府は2004年6月に当該条約を受諾しています）。

なお、当該条約においては、各締約国の一般的義務として、たばこ規制戦略、計画及びプログラムの策定、実施、定期的な更新、及び検討を行うことが定められていますが、各締約国における具体的規制の内容・範囲・方法等は各国に委ねられています。当該条約発効後、締約国会議（COP）が定期的に開催され、各条項に係るガイドラインや議定書（FCTCとは別に批准・受諾等を要する）を策定する等、締約国間での議論が継続しています。

各国の具体的規制として、当社グループの重要市場であるロシアにおいては、2013年2月にたばこ製品の店頭陳列規制、販売場所規制、広告・販売促進・スポンサーシップの禁止、最低小売価格の設定、公共の場所における喫煙禁止、不法取引対策等を含む包括的たばこ規制法が成立し、同年6月から段階的に施行されております。

また、EUにおいては、2001年7月に公布された「たばこ製品指令（EU TPD）」が改定され、たばこ製品の包装・表示規制の強化、たばこ製品の添加物規制、電子たばこ製品関連規制、不法品対策等を含むその改定指令が、2014年5月に発効し、各加盟国では本指令に基づいた規制が導入されております。

更に、2012年12月に、豪州が規定のフォントスタイル及びフォント色での製品名の刷記を除き、たばこパッケージにロゴ・ブランドイメージ又は販売促進文言を刷記することを禁止するブレンパッケージ規制を導入しております。現在、同様の規制が、フランス、英国等で導入済みであり、複数国が導入を検討又は決定している状況にあります。

その他、例えば米国連邦政府においては、フレーバー付き電子たばこの一部について販売禁止規制が導入される等、電子たばこへも規制拡大の動きが見られます。

将来における販売活動、マーケティング、包装・表示、たばこ製品及び喫煙に関する法律・規則の正確な内容を予測することは困難ですが、当社グループは、国内外において、上記のような規制を含む様々な規制が広がっていくものと予測しています。

・国内の状況について

たばこ事業法、関連法令及び業界自主規準は日本国内における製造たばこの販売及び販売促進活動に関する規制を設けており、この規制には広告活動や製造たばこの包装に製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促す文言を表示することも含まれております。

2003年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言等の見直しが行われ、2005年7月以降、すべての国内向け製造たばこが改正後の規則に従って販売されております。また、財務大臣は、たばこ事業法第39条（注意表示）及び第40条（広告に関する勧告等）に基づき、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」（以下、「広告指針」という）を示しており、広告指針は上記のたばこ事業法施行規則改正を踏まえ、2004年3月に改正されております（詳細については、以下（3）③iの脚注2及び3をご参照ください）。

一般社団法人日本たばこ協会も広告及び販売促進活動等に関する自主規準を設けており、当社を含む会員各社は、これを遵守しております。なお、2016年2月には、財政制度等審議会たばこ事業等分科会の下に表示等部会が新設され、広告指針のあり方に関する専門的な検討が行われました。表示等部会は、2016年6月にたばこ事業等分科会に対し検討結果を報告しており、たばこ事業等分科会においてこれを踏まえた更なる議論が行われた結果、2018年12月28日に「注意文言表示規制・広告規制の見直し等について」が公開されました。これに基づき、2019年6月14日、たばこ事業法施行規則及び広告指針、関連告示の一部改正が公布されたことを受け、同日、一般社団法人日本たばこ協会の設ける自主規準の改定がなされました（たばこ事業法施行規則及び広告指針の改正については、以下（3）③iの脚注4及び5をご参照ください）。本改定では、製造たばこに係る規準の改定に加え、加熱式たばこの製造たばこ部分に係る規準の新設、加熱式たばこの製造たばこ以外の部分（加熱式たばこを加熱するための機器）に係る規準の新設、たばこに係る企業活動及び喫煙マナー向上を提唱するテレビ広告に関する規準の新設がなされております。

具体的には、製造たばこの包装における注意文言表示については、2020年7月1日までに、最新の科学的知見に即した文言の追加・改定及び注意文言の表示面積を50%以上へ拡大する等の新たな表示方法へ切り替えることが定められました。また、広告規制については、インターネット広告等について未成年者を対象としないためのより実効性の高い措置を講じる、店頭広告の大きさや掲示方法について新たに必要な制限を行う等、自主規準の改定が行われました。

受動喫煙防止の観点からは、2018年7月に「健康増進法の一部を改正する法律（以下、「本法律」という）」（平成30年7月25日法律第78号）が成立し、多くの人が利用する施設ごとに、望まない受動喫煙を防止するための対策が強化されました。本法律では、第一種施設（学校、病院、行政機関等）、第二種施設（飲食店・事務所・工場等、第一種施設及び後述の喫煙目的施設以外の施設）、喫煙目的施設（公衆喫煙所・喫煙を主たる目的とするバーやスナック等・店内で喫煙可能なたばこ販売店）と3つの施設に区分され、施設ごとに求められる措置が異なります。第一種施設においては、「原則敷地内禁煙」となりましたが、一定の要件を満たした屋外喫煙所を設置することは可能です。第二種施設においては、「原則屋内禁煙」となりましたが、一定の要件を満たした喫煙専用室等を設置することは可能です。また、一定の要件を満たした飲食店においては、店舗全体を喫煙可とすることも可能です。喫煙目的施設においては、施設内で喫煙が可能です。本法律が2020年4月1日から全面施行され、喫煙場所が減少していくものと認識しております。喫煙環境の具体的変化を詳細に見通すことは困難ですが、当社グループの業績への影響は一定程度あるものと認識しております。

・当社グループの業績への影響について

将来における販売活動、マーケティング、包装・表示、たばこ製品及び喫煙に関する法律、規則及び業界のガイドラインの正確な内容を予測することはできませんが、当社グループは、製品を販売する国内及び海外において上記のような規制又は新たな規制（地方自治体による規制を含む）が広がっていくものと予測しております。

当社グループとしては、たばこに関する適切かつ合理的な規制については支持する姿勢ではありますが、上記のようなたばこに関する規制が強化された場合、又はかかる規制強化に適時適切に対応できなかった場合には、たばこに対する需要及び市場シェアの減少や、新たな規制に対応するための費用等の要因を通じて、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。たばこ事業においては、規制動向の正確・迅速な情報収集、政府や規制当局及びあらゆるステークホルダーとの建設的な対話等に取組んでいます。

④ 密輸及び偽造等の不法取引について

当社グループはサステナビリティ戦略を策定しており、各事業において優先的に取組む注力分野を設定し、日々様々なサステナビリティの課題に取り組んでいます。たばこ事業においては「事業環境を取り巻く規制への適切な対応と不法取引の防止」を注力分野の一つとして選定し、その対策に取り組んでいます。たばこ業界が直面している主要な問題の一つとして、たばこ製品の密輸及び偽造等の不法取引の増加が挙げられます。不法取引は、国ごとの税制及び課税水準の違いによる価格差等を要因にしていると考えられ、大幅な増税を機に増加する傾向にあります。

不法に取引されたたばこは、メーカーにとってはブランド・企業の信頼性の毀損をもたらす、政府にとっては税収の減収につながることから、各たばこ企業とも政府当局と協力し、その撲滅に力を入れております。

当社グループでは、EU（加盟国を含む）及びカナダ政府当局との間で不法取引を解決するための協力契約をそれぞれ締結する等、その対策に取り組んでおりますが、密輸及び偽造等の不法取引の増大が、ブランド価値を毀損すること、又は不法取引を撲滅するための対策等に多額の費用を要すること等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、お客様、社会、当社グループの事業及び高い評価を守るため、不法取引の防止に努める不法取引対策チームを組織しています。不法取引対策チームは当社グループの各マーケットとともに、正規品が違法なルートに横流しされることを防ぎ、市場から違法なたばこ製品を取り除くため、関係当局に協力しています。当該チームは、官民パートナーシップを通じ、不法取引の脅威について、各国政府や関係当局と積極的な対話を通じ、世界中で関係当局に偽造品の見分け方を伝えるプログラムを実施しています。

また、当社グループではたばこ製品追跡システムも展開・運営しており、サプライチェーンに沿った製品の移動を追跡・分析することができます。この追跡システムは、10年以上に亘り、コンプライアンス方針の重要な一端を担っており、当初は自主的に始めましたが、最近はそのような追跡システムを要求する法令が制定されるに至っており、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、ロシアでは既に施行され、2019年5月にはEU全加盟国を対象とする、地域レベルとして初のたばこ製品追跡システムに関するEU指令が施行されています。

加えて、厳格なコンプライアンス方針に則り、信頼できる相手先とのみ取引を行う、非正規品の購入が及ぼす悪影響をお客様に理解していただく等、不法取引の防止に向けた取組みを行っています。

医薬事業に係るリスク

① 医薬品の研究開発・製造販売について

医薬事業では、画期的なオリジナル新薬を早期に世界の患者様にお届けするために、研究開発に取り組んでおります。新薬開発には多大な投資及び時間を要し、また新薬創出のハードルは年々上昇しており、開発の途中で期待された有効性や安全性が確認できない、開発の途中で想定外の副作用が発生する等、開発が遅延若しくは中断する場合があります。そのような場合は、投資が期待されるリターンをもたらさない、若しくはリターンが遅延する等、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、開発された医薬品は世界各国の所轄官庁の厳しい審査を受けて承認されておりますが、発売後に予期せぬ副作用等により販売中止や製品回収等の事態に発展した場合は、売上収益の減少、販売中止及び製品回収に係る費用の発生、社会的信用の低下等、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

医薬事業では、これまで蓄積してきた低分子創薬の基盤及び知見を活用できる疾患領域へ注力することで資源を最大限に有効活用しており、AIやデータサイエンスを活用した効率的な創薬研究により研究開発期間の短縮及びコスト削減に取り組んでおります。また、国内外の企業やアカデミアとの協業による独自創薬技術確立への取組みにより、研究開発の加速、創薬確率の向上を図っており、積極的な化合物の導出、導入によるパイプラインを拡充することで、安定的な収益基盤の構築を図っております。

副作用については、発売後の医薬品について安全性情報を収集・評価し、医薬品の安全性確保及び適正使用のために必要な対応に努めております。

② 法規制及び医療政策等について

医薬事業では、各国の政策による医薬品の品質、有効性及び安全性を確保するための様々な規制のもと運営を行っております。医薬業界を取り巻く環境は、各国政府の医療費の抑制や国内における薬価制度の抜本的改革等、引き続き厳しい状況が予想されます。薬事関連規制が厳格化された場合は製品を規格に適合させるための追加費用の発生、薬価基準の改定を含む医療制度及び行政施策の動向により薬価が想定に比べ低下した場合は売上収益の減少等、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

医薬事業では、薬事関連規制や薬価制度改革の他、行政動向を継続的にモニタリングすることで改正内容を早期に把握し、適切な対応に努めております。また、薬価については、イノベティブな製品を継続的に創出するとともに、その価値を示す科学的根拠となるエビデンスの構築に努めています。

③ 特定のライセンス・製造委託先への依存について

医薬事業では、次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、当社グループへの安定的な利益貢献を目指しています。研究開発にあたっては、前臨床段階の研究テーマの更なる充実や、ファーストインクラスを意識したより精度の高い開発戦略構築により、次世代戦略品の研究開発を推進し、同時に自社化合物の価値を最大化する最適なタイミングでの導入活動に取り組んでおり、ライセンスパートナー企業との緊密な連携を図っています。また各製品の製造は外部委託しており、当該提携先とも緊密な連携を図っています。今後提携先との契約が変更・解消された場合、提携に遅延・停滞等が発生した場合、契約時に期待したリターンをもたらさない、若しくはリターンが遅延する等、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

医薬事業では、提携に際し多方面からの分析・評価を行った上で提携可否を判断しており、契約締結においては、発生しうるリスクを想定し、これを低減するための協議と合意形成に努めています。また、提携中も関係性の向上を図り、継続的提携関係の維持・発展に努めています。

加工食品事業に係るリスク

① 食の安全・品質について

加工食品事業は、安全で高品質な食品をお客様にお届けすることを使命として掲げ、冷食・常温事業、調味料事業、ベーカリー事業の3つの主力事業がそれぞれに食の安全管理機能を担っており、食の安全管理に万全を期した事業運営を行っております。しかしながら当社グループの想定を超える食の安全・品質に関わる問題が発生した場合には、当社グループの社会的信用が低下・毀損するとともに、製品の回収及び損害賠償請求対応等のための費用が発生し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

加工食品事業においては、「フードセーフティ」「フードディフェンス」「フードクオリティ」「フードコミュニケーション」という4つの視点で安全・安心な製品提供に向けた継続的な品質保証活動を行うとともに、定期的な監査でその有効性を確認しています。また、「最高水準の食の安全」を目指した管理体制基盤を構築することを目的に、当社が加工食品事業全体の食の安全管理に関する方針・規程・ガイドラインを策定し、各事業会社がその運用にあっており、当社は各事業会社の取組みについてモニタリングを実施しております。加えて、2020年度より稼働を開始した1工場を除き、国内外の自社グループ工場と生産委託を行っているすべての冷凍食品工場においては、食品の安全管理に関する国際規格であるISO22000又はFSSC22000を取得しており、当該1工場についても、現在、ISO22000及びFSSC22000の取得を進めております。

② 食品の規制について

加工食品事業は、食品安全基本法、食品衛生法、食品表示法等、様々な法的規制を受けております。加工食品事業は安全で高品質な食品をお客様にお届けすることを使命として掲げており、当社グループはこれらすべての法的規制を遵守すべく、コンプライアンスの徹底を図っております。しかしながら、法的規制の導入若しくは変更があった場合、規制遵守のための追加費用の発生、既存の事業活動が制限される等、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

加工食品事業においては、規制の導入及び改正を継続的にモニタリング、適切に情報収集し、追加対応の検討を行う等、事前に規制の導入及び改正に備えるとともに、必要に応じて適切な対応を取っております。

(3) 上記以外に、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

① 日本国政府及び財務大臣との関係等について

日本国政府はJT法に基づいて、常時、当社の発行済株式総数の3分の1を超える株式を保有することとされており、当年度末現在において、当社の発行済株式総数の33.35%を保有しております。したがって、日本国政府は、当社の株主総会において取締役の選任等の普通決議事項について重大な影響を及ぼすことができ、また合併、資本金の減少、定款変更等の特別決議事項については拒否権を有することになります。

また、財務大臣はJT法及びたばこ事業法に従い、当社を監督する権限等を有しております。なお、JT法上、当社の営む事業の範囲は、「製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業及びこれに附帯する事業のほか、当社の目的を達成するために必要な事業」とされており、かつ、「当社の目的を達成するために必要な事業」については財務大臣の認可を受ける必要があります。したがって、現在認可を受けている事業の範囲を超えて新たな事業を営もうとする際には、財務大臣の認可が必要になります（詳細については、下記③iiをご参照ください）。

上記のとおり、日本国政府は、当社に対して株主としての権利に加え、JT法及びたばこ事業法に従い、監督する権限等を有しておりますが、日本国政府の利害が他の株主のそれと一致する保証はなく、他の株主の利益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、2011年12月2日公布の「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において、政府は、2022年度までの間において復興財源に充てる収入を確保することを旨として、当社株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案し、当社株式の保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこととされております。

② 葉たばこの買入れ等について

当社の国内産葉たばこの買入れについては、たばこ事業法に基づき、国内の耕作者と毎年たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当社は、この契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買い入れる義務があります。当社がこの契約を締結しようとするときは、耕作総面積及び葉たばこの価格について、国内の耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けた委員で構成される「葉たばこ審議会」の意見を尊重することとされております（詳細については、下記③iをご参照ください）。他の多くの国内農産物と同様に国内産葉たばこの生産費は外国産葉たばこの生産費に比して高いため、国内産葉たばこ（再乾燥前）の買入価格も、外国産葉たばこ（再乾燥済み）に対し約3倍と割高となっております。したがって、国内産葉たばこを実質的にすべて買い入れる義務は、外国産葉たばこのみを使用する他のグローバルたばこ企業に比して、当社グループの日本国内における競争力に悪影響を与える可能性があります。

③ 提出会社の事業に係る法律関連事項等

i たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）

	内容
1. 目的	<p>この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。（第1条）</p>
2. 原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ	<p>(1) 日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）は、国内産の葉たばこの買入れを行おうとする場合は、あらかじめ、会社に売り渡す目的をもってたばこを耕作しようとする者（以下「耕作者」という。）とたばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結するものとする。（第3条）</p> <p>(2) 会社は、契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れるものとする。（第3条）</p> <p>(3) 会社は、契約を締結しようとするときは、たばこの種類別の耕作総面積及び葉たばこの価格について、あらかじめ、会社に置かれる葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重するものとする。（第4条及び第7条）</p> <p>(4) 葉たばこ審議会は、葉たばこの価格について、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議するものとする。（第4条）</p> <p>(5) 会社は、たばこの種類別の耕作総面積の地域別の内訳をたばこ耕作組合中央会（以下「中央会」という。）の意見を聴いて定め、その範囲内において耕作者と契約を締結するものとする。（第5条）</p> <p>(6) たばこ耕作組合の組合員である耕作者が中央会に対し葉たばこの価格等の基本的事項の約定を委託したときは、会社は、中央会と当該基本的事項を約定するものとするとともに、当該約定は、会社と当該耕作者との間で締結される契約の一部とみなす。（第6条）</p>
3. 製造たばこの製造	<p>(1) 製造たばこは、会社でなければ、製造してはならない。（第8条）</p> <p>(2) 会社は、その製造する製造たばこの品目別倉出価格の最高額について、財務大臣の認可を受けなければならない。（第9条）</p> <p>(3) 会社は、製造たばこに係る地域的な需給状況を勘案して、その円滑な供給を図るよう努めるものとする。（第10条）</p>
4. 製造たばこの販売	<p>(1) 自ら輸入した製造たばこの販売を業として行おうとする者は、財務大臣の登録を受けなければならないものとし、当該登録及び当該登録を受けた者（以下「特定販売業者」という。）に関し、必要な規定が設けられている。（第11条～第19条）</p> <p>(2) 製造たばこの卸売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の登録を受けなければならないものとし、当該登録及び当該登録を受けた者に関し、必要な規定が設けられている。（第20条及び第21条）</p> <p>(3) 製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の許可を受けなければならないものとし、当該許可及び当該許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に関し、必要な規定が設けられている。（第22条～第32条）</p> <p>(4) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入する製造たばこを販売しようとするときは、当分の間、その品目毎の小売定価を定め、財務大臣の認可を受け、また、これを変更しようとするときも同様に認可を受けなければならないものとし、これらの認可の申請があった場合には、財務大臣は、消費者の利益を不当に害することとなると認めるとき等を除き認可しなければならないとする等、当該認可に関し、必要な規定が設けられている。（第33条～第35条）（注）1）</p> <p>(5) 小売販売業者は、財務大臣の認可に係る小売定価によらなければ、製造たばこを販売してはならない。（第36条）</p>

	内容
5. その他	<p>(1) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入した製造たばこを販売する時までに、消費者に対し製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促すための財務省令で定める文言を表示しなければならない。(第39条) (注) 2、4</p> <p>(2) 製造たばこに係る広告を行う者は、未成年者の喫煙防止等に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならないものとし、財務大臣は、広告を行う者に対し、必要な措置を行うことができる。(第40条) (注) 3、5</p>

(注) 1. いわゆる定価制度を当分の間維持するとは、1904年以来、定価制がとられ、一定の流通秩序が形成され、定着してきていることから、これを一挙に廃止した場合の流通秩序の混乱を避けるための措置であると承知しております。

なお、たばこはいわゆる公共財・サービスとは異なる嗜好品であり、輸入自由化等に伴い完全に自由化された流通市場におきましては、会社も特定販売業者も各々が独自の経営判断に基づいて、財務大臣に対する申請価格を定めております。

また、小売定価の認可に関し、1984年のたばこ事業法案の国会審議において、政府委員より次のような趣旨の答弁がなされたと承知しております。

たばこの小売定価については、たばこ事業法において、小売定価の認可の申請があった場合には、大蔵大臣は、消費者の利益を不当に害することとなると認められるとき、又は倉出価格（国産品）もしくは輸入価格（輸入品）に照らして不当に低いと認められるときには例外的に認可しないことができるとされており、このような場合でない限り認可しなければならないとされ、このたばこ事業法の趣旨に基づき認可を行っているところである。

2. 2003年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言の見直しが行われました。改正された同施行規則では、注意文言は、直接喫煙（肺がん、心筋梗塞、脳卒中及び肺気腫）に関する4種類の文言と、妊婦と喫煙、受動喫煙、喫煙への依存及び未成年者の喫煙に関する4種類の文言の計8種類の文言とすること、直接喫煙に関する4種類の文言とそれ以外の4種類の文言のうち、それぞれ一つ以上を選び、たばこ包装の「主要な面」の一つずつ表示し、これらの文言が年間を通じて品目及び包装ごとに概ね均等に表示されるようにすること、これらの文言の表示については、それぞれ「主要な面」の面積の30%以上を占める部分とすること等が規定されております。加えて、「マイルド」「ライト」等の用語を使用する場合には、消費者にたばこの消費と健康との関係に関して誤解を生じさせないため、それらの用語は健康に及ぼす影響が他のたばこと比べて小さいことを意味するものではない旨を明らかにする文言をそれらの用語を使用しているたばこの包装に表示しなければならないとの規定が設けられております。2005年7月1日から、製造たばこの販売に際しては、これらの規定に従っております。
3. 2004年3月、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」が改正され、屋外におけるたばこ製品の広告（ポスター・看板等）は原則として行わないこととされております。そのほか、たばこ広告に記載される注意文言の表示及び内容に関する事項を含んでおります。
4. 2019年6月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言の見直しが行われました。改正された同施行規則では、加熱式たばこについての注意文言が新たに設けられた他、「他者への影響」に関する注意文言をたばこ包装の「主要な面」の表面に、「未成年者（20歳未満のもの）の喫煙防止」及び「喫煙者本人への影響」に関する注意文言を裏面に表示すること、これらの文言の表示については、それぞれ「主要な面」の面積の50%以上を占める部分とすること等が規定されております。加えて、「マイルド」「ライト」等の用語を使用する場合における、それらの用語は健康に及ぼす影響が他のたばこと比べて小さいことを意味するものではない旨を明らかにする文言は、それらの用語を使用しているたばこの包装の「主要な面」の表面に表示しなければならないとの規定が設けられております。また、たばこの包装へのニコチン・タール量の表示について、消費者にこれらの表示が健康に及ぼす悪影響の軽重を示しているとの誤解を生じさせないため、ニコチン・タールの摂取量は、吸い方により包装に表示された値とは異なる旨、たばこの包装に表示しなければならないとの規定が設けられております。これらの注意文言の表示は、加熱式たばこ及び一定の販売本数以上（2018年4月から2019年3月の販売本数が1億本以上）の紙巻たばこ製品については2020年4月1日、それ以外の銘柄については2020年7月1日以降に出荷される製品に表示することが義務付けられております。
5. 2019年6月、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」が改正され、たばこ製品の広告を行うことができる場所及び郵送等による場合を除いた見本たばこ、チラシ、カタログ及びパンフレット等の配布ができる場所を「たばこの販売場所」、「喫煙所」及び「成人のみが利用する場所」とされております。その他、たばこ広告に記載される注意文言の表示及び内容に関する事項、並びに加熱式たばこを加熱するための機器に関する事項を含んでおります。

	内容
1. 会社の目的	日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法第1条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を営営することを目的とする株式会社とする。（第1条）
2. 株式	<p>政府は、常時、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。（第2条第1項）</p> <p>会社が発行する株式若しくは新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式（自己株式を除く。）、新株予約権（自己新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債（自己新株予約権付社債を除く。）を交付しようとする場合には、財務大臣の認可を受けなければならない。（第2条第2項）</p> <p>政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。（第3条）</p>
3. 事業の範囲	<p>会社は、上記1に記載の目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>(1) 製造たばこの製造、販売及び輸入の事業</p> <p>(2) 前号の事業に附帯する事業</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業</p> <p>なお、会社は上記(3)に掲げる事業を営もうとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。（第5条）</p>
4. 監督	<p>(1) 会社の取締役、執行役及び監査役の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。（第7条）</p> <p>(2) 会社の定款の変更、剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、分割又は解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。（第8条）</p> <p>(3) 会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。（第9条）</p> <p>(4) 会社は、毎事業年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。（第10条）</p> <p>(5) 会社は、製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡しようとする等のときは、財務大臣の認可を受けなければならない。（第11条）</p> <p>(6) 財務大臣は、この法律及びたばこ事業法の定めるところに従い会社を監督するものとし、これらの法律を施行するため、必要な措置をとることができる。（第12条及び第13条）</p>

iii たばこ税に係る法律（たばこ特別税を含む）

	内容			
	国たばこ税	たばこ特別税	地方たばこ税	
1. 税目（注） 1	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税 （都に準用）	市町村たばこ税 （特別区に準用）
2. 納税義務者（注） 2	製造たばこの製造者又は製造たばこを保税地域から引き取る者		製造たばこを小売販売業者に売り渡す製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	
3. 課税標準（注） 3	製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数（紙巻たばこ以外は所定の本数換算）		小売業者への売渡しに係る製造たばこの本数（紙巻たばこ以外は所定の本数換算）	
4. 税率（注） 4 5	千本につき6,302円	千本につき820円	千本につき1,000円	千本につき6,122円
	2021年10月1日以降	千本につき6,802円	千本につき820円	千本につき6,552円
5. 申告納付（注） 6	製造たばこの製造者については毎月分を移出した月の翌月末日までに申告納付し、保税地域から引き取る者については引き取る時まで申告納付		道府県の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る売渡しについて、毎月分を当該売渡しを行なった月の翌月末日までに当該道府県に申告納付	市町村の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る売渡しについて、毎月分を当該売渡しを行なった月の翌月末日までに当該市町村に申告納付

- (注) 1. たばこ税法第3条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第4条並びに地方税法第1条第2項、第4条及び第5条
2. たばこ税法第4条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第5条並びに地方税法第74条の2第1項及び第465条第1項
3. たばこ税法第10条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第7条並びに地方税法第74条の4及び第467条
4. たばこ税法第11条第1項、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第8条第1項、地方税法第74条の5及び第468条
5. 「4. 税率」に関して
2018年度税制改正に伴い、同年10月1日より、国及び地方のたばこ税の税率について段階的な見直しが行われ、2020年10月1日に新たな税率が適用されております。2021年10月1日以降、更なる税率の変更が予定されております。
所得税法等の一部を改正する法律(平成27年3月31日法律第9号)及び地方税法等の一部を改正する法律(平成27年3月31日法律第2号)により、2019年10月1日に旧3級品（1985年4月1日に廃止された製造たばこ定価法に規定する紙巻たばこ三級品であった製造たばこで、同法廃止のときにおける品目と同一のもの）の特例税率は廃止されています。
6. たばこ税法第17条～第20条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第12条並びに地方税法第74条の10及び第473条
7. 高負担の個別物品税が課せられているたばこに係る税制については、一般的には、各年度の政府の税制改正の一環として検討が行なわれ、税制の改正を行おうとする場合には、税制調査会等の審議を通じて政府としての方針決定後、立法院での審議・議決を経て決定されることとなります。なお、政府としての方針が決定されるに当たっては、税制改正大綱が閣議決定された上で、法律案の閣議決定を経て確定されます。

iv 紙巻たばこ以外の製造たばこに適用される課税方法について

たばこ税の課税標準は、紙巻たばこの本数によるものとされていますが、紙巻たばこ以外の製造たばこについては本数で捉えられないこと等を踏まえ、次の製造たばこの区分に応じて、それぞれの区分の重量をもって紙巻たばこ1本に換算することとされています。

区分	課税標準	換算方法
喫煙用の製造たばこ		
パイプたばこ	重量から換算した紙巻たばこの本数	重量1gをもって紙巻たばこ1本に換算する
葉巻たばこ		
刻みたばこ		重量2gをもって紙巻たばこ1本に換算する
加熱式たばこ	別途（下掲参照）	
かみ用の製造たばこ	重量から換算した紙巻たばこの本数	重量2gをもって紙巻たばこ1本に換算する
かぎ用の製造たばこ		

（注）2020年度税制改正に伴うたばこ税の見直しとして、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこをいう。）の課税標準について見直しが実施されました。詳細は下記「たばこ税制をめぐる主な動きと当社の対応」の脚注2をご参照ください。

加熱式たばこについては、2018年度税制改正前においては、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算した上で当該本数に対し紙巻たばこの税率が適用されておりましたが、改正後は、同年10月1日より加熱式たばこの課税区分が新設され、該当する製造たばこは新しく定められた以下の換算方法により紙巻たばこの本数に換算することとなりました。なお、当該加熱式たばこに係る課税方式の見直しについては、2018年10月1日から2022年10月1日までの期間において、段階的に実施する旨の経過措置が講じられています。

加熱式たばこの課税標準		換算方法	
改正前の換算方法	重量から換算した紙巻たばこの本数	(A)	加熱式たばこの重量1gをもって紙巻たばこ1本に換算する
改正後の換算方法	重量及び価格から換算した紙巻たばこの本数	(B)	加熱式たばこの所定の重量 ^(注1) 0.4gをもって紙巻たばこ0.5本に換算する
		(C)	紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格 ^(注2) をもって加熱式たばこの小売価格（除く消費税相当額）を紙巻たばこの0.5本に換算する

（注1）フィルター、その他の一定の物品の重量を含まない重量

（注2）紙巻たばこ1本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除して計算した金額

		経過措置期間中における換算本数（課税標準）
2018年9月30日以前		(A) × 1.0
改正	2018年10月	(A) × 0.8 + { (B) + (C) } × 0.2
	2019年10月	(A) × 0.6 + { (B) + (C) } × 0.4
	2020年10月	(A) × 0.4 + { (B) + (C) } × 0.6
	2021年10月	(A) × 0.2 + { (B) + (C) } × 0.8
	2022年10月	{ (B) + (C) } × 1.0

[たばこ税制をめぐる主な動きと当社の対応]

年月	項目	内容	当社の対応
1986年 5月	1986年度税制改正	1,000本当たり900円に相当する増税が行われました。	増税額相当分の定価改定を行いました。
1989年 4月	1989年度税制改正	消費税導入に伴い、たばこ消費税の名称をたばこ税に改めるとともに、課税方式が従量税に一本化されました。	基本的に定価改定の必要はありませんでした。
1997年 4月	1997年度税制改正	[地方税法改正] 地方たばこ税について道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲が行われました。	定価改定の必要はありませんでした。
		[消費税法改正] 消費税率が3%から5%へ改定されました。	全体として消費税率改定分に相当する定価改定となるよう、一部銘柄について1箱10円の値上げを行いました。
1998年12月	1998年度税制改正	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律が制定され、1,000本当たり820円のたばこ特別税が導入されました。	基本的に1本1円の値上げを行いました。
1999年 5月	1999年度税制改正	[租税特別措置法及び地方税法改正] たばこ税から道府県たばこ税、市町村たばこ税への税源移譲が行われました。	定価改定の必要はありませんでした。
2003年 7月	2003年度税制改正	所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり820円の増税が行われました。	概ね1本1円程度の値上げを行いました。
2006年 7月	2006年度税制改正	所得税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり852円の増税が行われました。	全銘柄について増税額相当分を価格転嫁するとともに、一部銘柄については、増税額相当分以上の値上げを行いました。
2010年10月	2010年度税制改正	所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり3,500円の増税が行われました。	一部銘柄を除き、増税額相当分以上の値上げを行いました。
2014年 4月	2014年度税制改正	[消費税法改正] 消費税率が5%から8%へ改定されました。	全体として消費税率改定分に相当する定価改定となるよう、一部銘柄を除き、1箱10円又は20円の値上げを行いました。
2016年 4月	2015年度税制改正	所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、旧3級品につき、1,000本当たり1,000円の税額引き上げが行われました。	旧3級品につき、1箱30円から50円の値上げを行いました。
2017年 4月	2015年度税制改正	2015年度税制改正に基づき、旧3級品につき、1,000本当たり1,000円の税額引き上げが行われました。	旧3級品につき、1箱30円の値上げを行いました。
2018年 4月	2015年度税制改正	2015年度税制改正に基づき、旧3級品につき、1,000本当たり1,500円の税額引き上げが行われました。	旧3級品につき、1箱40円の値上げを行いました。

年月	項目	内容	当社の対応
2018年10月	2018年度税制改正	2018年度税制改正に基づき、税額の引き上げが行われました。（注）1	一部銘柄を除き、増税額相当分以上の値上げを行いました。
2019年10月	2015年度税制改正	2015年度税制改正に基づき、旧3級品につき、1,000本当たり3,932円の税額引き上げが行われました。	旧3級品につき、1箱90円の値上げを行いました。
	2018年度税制改正	2018年度税制改正に基づき、税額の引き上げが行われました。（注）1	一部銘柄を除き、増税額相当分未満の値上げを行いました。
	2019年度税制改正	[消費税法改正] 消費税率が8%から10%へ改定されました。	全体として消費税率改定分に相当する定価改定となるよう、一部銘柄について1箱10円の値上げを行いました。
2020年10月	2018年度税制改正	2018年度税制改正に基づき、税額の引き上げが行われました。（注）1	一部銘柄を除き、増税額相当分以上の値上げを行いました。
	2020年度税制改正	2020年度税制改正に基づき、税額の引き上げが行われました。（注）2	一部銘柄を除き、増税額相当分以上の値上げを行いました。

(注) 1. 2018年度税制改正に伴うたばこ税の見直しとして、国及び地方のたばこ税の税率について1,000本当たり3,000円の引き上げ、及び加熱式たばこについて課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式への見直しを実施されました。これらの見直しは、激変緩和等の観点から、前者については、2018年10月より2021年10月にかけて1,000本当たり1,000円ずつ3段階に分けて実施（2019年10月は税率引き上げなし）、後者については、2018年10月より2022年10月にかけて5段階に分けて実施するという段階的な経過措置が、それぞれ講じられております。

(注) 2. 2020年度税制改正に伴うたばこ税の見直しとして、軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこをいう。）の課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する見直しを実施されました。この見直しは、2020年10月1日から実施されておりますが、激変緩和等の観点から、同日から2021年9月30日までの間について、改正の対象を1本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこに限ることとし、その場合の換算方法を葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する方法とする経過措置を講じられることとなっております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営者の視点による経営成績等の状況に関する主な注記は以下のとおりです。

(非GAAP指標について)

当社グループは、当社が適用する会計基準であるIFRSにおいて定義されていない非GAAP指標を追加的に開示しております。非GAAP指標は、当社グループが中長期的に持続的な成長を目指す上で、各事業運営の業績を把握するために経営管理にも利用している指標であり、財務諸表の利用者が当社グループの業績を評価する上でも、有用な情報であると考えております。

調整後営業利益

営業利益（損失）から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目（収益及び費用）を除いた調整後営業利益を開示しております。調整項目（収益及び費用）はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。

また、為替一定ベースの調整後営業利益の成長率も追加的に開示しております。これは、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートをを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた指標です。当社グループは、為替一定ベースの調整後営業利益の成長率における、中長期に亘る年平均mid to high single digit成長を全社利益目標としており、その達成を目指してまいります。

なお、当社グループは、超インフレ経済下にある子会社の財務諸表について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」（以下、IAS第29号）に定められる要件に従い、会計上の調整を加えておりますが、為替一定ベースの調整後営業利益にはIAS第29号の影響は含めておりません。

(自社たばこ製品売上収益について)

たばこ事業においては、自社たばこ製品に係る売上収益を開示しております。具体的には、国内たばこ事業においては、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場における売上収益並びにRRP・リトルシガー等に係る売上収益が含まれていますが、輸入たばこ配送手数料等に係る売上収益は含まれておりません。また、海外たばこ事業においては、水たばこ製品及びRRPに係る売上収益が含まれていますが、物流事業及び製造受託等に係る売上収益は含まれておりません。また、為替一定ベースのドルベースの自社たばこ製品売上収益の成長率も追加的に開示しております。

なお、当社グループは、超インフレ経済下にある子会社の財務諸表について、IAS第29号に定められる要件に従い、会計上の調整を加えておりますが、為替一定ベースの自社たばこ製品売上収益にはIAS第29号の影響は含めておりません。

(RRPについて)

RRPは、E-Vapor製品及び加熱式たばこ等、喫煙に伴う健康リスクを低減させる可能性のある製品（Reduced-Risk Products）を指しております。

E-Vapor製品は、たばこ葉を使用せず、装置内もしくは専用カートリッジ内のリキッド（液体）を電気加熱させ、発生するペーパー（蒸気）を愉しむ製品です。

一方、加熱式たばこは、たばこ葉を使用し、たばこ葉を燃焼させずに、加熱等によって発生するたばこペーパー（たばこ葉由来の成分を含む蒸気）を愉しむ製品です。

当社グループは、たばこ事業の将来に亘る持続的な成長のため、イノベーティブな製品の開発等に取り組んでおります。

経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容は以下のとおりです。

(1) 経営成績の状況

① 全社実績

(単位：億円)

	2019年12月期	2020年12月期	増減率
売上収益	21,756	20,926	△3.8%
調整後営業利益	5,159	4,870	△5.6%
営業利益	5,024	4,691	△6.6%
当期利益（親会社所有者帰属）	3,482	3,103	△10.9%

<売上収益>

売上収益は、主に国内たばこ事業、医薬事業及び加工食品事業の減収により、前年度比3.8%減の2兆926億円となりました。なお、新型コロナウイルス感染拡大は各事業に影響を与えており、売上収益に610億円程度の悪影響を及ぼしたと見ております。

<調整後営業利益>

為替一定ベースの調整後営業利益は、国内たばこ事業及び加工食品事業での減少があったものの、海外たばこ事業及び医薬事業での増加により、前年度比5.5%増となりました。為替影響を含めた調整後営業利益は、海外たばこ事業においてネガティブな為替影響を受けたことに加え、国内たばこ事業及び加工食品事業での減少により、前年度比5.6%減の4,870億円となりました。

<営業利益>

営業利益は、主に旧JTビルの売却による不動産売却益の増加等があったものの、前年度に発生した医薬事業の抗HIV薬6品の国内におけるライセンス契約解消に係る収益がなくなったこと等により、前年度比6.6%減の4,691億円となりました。

<親会社の所有者に帰属する当期利益>

親会社の所有者に帰属する当期利益は、営業利益の減少及び金融損益の悪化等により、前年度比10.9%減の3,103億円となりました。

② セグメント別実績

[国内たばこ事業]

(単位：億本、億円)

国内たばこ事業	2019年12月期	2020年12月期	増減率
紙巻総需要（注1）	1,251	1,149	△8.2%
紙巻販売数量（注2）	755	687	△9.0%
自社たばこ製品売上収益	5,689	5,157	△9.3%
調整後営業利益	1,872	1,681	△10.2%

<紙巻販売数量及びRRP販売数量（注3）>

紙巻総需要は、趨勢減、RRP市場の拡大、定価改定及び2020年4月の「健康増進法の一部を改正する法律」の全面施行に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、前年度比8.2%減となりました。当社の紙巻販売数量は、総需要減少に加え、紙巻シェアの減少により前年度比9.0%減となりました。紙巻シェアは、低価格帯での競争継続により、前年度比0.5%ポイント減の59.8%となりました。

RRPの総需要は前年度比9.1%増の402億本となり、市場占有率は約26%（出荷ベース）となりました。当社のRRP販売数量は紙巻たばこ換算ベースで前年度比7億本増加の39億本となり、RRPカテゴリーに占める当社のシェアは約10%（実需ベース）となりました。

紙巻たばこ及びRRPを合わせた総需要、当社の販売数量及び当社のシェアは、それぞれ前年度比4.2%減の1,550億本、7.8%減の727億本、1.8%ポイント減の46.9%となりました。

なお、当年度における紙巻たばこ及びRRPを合わせた国内での製造数量は、前年度に対し107億本減少し、733億本（前年度比12.8%減）となりました。

< 自社たばこ製品売上収益及び調整後営業利益 > (注3)

自社たばこ製品売上収益は、紙巻単価上昇効果があったものの、紙巻販売数量の減少影響、RRP関連売上収益の減少、国内免税及び中国事業の販売減少等により、前年度比9.3%減となりました。RRP関連売上収益は、RRP販売数量の増加があったものの、デバイスの売上減少及び2019年10月の定価改定時に価格を据え置いたことによる単価差影響により、前年度比50億円減の559億円となっております。なお、新型コロナウイルス感染拡大による影響は、自社たばこ製品売上収益に300億円程度の悪影響を及ぼしたと見ており、うち国内免税及び中国事業における影響が半分強を占めております。

調整後営業利益は、前年度に計上した低温加熱向けカプセル製造機械の減損損失がなくなったことに加え、新型コロナウイルス感染拡大による影響の長期化を背景とした優先順位に基づく効率的な経費執行等による費用減があったものの、自社たばこ製品売上収益の減少、RRP及びデジタルマーケティング等への投資の増加により、前年度比10.2%減となりました。

(注1) 紙巻総需要は、日本市場全体における紙巻たばこの販売数量を指しております。なお、当該数値にはリトルシガーを含み、RRP等は含まれておりません。

(注2) 当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当年度における販売数量18億本（前年度の当該数量は40億本）があります。なお、当該数値にはリトルシガーを含み、RRP等は含まれておりません。

(注3) RRP販売数量は、1パック当たり紙巻たばこ20本として換算しております。当該数値には国内免税市場における販売数量は含まれておりません。なお、RRP関連売上収益には国内免税市場における売上収益及びデバイス・関連アクセサリ等に係る売上収益が含まれております。

(注4) 総需要及びシェアは当社推計値です。

[海外たばこ事業]

(単位：億本、億円)

海外たばこ事業	2019年12月期	2020年12月期	増減率
総販売数量 (注5)	4,458	4,357	△2.3%
GFB販売数量 (注6)	2,770	2,820	1.8%
自社たばこ製品売上収益	12,530	12,508	△0.2%
調整後営業利益	3,408	3,409	0.0%

(単位：百万ドル)

海外たばこ事業 (参考：ドルベース)	2019年12月期	2020年12月期	増減率
自社たばこ製品売上収益	11,496	11,724	2.0% (7.0%)
調整後営業利益	3,126	3,181	1.8% (16.8%)

※ () 内は、為替一定ドルベース 前年度比増減率

< 販売数量及び市場シェア >

総販売数量は、新型コロナウイルス感染拡大による免税販売及び新興国市場への影響、ロシア等複数市場における総需要減少により、前年度比2.3%減となりました。ネガティブに作用した流通在庫調整影響を除いた総販売数量は、GFBが市場シェア伸長を牽引したものの、前年度比1.7%減となりました。市場シェアは主要市場である、イタリア・イラン・英国・カナダ・スペイン・台湾・ドイツ・ルーマニア等の様々な市場で継続的に伸長しました。

GFB販売数量は、ウィンストン (+2.4%)・LD (+4.2%) が牽引し、前年度比1.8%増となりました。

なお、当年度における製造委託を含めた海外での製造数量は、前年度に対し28億本減少し、4,481億本（前年度比0.6%減）となりました。

< 自社たばこ製品売上収益及び調整後営業利益 >

自社たばこ製品売上収益は、ポジティブな単価上昇効果及び数量効果があったものの、ネガティブな為替影響により、前年度と同水準となりました。なお、新型コロナウイルス感染拡大による影響は、自社たばこ製品売上収益に200億円程度の悪影響を及ぼしたと見ております。

為替影響を含めたドルベースの自社たばこ製品売上収益は、ネガティブな為替影響を受けたものの、カナダ・ドイツ・フィリピン・ルーマニア等における単価上昇効果及び市場構成が改善したことで発現した数量効果により、前年度比2.0%増となりました。為替一定ベースでは、前年度比7.0%増となりました。

為替影響を含めたドルベースの調整後営業利益は、ネガティブな為替影響を受けたものの、単価上昇効果及び数量効果等により、前年度比1.8%増となりました。為替一定ベースでは、前年度比16.8%増となりました。

〔海外たばこ事業 地域別内訳〕 (注7)

海外たばこ事業における各地域の実績は以下のとおりです。

(単位：億本、億円、百万ドル)

	2019年12月期	2020年12月期	増減率
South and West Europe			
総販売数量 (注5)	649	663	2.2%
GFB販売数量 (注6)	528	557	5.5%
自社たばこ製品売上収益	2,167	2,194	1.2%
自社たばこ製品売上収益 (参考：ドルベース)	1,987	2,052	3.3% (1.3%)
North and Central Europe			
総販売数量 (注5)	559	634	13.5%
GFB販売数量 (注6)	285	333	16.8%
自社たばこ製品売上収益	2,362	2,720	15.1%
自社たばこ製品売上収益 (参考：ドルベース)	2,167	2,549	17.6% (16.7%)
CIS+			
総販売数量 (注5)	1,315	1,222	△7.1%
GFB販売数量 (注6)	901	828	△8.1%
自社たばこ製品売上収益	3,096	2,943	△5.0%
自社たばこ製品売上収益 (参考：ドルベース)	2,842	2,755	△3.1% (4.9%)
Rest-of-the-World			
総販売数量 (注5)	1,935	1,838	△5.0%
GFB販売数量 (注6)	1,056	1,102	4.4%
自社たばこ製品売上収益	4,905	4,652	△5.2%
自社たばこ製品売上収益 (参考：ドルベース)	4,500	4,367	△2.9% (6.2%)

※ () 内は、為替一定ドルベース 前年度比増減率

(注5) 製造受託、水たばこ製品及びE-Vapor製品を除き、Fine cut tobacco、シガー、パイプ、スヌース、クレテック及び加熱式たばこを含めております。

(注6) 当社グループのブランドポートフォリオの中核を担う「ウィンストン」「キャメル」「メビウス」「LD」の4ブランドをGFB(グローバル・フラッグシップ・ブランド)としております。

(注7) 当社グループの海外たばこ事業をより深く理解していただくために、当該セグメントを4地域(South and West Europe、North and Central Europe、CIS+、Rest-of-the-World)に区分けしております。South and West Europeにはフランス、イタリア、スペイン等、North and Central Europeにはドイツ、英国等、CIS+にはルーマニア、ロシア等、Rest-of-the-Worldにはイラン、台湾、トルコ等を含んでおります。

※ 当年度における米国ドルに対する為替レートは、以下のとおりです。(注8)

為替レート	2019年12月期	2020年12月期	増減	増減率
USD/円	109.03	106.76	△2.27	2.1%高
USD/RUB	64.74	72.07	7.33	10.2%安
USD/GBP	0.78	0.78	△0.00	0.5%高
USD/EUR	0.89	0.88	△0.02	1.8%高
USD/CHF	0.99	0.94	△0.05	5.8%高
USD/TWD	30.90	29.47	△1.43	4.9%高
USD/TRY	5.67	7.01	1.34	19.1%安
USD/IRR	104,046			

(注8) IAS第29号に従い、超インフレ経済下にある子会社の財務諸表をUSDへ換算する際には、2020年12月末時点のレートを適用しております。また、USDから日本円へ換算する際も、2020年12月末時点のレートを適用しております。(USD/IRR：258,747、USD/円：103.50)

[医薬事業]

(単位：億円)

医薬事業	2019年12月期	2020年12月期	増減率
売上収益	885	790	△10.8%
調整後営業利益	159	172	7.6%

<売上収益及び調整後営業利益>

売上収益は、海外ロイヤリティ収入の減少等により、前年度比10.8%減となりました。なお、売上収益における新型コロナウイルス感染拡大による影響は軽微と見ております。

調整後営業利益は、売上収益の減少があったものの、製造販売承認申請を行った開発品の試験終了等に伴う研究開発費の減少及びグループ会社である鳥居薬品の増益により、前年度比7.6%増となりました。

[加工食品事業]

(単位：億円)

加工食品事業	2019年12月期	2020年12月期	増減率
売上収益	1,586	1,493	△5.8%
調整後営業利益	54	△8	—

<売上収益及び調整後営業利益>

売上収益は、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受け、冷食・常温事業における家庭用製品の需要増に伴う販売伸長があったものの、冷食・常温事業及び調味料事業の外食向け製品の需要減並びにベーカリー事業における需要減に伴う販売減少により、前年度比5.8%減となりました。なお、新型コロナウイルス感染拡大による影響は、売上収益に110億円程度の悪影響を及ぼしたと見ております。

調整後営業利益については、製品構成の改善があったものの、売上収益の減少に加え、冷食・常温事業における物流費の悪化及びベーカリー事業における工場・店舗等の減損損失の計上により、前年度比62億円減となりました。

(2) 財政状態及びキャッシュ・フローの状況

① 財政状態の状況

[資産]

当連結会計年度の資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,717億円減少し、5兆3,814億円となりました。これは、現金及び現金同等物の増加があったものの、ネガティブな為替影響によるのれんの減少及び買収に伴い生じた無形資産の償却等による減少があったこと等によるものです。

[負債]

当連結会計年度の負債合計は、前連結会計年度末に比べ276億円減少し、2兆7,819億円となりました。これは、劣後特約付社債の発行及び劣後特約付借入を行なったものの、短期借入金の返済、社債の償還及び未払たばこ税の減少があったこと等によるものです。

[資本]

当連結会計年度の資本合計は、前連結会計年度末に比べ1,441億円減少し、2兆5,995億円となりました。これは、親会社の所有者に帰属する当期利益の計上による利益剰余金の増加があったものの、配当金の支払い及び在外営業活動体の換算差額の減少があったこと等によるものです。

② キャッシュ・フローの状況

当年度末現在における現金及び現金同等物は、前年度末に比べ1,817億円増加し、5,388億円となりました（前年度末残高3,572億円）。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

当年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、5,198億円の収入（前年度は5,404億円の収入）となりました。これは、国内外におけるたばこ税及び法人税の支払いがあったものの、主にたばこ事業による安定したキャッシュ・フローの創出があったこと等によるものです。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

当年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、54億円の収入（前年度は1,236億円の支出）となりました。これは、有形固定資産及び無形資産の取得による支出があったものの、投資不動産及び関連会社株式の売却による収入があったこと等によるものです。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

当年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、2,974億円の支出（前年度は3,338億円の支出）となりました。これは、劣後特約付社債の発行及び劣後特約付借入による収入があったものの、配当金の支払い及び借入金の返済による支出があったこと等によるものです。

(3) 生産、受注及び販売の実績

当社グループは、国内たばこ事業、海外たばこ事業、医薬事業及び加工食品事業において広範囲かつ多種多様な製品の生産・販売を行っており、その品目・形式・容量・包装等は多種類であること、また主要な製品については受注生産を行っていないことから、各セグメントの生産規模及び受注規模を金額及び数量で表示することはしておりません。

このため生産、受注及び販売の実績については、「(1) 経営成績の状況」における各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

なお、当社グループの売上収益総額に対する割合が100分の10以上の相手先に対する売上収益及びその割合については、以下のとおりです。

相手先	2019年12月期		2020年12月期	
	金額（億円）	割合（%）	金額（億円）	割合（%）
Megapolisグループ	2,351	10.8	2,108	10.1

(注) 海外たばこ事業において、ロシア等で物流・卸売事業を営むMegapolisグループに対して製品を販売しております。

(4) 重要な会計方針

① IFRSの適用

当社グループは、1999年にRJRNナビスコ社から米国外のたばこ事業を取得、2007年にGallaher社を買収し、70以上の国と地域で事業を展開、また130以上の国と地域で製品を販売するグローバル企業として着実な成長を続けてきました。こうした中で、日本において国際的な財務・事業活動を行っている上場企業に対して、2009年度よりIFRSの任意適用が認められたことを踏まえ、当社グループは、2011年度よりIFRSを適用することとしました。これにより、当社グループは資金調達手段の多様化、経営管理面での品質向上を目指してまいります。

② 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループの連結財務諸表は、収益及び費用、資産及び負債の測定並びに決算日現在の偶発事象の開示等に関する経営者の見積り及び仮定を含んでおります。これらの見積り及び仮定は過去の実績及び決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積り及び仮定は経営者により継続して見直しております。これらの見積り及び仮定の見直しによる影響は、その見積り及び仮定を見直した期間及びそれ以降の期間において認識しております。

上記のうち、当社グループの連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」をご参照ください。

(5) 目標となる経営指標について

当社グループは、経営理念である「4Sモデル」の追求による、中長期に亘る持続的な利益成長が最も重要であると考えております。持続的利益成長の基盤である事業そのもののパフォーマンスを計るためには、為替影響、一時的要因及び特殊要因を除くことが適切と捉え、為替一定ベースの調整後営業利益の成長率における、中長期に亘る年平均mid to high single digit成長を全社利益目標としております。

2020年12月期の為替一定ベースの調整後営業利益は、前年度比5.5%増と厳しい事業環境の中でも前年を上回りました。

2020年12月期の経営成績等の状況に関する分析・検討内容については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績の状況」に示しております。

全社利益目標の達成に向けた経営方針等の詳細については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

(6) 経営成績等に重要な影響を与える要因

当社グループの海外たばこ事業の拡大に伴い、その寄与分につき、為替の変動が連結財務諸表に影響を与えております。2020年12月期においては、為替一定ベースの調整後営業利益は前年度比5.5%増となった一方、為替影響を含めた調整後営業利益は前年度比5.6%減となり、ネガティブな為替影響を受けました。2021年12月期においても、ネガティブな為替影響を見込んでおります。

当社グループは、為替リスクを緩和すべく、収入通貨と支払通貨を合致させるナチュラルヘッジの実施に努めております。また、一部の為替リスクに対しては、デリバティブ又は外貨建有利子負債等を利用したヘッジを行っております。

以上を含む、当社グループの経営成績等に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

(7) 財務活動の基本方針

当社グループの財務活動の基本方針は、以下のとおりです。

① グループ内キャッシュマネジメント

グループ全体の資金効率を最大化するため、法制度上許容され、かつ経済合理性が認められることを前提として、主としてキャッシュマネジメントシステム(CMS)によるグループ内での資金貸借の実施を最優先としております。

② 外部資金調達

短期の運転資金については、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパー又はその組み合わせ、中期資金については、金融機関からの借入、社債、株主資本又はその組み合わせにより調達することを基本としております。

安定的で効率的な資金調達のために、複数のコミットメント融資枠を設定する等、取引する金融機関と資金調達手段の多様性を維持しております。

③ 外部資金運用

外部資金運用においては、安全性と流動性を確保した上で、適切な収益を求め、また投機的取引を行ってはならないことを定めております。

④ 財務リスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。主要な財務上のリスク管理の状況については、定期的に当社の社長及び取締役会への報告を行っております。

また、当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

なお、財務リスク管理の詳細については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 33. 金融商品 (2) リスク管理に関する事項 ~ (8) 市場価格の変動リスク」までをご参照ください。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① 資金需要

設備投資、運転資金、外部資源の獲得、借入の返済及び利息の支払い、配当金の支払い、自己株式取得並びに法人税の支払い等に資金を充当しております。

重要な資本的支出の予定及び資金の調達方法については、「第3 設備の状況 3設備の新設、除却等の計画」に記載のとおりです。

② 資金の源泉

主として営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入、社債及びコマーシャル・ペーパーの発行により、必要とする資金を調達しております。

<キャッシュ・フロー>

「(2) 財政状態及びキャッシュ・フローの状況 ②キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

<有利子負債>

当社グループの当年度末現在の有利子負債の返済・償還予定額は以下のとおりです。

(単位：億円)

	帳簿価額	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
短期借入金	516	516	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	122	122	-	-	-	-	-
1年内償還予定の社債	776	776	-	-	-	-	-
長期借入金	1,927	-	419	116	201	0	1,201
社債	6,247	-	300	1,143	-	947	3,896
合計	9,589	1,415	719	1,259	201	948	5,097

(注) リース負債を除いております。

(長期負債)

社債（1年内償還予定を含む）は、前年度末現在6,666億円、当年度末現在7,023億円、金融機関からの長期借入金（1年内返済予定を含む）は、それぞれ1,153億円、2,050億円です。長期リース負債は、前年度末現在402億円、当年度末現在494億円です。

当年度末現在、長期債務格付は、ムーディーズ・ジャパン(株)ではA1（ネガティブ）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン(株)ではAA-（ネガティブ）、(株)格付投資情報センター（R&I）ではAA（安定的）となっており、同日現在、国際的なたばこ会社の信用格付としてはそれぞれ最高レベルです。

格付は、事業を行う主要市場の発展及び事業戦略の成功、並びに当社グループではコントロールできない全般的な景気動向等、数多くの要因によって影響を受けます。格付は随時、撤回あるいは修正される可能性があります。格付はそれぞれ、他の格付と区別して単独に評価されるべきものです。JT法のもと、当社により発行される社債には、当社の一般財産に対する先取特権が付されており、この権利により、国税及び地方税並びにその他の法定債務を例外とし、償還請求において社債権者は無担保債権者よりも優先されます。

(短期負債)

金融機関からの短期借入金は、前年度末現在1,926億円、当年度末現在516億円です。コマーシャル・ペーパーの発行残高は、それぞれありません。短期リース負債は、前年度末現在135億円、当年度末現在171億円です。

③ 流動性

当社グループは、従来営業活動により多額のキャッシュ・フローを得ており、今後も引き続き資金源になると見込んでおります。営業活動によるキャッシュ・フローは今後も安定的で、通常の事業活動における必要資金はまかなえると予想しております。また、当年度末現在、国内・海外の主要な金融機関からの4,782億円のコミットメント融資枠があり、そのすべてが未使用です。更に、コマーシャル・ペーパープログラム、アンコミットメントベースの融資枠、国内社債発行登録枠及びユーロMTNプログラム等があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

研究開発活動は、主として当社のたばこ中央研究所、医薬総合研究所等で推進しております。

当年度における当社グループの研究開発費は608億円であり、各セグメントの研究目的、研究開発費等は次のとおりです。なお、2020年1月に当社コーポレート部門に研究開発を目的とした組織としてD-LABを新設しており、上記研究開発費には、当組織における費用及び各セグメントに属さない基礎研究に係る研究開発費65億円を含んでおります。

(1) 国内及び海外たばこ事業

研究開発力を長期に亘る競争力の源泉とすべく、特に葉たばこの育種、原材料及びその加工、たばこの香嗅味、製造技術及びRRP関連技術の分野に注力し、製品価値の向上とコストの低減を目指しております。基礎研究及び応用研究開発領域については、日本国内の研究所がグローバル機能を有しており、製品開発領域については、各国・各地域の異なるニーズ・嗜好に対応すべく、ローカルベースでの開発も行っております。国内たばこ事業に係る研究開発費は191億円、海外たばこ事業に係る研究開発費は92億円です。

(2) 医薬事業

研究開発は、医薬事業の基盤であり、医薬事業の長期的成長と収益性にとって重要なものです。研究開発活動は、主に「糖・脂質代謝」「免疫・炎症」「ウイルス」の領域にフォーカスしております。医薬事業に係る研究開発費は252億円です。

(3) 加工食品事業

加工食品事業における研究開発では、消費者のニーズや嗜好にあった革新的な製品の開発に注力しております。加工食品事業に係る研究開発費は8億円です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当年度において、当社グループでは、全体で1,129億円の設備投資を実施しました。

国内たばこ事業につきましては、製造工程の維持更新及び生産性の向上、新製品対応並びに製品スペック改善等に伴う投資を中心に211億円の設備投資を行いました。海外たばこ事業につきましては、製品スペック改善及び規制対応に伴う投資を中心に666億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、研究開発体制等の整備・強化に91億円の設備投資を行いました。加工食品事業につきましては、生産能力増強、維持更新に80億円の設備投資を行いました。

※ 設備投資には、企業結合により取得した資産を除く、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業分野における事業遂行に必要となる、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並びにのれん、商標権、ソフトウェア、その他の無形資産を含みます。

なお、当社は当年度において本社を移転しており、以下の主要な設備の売却を行っております。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	前期末帳簿価額 (百万円)	売却時期
旧JTビル (東京都港区)	会社全般の管理業務	その他設備	40,810	2020年11月

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

(2020年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	合計	
			面積 (千㎡)	金額					
北関東工場 (栃木県宇都宮市) (注) 1	国内たばこ事業	たばこ製造設備	150	2,062	7,702	13,034	340	23,138	341
東海工場 (静岡県磐田市) (注) 1	国内たばこ事業	たばこ製造設備	223	2,309	7,229	18,642	274	28,454	343
関西工場 (京都府京都市伏見区) (注) 1	国内たばこ事業	たばこ製造設備	116	5,831	9,657	17,444	413	33,345	364
九州工場 (福岡県筑紫野市)	国内たばこ事業	たばこ製造設備	166	4,042	3,064	10,488	220	17,814	216
たばこ中央研究所 (神奈川県横浜市青葉区) (注) 1	国内たばこ事業	研究開発設備	34	642	2,304	0	1,391	4,337	91
医薬総合研究所 (大阪府高槻市) (注) 1	医薬事業	研究開発設備	75	2,687	19,559	232	2,999	25,477	617
本社 (東京都港区) (注) 2	会社全般の 管理業務	その他設備	-	-	15,811	53	1,765	17,629	1,449
支社 (15支社) (各市区町村) (注) 1、3	国内たばこ事業 (管理業務を含む)	その他設備等	28	904	3,165	1,039	340	5,448	2,955

(2) 国内子会社

(2020年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品		合計
			面積 (千㎡)	金額					
TSネットワーク㈱ 本社他24物流基地等 (本社・東京都台東区) (注) 3	国内たばこ事業	物流設備	35	751	16,550	1,859	737	19,897	1,907
日本フィルター工業㈱ 本社他3工場 (本社・東京都墨田区) (注) 1、3	国内たばこ事業	材料製造設備	114	714	4,532	7,195	343	12,783	545
鳥居薬品㈱ 本社他支社等 (本社・東京都中央区) (注) 4	医薬事業	医薬品製造設備 及びその他設備	3	335	1,399	317	90	2,141	568
テーブルマーク㈱ 本社他8工場等 (本社・東京都中央区)	加工食品事業	冷凍食品生産設 備	175	4,500	9,364	9,888	246	23,999	1,346

(3) 海外子会社

(2020年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品		合計
			面積 (千㎡)	金額					
JTI Polska Sp. z o. o. (ポーランド) (注) 1	海外たばこ事業	たばこ製造設備	532	243	11,825	41,994	1,051	55,114	2,353
LLC Petro (ロシア) (注) 3	海外たばこ事業	たばこ製造設備	194	110	4,103	8,211	2,433	14,857	1,081
JT International Germany GmbH (ドイツ)	海外たばこ事業	たばこ製造設備	346	302	13,310	19,714	1,736	35,063	1,909
JTI Tütün Ürünleri Sanayi A.Ş. (トルコ)	海外たばこ事業	たばこ製造設備	232	480	1,369	10,057	121	12,027	719

- (注) 1. 連結会社以外のものへ賃貸している土地があります。
2. 当社は、当年度において本社を移転しており、前事業年度の有価証券報告書に記載しておりました当社が所有していた本社ビル(旧JTビル)を売却しています。
3. 連結会社以外のものから賃借している土地があります。
4. 当年度において、佐倉工場を譲渡しています。
5. 各表内の帳簿価額には使用权資産を含めて記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 設備投資の概要

当社グループの中長期の経営資源配分は、経営理念に基づき、中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先とする方針です。報告セグメントの中でも、国内及び海外たばこ事業を利益成長の中核かつ牽引役と位置付け、たばこ事業の持続的な利益成長に向けた事業投資を最重要視します。一方、医薬事業及び加工食品事業は全社利益成長を補完すべく、事業基盤の再構築に注力することとし、そのために必要な投資を実行していきます。

このような方針のもと、当年度後1年間の設備投資計画（新設・拡充）は1,475億円としております。

なお、設備投資計画は、当社及び連結子会社の個々のプロジェクトの内容が多岐にわたるため、セグメントごとの数値を開示する方法によっております。

当社グループの実際の設備投資は、「第2 事業の状況 2事業等のリスク」で記載したものを含む多くの要因により、上記の見通しとは著しく異なる場合があります。

セグメントの名称	設備投資予定額 (億円)	設備等の主な内容・目的	資金調達の 主な方法
国内たばこ事業	300	RRP関連投資及び製造設備の改修	自己資金
海外たばこ事業	920	製品スペック改善、RRP関連投資及び設備更新	同上
医薬事業	50	研究開発体制の整備及び強化	同上
加工食品事業	145	生産能力増強、生産性向上及び維持更新	同上

※ 設備投資には、企業結合により取得した資産を除く、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業分野における事業遂行に必要となる、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並びにのれん、商標権、ソフトウェア、その他の無形資産を含みます。

(2) 重要な設備の除売却等

当年度末現在において、経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

なお、2021年2月9日付「たばこ事業運営体制の強化について」にて公表したとおり、当社九州工場及び当社グループ会社の日本フィルター工業株式会社田川工場につきましては、2022年3月末に廃止を予定しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000,000
計	8,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年3月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000,000	2,000,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 2
計	2,000,000,000	2,000,000,000	—	—

(注) 1. 当社の株式は、JT法第2条の規定により、当社が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く)の総数の3分の1を超える株式を政府が保有することとされております。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。なお、以下に掲げる事項は当事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

なお、2020年度より、株式報酬型ストックオプション制度を廃止しております（既に付与済みのストックオプションを除く）。割り当てられたストックオプションは、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り行使できるものとしており、今後もこの行使条件を変更する予定はありません。

・2007年12月21日から2011年9月16日までの間に開催された取締役会決議に基づくストックオプション

決議年月日	2007年12月21日	2008年9月19日	2009年9月28日	2010年9月17日	2011年9月16日
付与対象者の区分及び人数	取締役11名 執行役員（取締役である者を除く） 16名	取締役11名 執行役員（取締役である者を除く） 14名	取締役9名 執行役員（取締役である者を除く） 14名	取締役9名 執行役員（取締役である者を除く） 14名	取締役8名 執行役員（取締役である者を除く） 15名
新株予約権の数	20個	71個	155個 〔142個〕	194個	208個 〔160個〕
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式）	同左	同左	同左	同左
新株予約権の目的となる株式の数	4,000株 (注) 1、6	14,200株 (注) 1、6	31,000株 〔28,400株〕 (注) 1、6	38,800株 (注) 1、6	41,600株 〔32,000株〕 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左	同左	同左	同左
新株予約権の行使期間	2008年1月9日から 2038年1月8日まで	2008年10月7日から 2038年10月6日まで	2009年10月14日から 2039年10月13日まで	2010年10月5日から 2040年10月4日まで	2011年10月4日から 2041年10月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり 581,269円	1個当たり 285,904円	1個当たり 197,517円	1個当たり 198,386円	1個当たり 277,947円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	(注) 2	同左	同左	同左	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左	同左	同左	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左	同左	同左	同左
新株予約権の取得条項	(注) 4	同左	同左	同左	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左	同左	同左	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。

② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

4. 新株予約権の取得条項

以下の①、②又は③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
上記「新株予約権の取得条項」に準じて決定する。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
6. 当社は、2012年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき200株の割合で株式を分割いたしました。これにより、当該株式分割以前に発行した新株予約権の目的となる株式の数について1株から200株へ調整して記載しております。

・2012年9月21日から2019年6月14日までの間に開催された取締役会決議に基づくストックオプション

決議年月日	2012年9月21日	2013年9月20日	2014年9月19日	2015年7月17日	2016年6月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役（社外取締役を除く）7名 執行役員（取締役である者を除く）17名	取締役（社外取締役を除く）7名 執行役員（取締役である者を除く）19名	取締役（社外取締役を除く）6名 執行役員（取締役である者を除く）19名	取締役（社外取締役を除く）6名 執行役員（取締役である者を除く）18名	取締役（社外取締役を除く）5名 執行役員（取締役である者を除く）18名
新株予約権の数	165個	150個	121個	212個	233個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式）	同左	同左	同左	同左
新株予約権の目的となる株式の数	33,000株 （注）1	30,000株 （注）1	24,200株 （注）1	42,400株 （注）1	46,600株 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左	同左	同左	同左
新株予約権の行使期間	2012年10月10日から 2042年10月9日まで	2013年10月8日から 2043年10月7日まで	2014年10月7日から 2044年10月6日まで	2015年8月4日から 2045年8月3日まで	2016年7月5日から 2046年7月4日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり 320,000円	1個当たり 513,400円	1個当たり 483,200円	1個当たり 711,200円	1個当たり 572,600円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	（注）2	同左	同左	同左	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左	同左	同左	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左	同左	同左	同左
新株予約権の取得条項	（注）4	同左	同左	同左	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左	同左	同左	同左

決議年月日	2017年6月14日	2018年6月15日	2019年6月14日
付与対象者の区分及び人数	取締役（社外取締役を除く）5名 執行役員（取締役である者を除く）19名	取締役（社外取締役を除く）5名 執行役員（取締役である者を除く）18名	取締役（社外取締役を除く）6名 執行役員（取締役である者を除く）20名
新株予約権の数	371個	659個	1,299個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式）	同左	同左
新株予約権の目的となる株式の数	74,200株 （注）1	131,800株 （注）1	259,800株 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左	同左
新株予約権の行使期間	2017年7月4日から 2047年7月3日まで	2018年7月3日から 2048年7月2日まで	2019年7月2日から 2049年7月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり 482,200円	1個当たり 300,000円	1個当たり 188,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	（注）2	同左	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左	同左
新株予約権の取得条項	（注）4	同左	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は200株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

(注) 2～5 2007年12月21日から2011年9月16日までの間に開催された取締役会決議に基づくストックオプションの(注) 2～5に同じ。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2012年7月1日	1,990,000	2,000,000	—	100,000	—	736,400

(注) 2012年7月1日を効力発生日として、1株につき200株の割合で株式を分割いたしました。これにより、発行済株式の総数は1,990,000千株増加して2,000,000千株となっております。

(5)【所有者別状況】

(2020年12月31日現在)

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	223	53	3,552	754	627	633,506	638,716	—
所有株式数 (単元)	6,669,252	3,064,320	1,235,391	302,040	2,435,771	2,596	6,285,864	19,995,234	476,600
所有株式数の割合(%)	33.35	15.33	6.18	1.51	12.18	0.01	31.44	100.00	—

(注) 1. 自己株式2,257,546単元は、「個人その他」に含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が336単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(2020年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有株式数の 割合 (%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	666,925,200	37.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	77,183,500	4.35
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	58,303,600	3.29
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	48,009,500	2.71
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海一丁目8番12号	23,660,000	1.33
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	19,974,941	1.13
パークレイズ証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本 木ヒルズ森タワー31階	18,432,844	1.04
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	17,079,000	0.96
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	15,416,800	0.87
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10 号	14,114,400	0.80
計	—	959,099,785	54.06

(注) 上記のほか、自己株式が225,754,671株あります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2020年12月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 225,754,600	—	(注) 2
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,773,768,800	17,737,688	(注) 2
単元未満株式	普通株式 476,600	—	(注) 3
発行済株式総数	2,000,000,000	—	—
総株主の議決権	—	17,737,688	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が33,600株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数336個が含まれております。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。

3. 自己株式が71株含まれております。

② 【自己株式等】

(2020年12月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本たばこ産業株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号	225,754,600	—	225,754,600	11.29
計	—	225,754,600	—	225,754,600	11.29

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (百万円)
当事業年度における取得自己株式	330	1
当期間における取得自己株式	73	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他				
（譲渡制限付株式の付与）	239,200	521	—	—
（新株予約権の権利行使）	203,000	442	12,200	27
（単元未満株式の売渡請求による売渡）	25	0	—	—
保有自己株式数	225,754,671	—	—	—

(注) 1. 当期間の処理自己株式数及び処分価額の総額には、2021年3月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による譲渡及び単元未満株式の売渡は含まれておりません。

2. 当期間の保有自己株式数には、2021年3月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による譲渡並びに単元未満株式の買取及び売渡は含まれておりません。

3 【配当政策】

当年度の株主還元方針については、強固な財務基盤^(注1)を維持しつつ、中長期の利益成長に応じた株主還元の向上を図ることとしております。具体的には以下の3点です。

- ・ 1株当たり配当金の安定的・継続的な成長^(注2)
- ・ 自己株式取得は、事業環境や財務状況の中期的な見通し等を踏まえて実施の是非を検討
- ・ 引き続きグローバルFMCGの還元動向をモニタリング

(注1) 財務方針として、経済危機等の環境変化に備えた堅牢性及び事業投資機会等に対して機動的に対応できる柔軟性を担保する強固な財務基盤を保持

(注2) 中長期の為替一定ベースの調整後営業利益の成長率の見通しを基本としつつ、当期利益の水準も勘案

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。なお、当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当年度の期末配当につきましては、当年度の業績を踏まえ、1株当たり77円といたしました。したがって、年間では中間配当77円を含め、1株当たり154円となります。

また、内部留保資金につきましては、その用途として、足許及び将来の事業投資、外部資源の獲得、自己株式の取得等に備えることとしております。

なお、第36期の剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年7月31日 取締役会決議	136,617	77.00
2021年3月24日 定時株主総会決議	136,617	77.00

また、翌年度の株主還元方針については、経営資源配分方針で掲げる「事業投資最優先」や「利益成長と株主還元のバランス」の観点から変更しております。変更後の株主還元方針については、「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 全社利益目標及び株主還元の方針」をご参照ください。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

本項においては、当年度、当年度末並びに前事業年度及び当事業年度に関する事項が含まれておりますが、別段の表示が無い限り、提出日現在の事項を記載しております。

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社グループの経営理念である「4Sモデル」、即ち、「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」ことの追求に向けた、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みととらえております。

当社は、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実が、当社グループの中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上につながり、当社グループを取り巻くステークホルダー、ひいては経済・社会全体の発展にも貢献するとの認識のもと、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」を定めております。

当社は、今後も当社グループのコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付け、不断の改善に努め、その充実を図ってまいります。

② コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社として、独立・公正な立場である監査役会が取締役及び執行役員の職務執行を適切に監査することにより、客観性及び中立性を確保した経営の監督機能を強化しております。監査役会による監督体制のもと、取締役会のスリム化や執行役員制度導入による権限委譲を通じた業務執行の迅速化を図るとともに、任意の仕組みとして外部委員を主要な構成員とするJTグループコンプライアンス委員会、独立社外取締役を主要な構成員とする人事・報酬諮問委員会を設置し、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

また、2019年より、社外取締役及び社外監査役を各1名増員する等、コーポレート・ガバナンスの充実及び経営の透明性・客観性の向上を継続的に図っております。

このような取組みを通じて、当社においては、業務執行及び監督に係るコーポレート・ガバナンス体制が有効に機能していると認識していることから、現状の体制を選択しております。

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督し、取締役から業務執行状況の報告を受けております。会長は代表権を持たない取締役として経営の監督に専念するとともに、取締役会の議長を務めております。また、当社は、監督機能の強化及び経営の透明性の観点から中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上に寄与する資質を備えた独立社外取締役を2名以上選任することとしています。取締役会は、取締役会規程において取締役会付議事項を定めるほか、迅速な意思決定及び高品質な業務執行を実現する観点から、経営上の重要事項について社内の責任権限に関する規程（以下、「責任権限規程」という）による明確な意思決定プロセスを定めるとともに、執行役員制度のもと、各執行役員に対して全社経営戦略に基づく適切な権限の委譲を行っております。なお、当年度の取締役会の開催回数は13回となっており、すべての回に全取締役が出席しております。

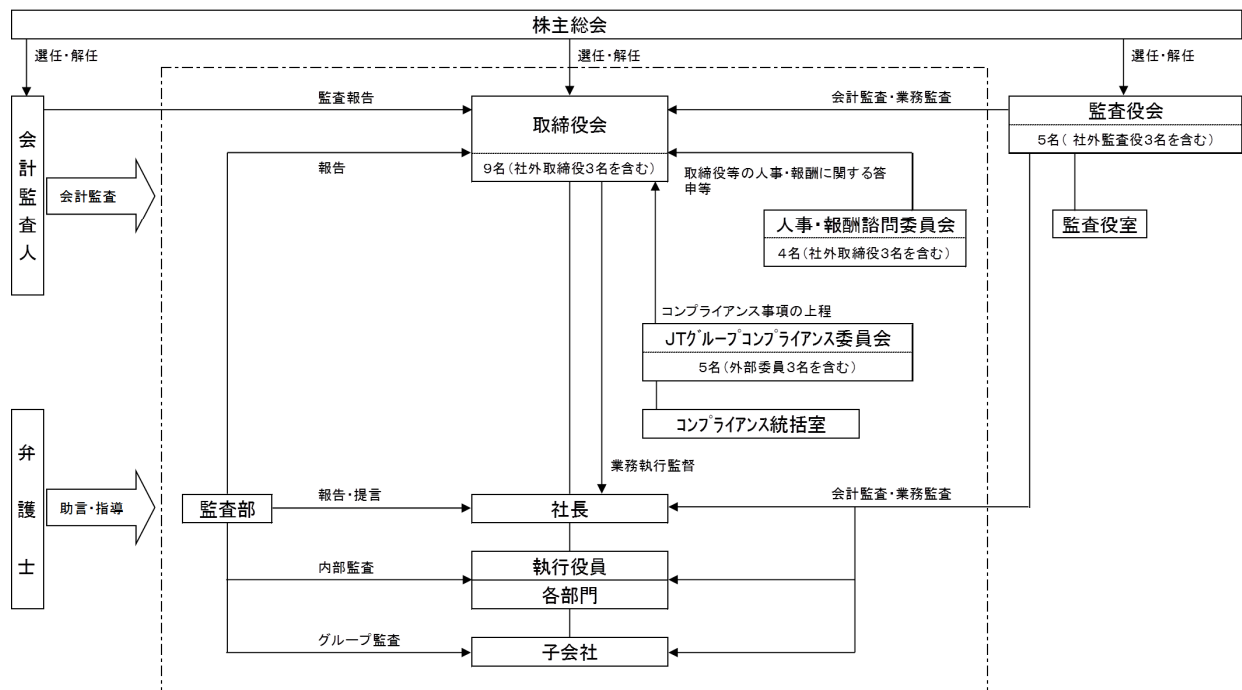
人事・報酬諮問委員会は、従来の経営人財成長支援会議及び報酬諮問委員会の機能を統合し設置した取締役会の任意の諮問機関です。人事・報酬諮問委員会の設置の目的は、委員会における経営幹部候補者群の成長支援、取締役・監査役候補者の選定及び役付取締役・業務を執行する取締役の解職についての審議、並びに取締役・執行役員の報酬に関する事項についての審議を経て取締役会へ答申等を行い、もって取締役会の意思決定における客観性と透明性をより一層高め、取締役会の監督機能の充実を図ることです。人事・報酬諮問委員会は、執行役員を兼務しない取締役会長を委員長として、独立社外取締役3名の計4名で構成されており、年に1回以上開催することとしております。なお、当年度の人事・報酬諮問委員会の開催回数は4回となっており、すべての回に全委員が出席しております。

JTグループコンプライアンス委員会は、取締役会に直結する機関として、従業員のコンプライアンスへの意識の醸成及び徹底を図るため、年度コンプライアンス実践計画の実施状況、コンプライアンス関連規程・行動規範の制定・変更等、JTグループ全体のコンプライアンスに係る事項について審議を行います。JTグループコンプライアンス委員会は、外部委員を主要な構成員とし、取締役会長が委員長を務めております。また、コンプライアンス担当執行役員を定めコンプライアンス統括室を所管させ、これにより当社グループ横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努めております。当社及び子会社の各コンプライアンス推進部門（当社においてはコンプライアンス統括室、子会社においてはそれに相当する部署等）は、行動規範を解説した「JTグループ行動規範」等を、当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役等及び従業員（以下、取締役等及び従業員を総称して「役職員」という）に配布するとともに、その役職員を対象に各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことによってコンプライアンスの実効性の向上に努めております。なお、当年度のJTグループコンプライアンス委員会の開催回数は3回となっており、すべての回に全委員が出席しております。

当社は、監査役制度を採用しており、当社監査役（以下、「監査役」とし、「監査役会」、「監査役室」及び「監査役室長」も当社のそれを意味するものとする）は株主の負託を受けた独立の機関として、取締役会その他の重要な会議に出席して発言を行うほか、積極的に事業拠点の視察を行う等、能動的に権限を行使するとともに、社外監査役や常勤監査役の職務の特性に応じ、客観的な立場から適切に監査を行っております。監査役は、取締役及び執行役員職務の執行を監査することにより、会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に努めております。

監査役会は、必要の都度、随時開催することとしており、経営・法律・財務・会計等の豊富な経験を有する者から構成されるものとしております。常勤監査役の永田 亮子氏は、これまで当社執行役員飲料事業部長、CSR担当等を歴任し、事業部門・間接部門の双方の観点から、当社グループの事業運営についての豊富な経験と幅広く深い識見を有する者です。また、常勤監査役の山本 博氏は、これまで当社監査部長を務める等、当社グループの事業運営におけるコーポレート・ガバナンスに関する識見に加え、財務及び会計の知見を有する者です。なお、当年度の監査役会の開催回数は13回となっており、すべての回に全監査役が出席しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備の状況を模式図で示すと以下のとおりとなります。



提出日現在、当社のコーポレート・ガバナンス体制の構成員は以下のとおりとなります。

設置機関名	構成員
取締役会	議長：取締役会長 丹呉 泰健 構成員：岩井 睦雄、寺島 正道、見浪 直博、廣渡 清栄、山下 和人、幸田 真音（※1）、長嶋 由紀子（※1）、木寺 昌人（※1）
監査役会	議長：常勤監査役 永田 亮子 構成員：山本 博、三村 亨（※2）、大林 宏（※3）、吉國 浩二（※3）
人事・報酬諮問委員会	委員長：取締役会長 丹呉 泰健 構成員：幸田 真音（※1）、長嶋 由紀子（※1）、木寺 昌人（※1）
JTグループコンプライアンス委員会	委員長：取締役会長 丹呉 泰健 構成員：寺島 正道、他外部委員 3名

（※1） 社外取締役

（※2） 常勤社外監査役

（※3） 社外監査役

③ 内部統制システム、リスク管理体制及び子会社の業務の適正を確保するための体制の整備の状況

当社は、従前から、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取組みを通じて当社及び当社グループの内部統制システム等の運用を図り、また、監査役による監査の実効性の確保に向けた取組みを行うことで、会社法及び会社法施行規則に基づき求められる体制を構築してきました。今後も現行の体制を継続的に随時見直し、適正な業務執行のための企業体制の維持・向上に努めてまいります。なお、外国子会社については、設立国の法令に準拠しつつ、原則として以下の子会社に関する規定に準じて必要な体制の構築及び運用を行っております。

・当社及び子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部通報体制については、当社及び子会社は、その従業員等が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合に備え、相談・通報窓口を設置しており、相談・通報を受けた各コンプライアンス推進部門はその内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、再発防止策を実施することとしております。当社は、当社グループに係る重要な問題についてはJTグループコンプライアンス委員会に付議し、審議を求め、又は報告することとしております。

反社会的勢力排除に向けた体制については、当社及び子会社は、反社会的勢力とは断固として対決し、不当な要求には応じず、一切の関係を遮断することとしております。当社グループとしての対応統括部署を当社総務部と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、情報収集・共有を図り、組織的な対応を実施しております。また、反社会的勢力への関与を禁止し、当社及び子会社の役職員に周知徹底するとともに、これら役職員に対して適宜研修等を行うことにより、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続的に実施しております。

財務報告の信頼性を確保するための体制については、当社は、金融商品取引法等に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、もって財務報告の信頼性の維持向上を図っております。

・当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会及び取締役会の議事録については、法令に基づき適切に管理保存を行っております。また、重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報については、責任権限規程に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、その保存管理を行っております。

・子会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に対し、当該子会社を所管する当社担当部署へ重要な情報を定期的に報告させております。

・当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、金融・財務リスクに対しては、当社グループに係る指針・規程・マニュアルを定めるとともに、四半期ごとに財務責任者を通じて社長及び取締役会に報告を行っております。その他のリスクについては、責任権限規程により定められた部門ごとの責任権限に基づき、責任部署が事務局となって各種委員会等を設置して適切に管理を行っております。

当社はこれら当社グループに影響を及ぼす可能性があるすべてのリスクを統合的に把握し、管理しております。当該リスク管理は、リスクマネジメント推進責任者が統括しており、リスクマネジメント推進責任者は重要リスクを決定し、社長に報告しております。また各執行役員が中心となって重要リスクに係る対応策を立案し、リスクマネジメント推進責任者及び社長に報告の上、推進・実行しており、対応策の進捗状況も同様に報告しております。リスクマネジメントプロセスについては「第2 事業の状況 2. 事業等のリスク」をご参照ください。

当社監査部は、各子会社の内部監査機能と連携しつつ、業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮して当社グループにおける社内管理体制等を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに取締役会に対して報告を行っております。

当社は、有事に備え、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門及び子会社との緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整えております。また、対処した事案等とその内容については、適時適切に取締役会に報告を行っております。

・当社取締役及び子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督しております。なお、当社取締役会は、当社取締役から3ヶ月に1回以上、業務執行の状況の報告を受けております。また、当社取締役会に付議する事項のほか、業務全般に亘る経営方針及び基本計画に関する事項等を中心とする経営上の重要事項については、責任権限規程により、明確な意思決定プロセスを定め、迅速な意思決定及び高品質な業務執行を実現することができる体制としております。当

社は執行役員制度を導入しており、当社取締役会が任命する執行役員は、当社取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。組織及び職制については、組織職制規程により基本事項を定めるとともに、業務分担ガイダンスにより各部門の役割を明確に示し、業務の効率性・柔軟性に資する運営を行っております。

当社は、当社グループに適用される規程及び指針等の策定等を通じて、当社グループにおける効率的な業務執行体制を構築しております。

・当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、当社グループ内で共有しております。グループマネジメントについては、当社は、当社グループに共通する機能・規程等を定義し、グループマネジメントを行うことにより、当社グループ全体最適を図っております。また、コンプライアンス体制（通報体制を含む）、内部監査体制、財務管理体制等については子会社と連携を図り、整備しております。

・監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助する組織として、監査役室を置いております。監査役室には必要な人員を配置（当年度末現在5名）し、必要に応じ監査役会と協議の上、人員配置体制の見直しを行っております。

・監査役室所属の従業員の当社取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室長の評価は監査役会が行い、その他の監査役室所属従業員の評価は、監査役会の助言のもと監査役室長が行っております。なお、監査役室所属の従業員の異動・懲戒にあたっては、監査役会と事前に協議を行うこととしております。

また、監査役室所属の従業員は、監査役の指揮命令に従ってその職務を補助するものとし、当該従業員には当社の業務執行に係る役職を兼務させないこととしております。

・当社及び子会社の役職員又は子会社役職員から報告を受けた者が、監査役会又は監査役に報告するための体制

当社及び子会社の役職員は、計算書類等、不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行うこととしております。また、当社及び子会社の役職員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応することとしております。

なお、コンプライアンス統括室は、監査役に対して、当社グループに係る内部通報の状況について定期的な報告を行うとともに、必要に応じて適宜報告を行っております。

・監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報における相談・通報を理由として、相談・通報者に対していかなる不利な取扱いも行わないことについて、当社グループでの周知徹底を行っております。

・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

また、当社は、監査役がその職務の執行に係る諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設定しております。監査役がその職務の執行に係る諸費用のうち予算を超えた部分についても、当該費用が職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、当社が負担することとしております。

・その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社取締役会その他の当社の重要な会議に出席することができることとしております。また、当社監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっております。

④ コーポレート・ガバナンスに関するその他の事項

・取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性について、毎年、全取締役及び全監査役が取締役会の運営体制・監督機能、株主・投資家との対話等の観点から記名アンケートによる自己評価を実施するとともに、取締役会事務局が評価結果の補完を目的とした個別ヒアリングを実施した上で、結果を取りまとめております。自己評価結果については、取締役会において評価・分析を実施し、取締役会の更なる実効性向上につなげております。なお、アンケート作成・結果分析にあたっては、客観性の担保と実効性評価の更なる改善を目的に、外部機関による助言を受けております。

(主要な評価項目)

取締役会の運営体制	構成（社内外比、多様性）、運営状況（開催頻度、議題の妥当性、事前説明）、支援・連携体制（取締役と監査役・内部監査部門等との連携、委員会の活用、取締役会以外での情報共有）、議論状況（当社経営理念に則った公正・迅速な意思決定、自由闊達な議論）等
取締役会の監督機能	業務執行状況の報告体制、リスク管理体制、コンプライアンス意識の浸透、役員報酬の決定プロセス、後継者計画等
株主・投資家との対話	株主・投資家からの意見の共有、対話体制の整備状況等

2019年度に係る実効性評価では、各評価項目について概ね良好な結果が得られ、当社取締役会の実効性が向上し、有効に機能していることを確認しております。その一方で、更なる実効性向上に向けた取締役会の運営に関する課題や、取締役会における意思決定品質の更なる向上に資する情報共有の強化に関する課題が抽出されたことに加え、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、2020年度を通じて、以下の改善を行ってまいりました。

(更なる実効性向上に向けた効果・効率的な取締役会の運営)

- ・重要事項に関する事前説明の解像度向上と、審議・議論の更なる充実
- ・取締役会の一部リモート開催及び議案資料・議事録の電子化

(意思決定品質の更なる向上に資する情報共有の強化)

- ・以下の事項に関する情報共有の拡充
 - 中長期戦略に係る重要施策の検討状況・検討内容
 - 重要な国・地域における事業状況
 - 株主・投資家との対話状況
 - 全社及び各事業のサステナビリティ戦略とその進捗、外部評価結果等
 - 新型コロナウイルス感染拡大による従業員・各事業への影響及びそれらへの対応方針・状況

2020年度に係る実効性評価では、2020年度の主な取組み項目（効果・効率的な取締役会の運営、情報共有の強化）について2019年度からの改善を認識するとともに、引き続き、各評価項目について概ね良好な結果が得られております。

一方で、継続的な実効性向上に資するべく、2021年度以降は、新たに抽出された以下の課題への対応を中心に、継続的な改善に取り組んでまいります。

主な課題	今後の改善の方針
(新型コロナウイルス感染拡大による対面機会の減少も踏まえた、) 取締役間のコミュニケーションの質・量の維持・向上に向けた取組み	中長期戦略における主要施策の進捗、4Sモデルの更なる追求に資する各ステークホルダーの状況、コーポレート・ガバナンス等をテーマとした議論・意見交換・情報共有の更なる拡充
コーポレート・ガバナンスに関する議論の更なる深耕	

今後も引き続き、上記取組みを含め、更なる実効性向上に資する必要な改善を実施してまいります。

・上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

上場子会社における独立性の確保及び少数株主の利益を適切に保護することが、当社及び上場子会社の企業価値向上にとって必要不可欠であるとの考えのもと、上場企業として適切なガバナンス体制の構築に努めております。当社は意思決定に係る社内規程として全社的な責任権限規程を定めておりますが、上場子会社においては選択的に当該規程を適用し、権限上の自由を与えることで、上場子会社としての独立性を担保しております。なお、当社の連結子会社である鳥居薬品は東京証券取引所に上場しております。2020年3月26日の同社株主総会において、取締役の過半数を独立社外取締役で構成する取締役会体制への移行が決議され、独立社外取締役を有効に活用した実効的なガバナンス体制の一層の強化を進めております。

・後継者育成の仕組み

当社は、当社グループのこれからの経営を担う次世代経営人財の継続的な輩出と、その候補者群の質的・量的拡充が、特に重要な課題の一つと認識しています。

グローバルベースで活躍する高い能力・資質を持ったリーダーを継続的に輩出するために、社長を筆頭に経営陣自らが経営幹部候補人財を選出し、成長支援に深く関与することを前提として、人事・報酬諮問委員会において、独立社外取締役及び外部機関等の社外の知見を参考にしつつ、経営幹部候補者群の育成状況、後継者計画及び計画策定プロセスの充実を図っています。

また、グループ企業の従業員も対象とする公募や、執行役員をはじめとしたトップマネジメント層による推薦等を通じて、階層別に将来的な経営幹部候補人財を選出し、経営人財プールの拡充を図っています。選出された人財に対しては、外部機関による客観性のある評価や経営陣による定期的な議論を踏まえた育成計画を作成し、多種多様かつチャレンジングな業務経験等を通じた育成を行っています。

・責任一部免除及び責任限定契約

当社は取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、かつ社内外を問わず広く適任者を得られるよう、会社法で定める範囲内で取締役及び監査役の責任を免除することができる旨の規定並びに会社法で定める範囲内で取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に定めております。なお、提出日現在において取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間でかかる責任を限定する契約を締結しております。

・取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

・取締役候補者の選定及び取締役の選解任

取締役候補者については、社長が策定した候補者案を人事・報酬諮問委員会において審議の上、その内容・結果を取締役会に向けて答申することにより、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、取締役会の決議により決定する旨「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」に定めております。また、当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

役付取締役及び業務を執行する取締役の解職にあたっては、求められる資質を満たさない場合・職務遂行が困難になった場合に、解職に該当しない取締役が人事・報酬諮問委員会に対して解職議案の審議を求め、委員会は審議の内容・結果を取締役会に向けて答申することにより、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、取締役会の決議により決定する旨「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」に定めております。なお、取締役の解任決議要件について、会社法と異なる定款の定めはありません。

また、取締役候補者の選任議案を株主総会に付議する際に個々の候補者を選定した理由を開示し、業務を執行する取締役の解職を取締役会が決議した際には解職した理由を開示します。

・株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

(自己株式の取得)

当社は、事業環境の変化に対応した機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。

・株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

・会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主（当該取引の当事者である株主を除く）の利益が害されることを防止するための措置

当社は、当社と主要な株主との通例的でない取引の承認については、取締役会の決議によらなければならないこととしております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性11名 女性3名 (役員のうち女性の比率21.4%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	丹呉 泰健	1951年3月21日生	1974年4月 大蔵省入省 2006年10月 財務省理財局長 2007年7月 同省大臣官房長 2008年7月 同省主計局長 2009年7月 同省財務事務次官 2010年12月 株式会社読売新聞グループ本社監査役 2012年12月 内閣官房参与 2014年6月 当社取締役会長(現任) 2015年6月 株式会社大垣共立銀行社外取締役(現任) 2020年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社社外取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社大垣共立銀行社外取締役 三菱UFJ信託銀行株式会社社外取締役監査等委員	2020年3月から2年	19,400
取締役副会長	岩井 睦雄	1960年10月29日生	1983年4月 日本専売公社入社 2003年6月 当社経営企画部長 2004年7月 当社経営戦略部長 2005年6月 当社執行役員 食品事業本部 食品事業部長 2006年6月 当社取締役 常務執行役員 食品事業本部長 2008年6月 当社常務執行役員 企画責任者 2010年6月 当社取締役 常務執行役員 企画責任者 兼 食品事業担当 2011年6月 当社取締役 JT International S.A. Executive Vice President 2013年6月 当社専務執行役員 企画責任者 2016年1月 当社専務執行役員 たばこ事業本部長 2016年3月 当社代表取締役副社長 2020年1月 当社取締役 2020年3月 当社取締役副会長(現任) 2020年6月 株式会社ベネッセホールディングス社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ベネッセホールディングス社外取締役	2020年3月から2年	31,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
※代表取締役社長	寺島 正道	1965年11月26日生	1989年4月 当社入社 2005年7月 当社秘書室長 2008年7月 当社経営企画部長 2011年6月 当社執行役員 企画責任者 兼 食品事業担当 2012年6月 当社執行役員 企画責任者 2013年6月 当社取締役 JT International S.A. Executive Vice President 2018年1月 当社執行役員社長 2018年3月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) JT International Group Holding B.V. Chairman and Managing Director	2020年 3月から 2年	77,800
※代表取締役副社長	見浪 直博	1964年1月21日生	1986年4月 当社入社 2005年12月 当社経理部長 2010年7月 当社財務副責任者 兼 経理部長 2012年6月 当社執行役員 財務責任者 兼 経理部長 2012年7月 当社執行役員 財務責任者 2018年1月 当社執行役員副社長 2018年3月 当社代表取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) JT International Holding B.V. Supervisory Board member	2020年 3月から 2年	31,700
※代表取締役副社長	廣渡 清栄	1965年11月11日生	1989年4月 当社入社 2010年7月 当社法務部長 2012年6月 当社執行役員 法務責任者 兼 法務部長 2014年7月 当社執行役員 法務責任者 2015年1月 当社執行役員 たばこ事業本部 事業企画室長 2017年1月 当社執行役員 人事担当 2018年1月 当社執行役員副社長 2018年3月 当社代表取締役副社長(現任)	2020年 3月から 2年	28,500
※取締役	山下 和人	1963年2月4日生	1986年4月 当社入社 2007年5月 当社たばこ事業本部 渉外企画部長 2009年7月 当社たばこ事業本部 社会環境推進部長 2010年6月 当社執行役員 たばこ事業本部 渉外責任者 2015年1月 当社常務執行役員 たばこ事業本部 中国事業部長 2019年1月 当社専務執行役員 コンプライアンス・サステナビリティマネジメント・総務担当 2019年3月 当社取締役専務執行役員(現任)	2020年 3月から 2年	20,100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	幸田 真音	1951年4月25日生	1995年9月 作家として独立（現在） 2003年1月 財務省財政制度等審議会委員 2004年4月 滋賀大学経済学部客員教授 2005年3月 国土交通省交通政策審議会委員 2006年11月 政府税制調査会委員 2010年6月 日本放送協会経営委員 2012年6月 当社社外取締役（現任） 2013年6月 株式会社LIXILグループ社外取締役 2016年6月 株式会社日本取引所グループ社外取締役（現任） 2018年6月 三菱自動車工業株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 作家 株式会社日本取引所グループ社外取締役 三菱自動車工業株式会社社外取締役	2020年 3月から 2年	0
取締役	長嶋 由紀子	1961年4月4日生	1985年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社 2006年4月 同社執行役員 2008年1月 株式会社リクルートスタッフ代表取締役社長 2012年10月 株式会社リクルートホールディングス執行役員 2016年6月 同社常勤監査役（現任） 2018年4月 株式会社リクルート常勤監査役（現任） 2019年3月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社リクルートホールディングス常勤監査役 株式会社リクルート常勤監査役	2020年 3月から 2年	0
取締役	木寺 昌人	1952年10月10日生	1976年4月 外務省入省 2008年1月 同省中東アフリカ局アフリカ審議官 兼 第四回アフリカ開発会議事務局長 2008年7月 同省国際協力局長 2010年1月 同省大臣官房長 2012年9月 内閣官房副長官補 2012年11月 特命全権大使中華人民共和国駐箚 2016年4月 特命全権大使フランス共和国駐箚 2016年6月 特命全権大使フランス共和国駐箚 兼 アンドラ公国、モナコ公国駐箚 2020年4月 当社アドバイザー 2020年6月 丸紅株式会社社外取締役（現任） 日本製鉄株式会社社外取締役（現任） 2021年3月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 丸紅株式会社社外取締役 日本製鉄株式会社社外取締役	2021年 3月から 1年	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	永田 亮子	1963年7月14日生	1987年4月 当社入社 2001年4月 当社食品事業本部 食品事業部 商品統括部長 2008年6月 当社執行役員 食品事業本部 飲料事業部長 兼 食品事業部 商品統括部長 2008年7月 当社執行役員 食品事業本部 飲料事業部長 2010年7月 当社執行役員 飲料事業部長 2013年6月 当社執行役員 CSR担当 2018年1月 当社執行役員 社長付 2018年3月 当社常勤監査役 (現任)	2019年 3月か ら4年	12,400
常勤監査役	山本 博	1963年11月29日生	1987年4月 当社入社 2008年7月 当社たばこ事業本部 資材部長 2012年6月 当社監査部長 2019年3月 当社常勤監査役 (現任)	2019年 3月か ら4年	2,600
常勤監査役	三村 亨	1955年12月26日生	1979年4月 大蔵省入省 2010年7月 金融庁総務企画局審議官 兼 公認会計士・監査審査会事務局長 2011年7月 財務省近畿財務局長 2012年1月 防衛省大臣官房審議官 2012年9月 同省人事教育局長 2013年7月 同省防衛研究所長 2014年7月 同省経理装備局長 2015年10月 同省防衛審議官 2016年9月 損保ジャパン日本興亜総合研究所株式会社理事長 2017年10月 株式会社エルテス取締役 2018年3月 弁護士登録 2019年3月 当社常勤社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 芝綜合法律事務所弁護士	2019年 3月か ら4年	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	大林 宏	1947年6月17日生	1970年4月 司法修習生 1972年4月 検事任官 2001年5月 法務省保護局長 2002年1月 同省大臣官房長 2004年6月 同省刑事局長 2006年6月 同省法務事務次官 2007年7月 札幌高等検察庁検事長 2008年7月 東京高等検察庁検事長 2010年6月 検事総長 2011年3月 弁護士登録 2011年4月 大和証券株式会社社外監査役（現任） 2013年6月 三菱電機株式会社社外取締役（現任） 2014年6月 新日鐵住金株式会社（現日本製鉄株式会社）社外監査役 2015年3月 当社社外監査役（現任） 2020年6月 日本製鉄株式会社社外取締役監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 大林法律事務所弁護士 大和証券株式会社社外監査役 三菱電機株式会社社外取締役 日本製鉄株式会社社外取締役監査等委員	2019年3月から4年	0
監査役	吉國 浩二	1952年9月7日生	1975年4月 日本放送協会入社 2003年6月 同協会報道局経済部長 2005年6月 同協会横浜放送局長 2007年6月 同協会経営委員会事務局長 2010年2月 同協会理事 2012年4月 同協会専務理事 2017年4月 事業構想大学院大学副学長・教授 学校法人法政大学監事（現任） 2019年3月 当社社外監査役（現任） 2019年4月 社会情報大学院大学学長（現任）	2019年3月から4年	0
計					224,100

- (注) 1. 取締役 幸田 真音、長嶋 由紀子、及び木寺 昌人は、社外取締役です。
 2. 常勤監査役 三村 亨、監査役 大林 宏及び吉國 浩二は、社外監査役です。
 3. 「役職名」欄中、※を付している者は、執行役員を兼務しております。

4. 当社では、迅速かつ高品質の意思決定・業務執行を実現するため、2001年6月に執行役員制度を導入しております。2021年3月24日現在で以下25名が選任されております。

役名	氏名	職名
社長	寺島 正道	最高経営責任者
副社長	見浪 直博	最高財務責任者、コミュニケーション担当
副社長	廣渡 清栄	コーポレート・医薬事業・食品事業担当
専務執行役員	山下 和人	コンプライアンス・サステナビリティマネジメント・総務担当
専務執行役員	福地 淳一	たばこ事業本部 国内たばこ事業CEO、事業企画担当
常務執行役員	前田 勇氣	たばこ事業本部 国内たばこ事業CFO
常務執行役員	清川 栄一	たばこ事業本部 セールス担当
執行役員	小倉 健資	たばこ事業本部 渉外担当
執行役員	小川 千種	たばこ事業本部 原料担当
執行役員	中島 康裕	たばこ事業本部 RRPジャパンオフィスヘッド
執行役員	廣末 秀一	たばこ事業本部 マーケティング担当
執行役員	三木 啓介	たばこ事業本部 R&D担当
執行役員	小柳 明弘	たばこ事業本部 製造担当
執行役員	小口 徹	たばこ事業本部 中国事業部長
執行役員	土方 徹	たばこ事業本部 品質保証担当
執行役員	藤本 宗明	医薬事業部長
執行役員	大川 滋紀	医薬事業部 医薬総合研究所長
執行役員	古川 博政	食品事業担当
執行役員	中野 恵	企画担当
執行役員	柴山 武久	デジタルライゼーション担当
執行役員	菊池 孝徳	総務担当
執行役員	森 功一	人事担当
執行役員	福田 浩之	コミュニケーション担当
執行役員	廣瀬 修	法務担当
執行役員	妹川 久人	サステナビリティマネジメント担当

(注) 社長 寺島 正道は、たばこ事業本部長を兼ねております。

② 社外役員の状況について

- 社外取締役及び社外監査役の員数並びに人的関係、資金的関係及び取引関係その他の利害関係
当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名です。

社外取締役幸田 真音氏は、過去に日本放送協会の経営委員を務め、現在は株式会社日本取引所グループの社外取締役です。当社は、双方との間に支払関係がありますが、その支払金額は、日本放送協会の2019年度経常事業収入の0.001%未満、株式会社日本取引所グループの2019年度連結営業収益の0.005%未満であることに加え、いずれも当社の2020年度連結売上収益の0.001%未満です。なお、日本放送協会との支払関係は、放送法に基づく交渉余地のない一定の受信料であることから、事業取引に該当しないものです。これらの関係は、特別の利害関係を生じさせるおそれがないと判断しております。

社外取締役長嶋 由紀子氏は、株式会社リクルートホールディングスの常勤監査役です。当社は、同社との間に採用等の取引関係がありますが、その取引金額は、同社の2019年度連結売上収益の0.01%未満であることに加え、当社の2020年度連結売上収益の0.01%未満であり、特別の利害関係を生じさせるおそれがないと判断しております。

社外取締役木寺 昌人氏は、丸紅株式会社の社外取締役です。当社は、同社との間に資材調達等の取引関係がありますが、その取引金額は、同社の2019年度連結収益の0.001%未満であることに加え、当社の2020年度連結売上収益の0.001%未満です。また、木寺 昌人氏は、2020年4月30日から当社非常勤アドバイザーとして報酬を受けており、2021年3月24日の定時株主総会での選任を以て当該契約は終了しています。同報酬は同氏の有する経験・見識に基づく当社経営・事業への助言に対する対価として払われたものであり、当社所定の独立性基準（年間1,000万円未満）を満たしています。これらの関係は、特別の利害関係を生じさせるおそれがないと判断しております。

社外監査役三村 亨氏は、過去に株式会社エルテスの取締役を務めておりました。当社は、同社との間にウェブ調査等の取引関係がありますが、その取引金額は、同社の2019年度連結売上高の1.2%未満であることに加え、当社の2020年度連結売上収益の0.002%未満であり、特別の利害関係を生じさせるおそれがないと判断しております。

社外監査役大林 宏氏は、三菱電機株式会社の社外取締役及び大和証券株式会社の社外監査役を務めております。大和証券株式会社は当社株式を保有していますが、その持株比率は0.01%未満です。また、当社は双方との間に取引関係がありますが、その支払金額は、三菱電機株式会社の2019年度連結売上高の0.001%未満、大和証券株式会社の2019年度連結営業収益の0.001%未満であることに加え、いずれも当社の2020年度連結売上収益の0.001%未満であり、特別の利害関係を生じさせるおそれがないと判断しております。

社外監査役吉國 浩二氏は日本放送協会の出身者です。日本放送協会との支払関係は上述のとおりであり、特別な利害関係を生じさせるおそれがないと判断しております。

上記以外に、社外取締役及び社外監査役と当社に特記すべき人的関係、資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

・社外取締役の選任状況及び社外取締役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役幸田 真音氏は国際金融に関する高い識見及び政府等の審議会委員等を歴任された幅広い経験、並びに作家活動にて発揮されている深い洞察力及び客観的な視点を、社外取締役長嶋 由紀子氏は事業創発や企業経営に深く携わってきた経験及び監査役としての経験に加え、経営と監査双方の立場により培われた高い識見を、社外取締役木寺 昌人氏は長年に亘り外務省を中心とした官界における要職を歴任し、外交等を通じて培われた豊富な国際経験と国際情勢等に関する高い知識を、取締役会における積極的な提言及び助言を通じて当社の経営に反映していただくことを期待するとともに、独立・公正な立場からの業務執行の監督機能を期待し、社外取締役に選任しております。

・社外監査役の選任状況及び社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外監査役三村 亨氏は長年に亘る各省庁における幅広い領域での要職及び研究所理事長等としての豊富な経験を通じた金融、グローバルなリスクマネジメント、地政学、企業法務等の幅広い知見を、社外監査役大林 宏氏は法曹界における豊富な経験及び幅広い業界での社外役員としての経験に基づく高い識見を、社外監査役吉國 浩二氏は日本放送協会において報道局経済部長、経営委員会事務局長、専務理事等を歴任し、長年に亘るジャーナリズムで培われた政治・経済等の知見と、事業部門・間接部門全般に精通した経営の経験に基づく幅広い知見を、独立・公正な立場からの監査の実施等による客観性及び中立性を確保した経営の監視機能に反映していただくことを期待し、社外監査役に選任しております。

・社外取締役及び社外監査役の独立性について

当社は、2012年4月26日の取締役会において「社外役員の独立性基準」を制定いたしました。当該独立性基準においては、当社の独立社外役員は、以下に掲げる事項に該当しない者とすることを定めております。

- 1 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社に所属する者又は所属していた者
- 2 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者
- 3 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の団体に所属する者
- 4 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 5 当社の主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 6 当社の会計監査人又は会計参与である公認会計士若しくは監査法人に所属する者
- 7 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 8 当社から多額の寄付を受け取っている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 9 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者
- 10 以下の各号に掲げる者の近親者

①上記2から8に掲げる者（法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者）

②当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は従業員

③最近において①又は②に該当していた者

(注釈)

- ・当社が主要株主である法人等の団体
当社が、発行済み株式総数の10%超を保有している法人等の団体
- ・当社の主要株主／主要株主である法人等の団体
当社の発行済み株式総数10%超を保有している者／法人等の団体
- ・当社の主要な取引先／当社を主要な取引先とする者
事業年度において、当社との間で当社連結売上高の2%超の取引がある者／当社との間で取引先の連結売上高の2%超の取引がある者
- ・当社の主要な借入先その他の大口債権者
当社事業報告「企業集団の主要な借入先」に記載している金融機関及び過去の大型M&A時等にリリース資料等において借入先、主幹事会社等として記載した金融機関
- ・当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者
当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して事業年度に1,000万円超の報酬を得ている者
法人等においては、事業年度における年間総収入の2%以上。ただし2%を超えていなくとも、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価が1,000万円を超える場合は多額とする
- ・当社から多額の寄付を受け取っている者
当社から、事業年度に1,000万円超の寄付を受け取っている者。その者が法人等の団体である場合は、事業年度に1,000万円又は当該団体の年間総収入額若しくは連結売上高の2%のいずれか高い額を超える寄付を受け取っている当該団体に所属する者
- ・近親者
配偶者及び2親等以内の親族
- ・重要な業務を執行する者
役員、部長クラスの者
- ・遡及措置（「最近において」の判断基準）
過去5年を遡及期間とする

なお、上記注釈にかかわらず、対象者の過去及び現在の従業の状況等を調査検討した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、取締役会の承認を経て、当該人物を、独立性を有する社外役員とする場合がある。その場合は、判断理由を対外的に説明するものとする。

上記の独立性の判断基準に照らし、社外取締役幸田 真音氏、長嶋 由紀子氏及び木寺 昌人氏、並びに社外監査役三村 亨氏、大林 宏氏及び吉國 浩二氏について、金融商品取引所が定める独立役員に指定しております。

なお、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との間においては、監督及び監査結果について相互に情報共有する等、適切な監督及び監査を行うため連携強化に努めております。また、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と当社内部統制部門との間においては、必要に応じて情報交換を行う等、適正な業務執行の確保のため連携をとっております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

i 監査役監査の組織、人員及び手続

監査役監査の組織、人員及び手続については、「(1) コーポレート・ガバナンスの概要 ②コーポレート・ガバナンスの体制の概要及び当該体制を採用する理由」及び「(2) 役員の状況 ②社外役員の状況について ・社外監査役の選任状況及び社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割」を参照ください。

ii 監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度において当社は監査役会を合計13回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりです。

区分	氏名	監査役会出席状況
常勤監査役	永田 亮子	全13回中13回 (100%)
常勤監査役	山本 博	全13回中13回 (100%)
常勤社外監査役	三村 亨	全13回中13回 (100%)
社外監査役	大林 宏	全13回中13回 (100%)
社外監査役	吉國 浩二	全13回中13回 (100%)

監査役会における主な検討事項は、監査方針、事業報告及び附属明細書の適法性、取締役の職務執行の妥当性、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等です。

また、監査役の活動として、当社取締役等との意見交換、当社取締役会その他重要な会議への出席、重要な決議書類等の閲覧、当社及び子会社における業務並びに財産状況の調査、子会社取締役及び監査役等との意見交換、会計監査人からの監査の実施状況・結果報告の確認を行っています。

② 内部監査の状況

内部監査体制については、社長直属の組織として業務執行組織から独立した当社監査部（当年度末現在21名）が所管し、客観的な立場で事業活動の全般に亘る管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図っております。また、当社監査部はその責務を全うするため、当社グループのすべての活動、記録及び従業員に対して制限なく閲覧、聴取等を行うことができる権限を有しています。加えて、当社監査部は各子会社の内部監査機能との連携により、当社グループの内部監査体制及び方針の企画・推進、並びに各子会社の内部監査機能に対する補完を行っています。

当社監査部長は、監査結果について、社長に対する報告義務を負うとともに、取締役会に対して毎年報告を行っております。

③ 会計監査の状況

当社は、会計監査人による適正な監査を担保するため、高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保し、会計監査人に対して取締役及び執行役員へのアクセスの機会を提供するとともに、会計監査人と監査役、内部監査部門及び社外取締役との十分な連携を可能とする等、適切な監査環境の提供に努めております。また、当社は、会計監査人が不備・問題点を指摘した場合や不正を発見した場合には、その内容に応じて適切に対応することとしております。

なお、監査役監査、内部監査及び会計監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うため連携強化に努めております。また、これら監査と当社内部統制部門との間においては、必要に応じて情報交換を行う等、適正な業務執行の確保のため連携をとっております。

i 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ii 継続監査期間

36年間

iii 業務を執行した公認会計士

丸地 肖幸氏、芳賀 保彦氏、松下 陽一氏

iv 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名、会計士試験合格者等 7名、その他 16名

v 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準」を策定し、これに基づき、会計監査人が独立性及び必要な専門性を有すること、当社の広範な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる相応の規模と海外のネットワークを持つこと、監査体制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績等を踏まえた上で、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

また、会計監査人が「会社法」第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、当社は、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

vi 監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、会計監査人に対して評価を行っています。会計監査人の独立性・専門性及び監査活動の適切性・妥当性等に関する評価項目を設け、項目ごとに評価のために必要な資料を社内関係部門及び会計監査人から入手することや報告を受けることで、監査品質の評価を行っています。

④ 監査報酬の内容等

i 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前年度		当年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当社	325	95	330	85
連結子会社	115	32	115	42
計	440	127	445	127

(注) 有限責任監査法人トーマツに対する報酬です。

当社における非監査業務の内容は以下のとおりです。

(前年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、サステナビリティマネジメントに関するアドバイザリー業務及び社債発行に関するコンフォートレター作成業務等があります。

(当年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、サステナビリティマネジメントに関するアドバイザー業務及び社債発行に関するコンフォートレター作成業務等があります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は以下のとおりです。

(前年度)

当社グループの連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、ガバナンス体制高度化等があります。

(当年度)

当社グループの連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、ガバナンス体制高度化及びリスクマネジメント導入支援等があります。

ii 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（iを除く）

区分	前年度		当年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当社	-	144	-	217
連結子会社	782	1,230	790	1,037
計	782	1,374	790	1,254

(注) Deloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームに対する報酬です。

当社における非監査業務の内容は以下のとおりです。

(前年度)

当社がDeloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームに対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、コンサルティング業務等があります。

(当年度)

当社がDeloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームに対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、コンサルティング業務等があります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は以下のとおりです。

(前年度)

当社グループの連結子会社がDeloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームに対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、税務コンサルティング等があります。

(当年度)

当社グループの連結子会社がDeloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームに対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、税務コンサルティング等があります。

iii その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

iv 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等の監査報酬の額につきましては、監査公認会計士等から提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等との必要かつ十分な協議を経て決定しております。

具体的には、監査計画で示された重点監査項目並びに連結対象会社の異動を含む企業集団の状況等の監査及びレビュー手続の実施範囲が、監査時間に適切に反映されていること等を確認するとともに、過年度における監査時間の計画実績比較等も含めこれらを総合的に勘案のうえ、監査報酬の額を決定しております。

なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ております。

v 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、会社が会計監査人と監査契約を締結する際に、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、検証いたしました。

また、監査役会は、前述の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

i 役員報酬の決定方針及び決定方法

当社は、当社グループの経営理念である「4Sモデル」の追求による中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値向上を実現するため、人事・報酬諮問委員会において、当社の取締役及び執行役員の報酬の方針、制度、算定方法等について取締役会からの諮問に応じ、審議・答申を行うとともに、当社における役員報酬の状況をモニタリングしております。

人事・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしております。

- ・優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

取締役の報酬等の額については、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、規模や利益が同水準で海外展開を行っている国内大手メーカー群の報酬水準をベンチマーキングしております。具体的には、基本報酬額の水準及び年次賞与・中長期インセンティブの変動報酬割合をベンチマーキングした上で、人事・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内で、当社取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬額についても、同様にベンチマーキングした上で、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

ii 役員報酬の構成

役員報酬は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」、中長期の企業価値と連動する「譲渡制限付株式報酬」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」の4本立てとしております。「譲渡制限付株式報酬」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」につきましては、中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2020年に導入いたしました。

役員区分ごとの報酬構成については、以下のとおりとしております。

・執行役員を兼務する取締役

日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」「役員賞与」「譲渡制限付株式報酬」「パフォーマンス・シェア・ユニット」で構成しております。

報酬構成割合は、「役員賞与」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」が標準額であった場合、以下のとおりとなります。

	基本報酬	短期インセンティブ	中長期インセンティブ
報酬構成割合 ※1	基本報酬 33~42%程度	役員賞与 31~35%程度	譲渡制限付株式報酬 ※2 パフォーマンス・シェア・ユニット ※2 25~33%程度
支給形式	金銭		株式 株式+金銭 ※3

※1 取締役の職務ごとに異なる構成割合を幅で示しております。

※2 譲渡制限付株式報酬とパフォーマンス・シェア・ユニットの構成割合は3：1程度です。

※3 パフォーマンス・シェア・ユニットは、納税資金として、50%を金銭で支給します。

※4 上記の図は、一定の会社業績及び当社株式の株価を基に算出したイメージであり、会社業績及び当社株式の株価の変動等に応じて上記割合も変動します。

・執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を除く）
 企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と中長期的な成長戦略等実践のモニタリングを含む監督機能を果たすことが求められることから、業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。

・社外取締役
 独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。

・監査役
 主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

(役員区分ごとの報酬構成一覧)

		基本報酬	役員賞与	譲渡制限付株式報酬	パフォーマンス・シェア・ユニット
社内取締役	執行役員を兼務する取締役	○	○	○	○
	執行役員を兼務しない取締役	○	-	-	-
社外取締役		○	-	-	-
監査役		○	-	-	-

iii 役員報酬の内容

・基本報酬について

職務に応じた額を月例で支給します。執行役員を兼務する取締役については、持続的利益成長につながる役員個々の業務執行・行動を通じた業績達成を後押しする観点から、個人業績評価を反映させることとしております。期首に社長との面談を通じた目標を設定し、期末に実施する個人業績評価の結果に応じて、一定の範囲内で翌年度の基本報酬を変動させる仕組みとしております。ただし、社長については、個人業績評価は実施しません。

・役員賞与について

単年度業績を反映した金銭報酬として、執行役員を兼務する取締役に対して役員賞与を支給します。役員賞与の算定に係る指標は、持続的利益成長の基盤である事業そのもののパフォーマンス及び利益成長の達成度を株主の皆様と価値共有する観点から、為替一定ベースの調整後営業利益と当期利益を設定しております。為替一定ベースの調整後営業利益と当期利益の業績結果適用の割合はそれぞれ75%、25%としており、当該指標の達成度合いに応じた支給率は、0～200%の範囲で変動します。なお、支給対象である取締役に一定の非違行為があった場合には、当該役員は支給済みの役員賞与の一部を会社に返還することとしています。

当年度における役員賞与に係る全社業績の評価指標及び実績は以下のとおりです。

全社業績の評価指標（連結）	2020年12月期	
	目標	実績
為替一定ベースの調整後営業利益	5,160億円	5,445億円
当期利益（親会社所有者帰属）	3,050億円	3,103億円

・譲渡制限付株式報酬について

譲渡制限付株式報酬制度は、株主の皆様との更なる価値共有や中長期的な企業価値向上を企図した株式報酬制度です。執行役員を兼務する取締役（以下「対象取締役」という）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます（割当ては、自己株式処分の方法により行う）。本制度による当社普通株式の処分に当たっては、当社と各対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とされない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、各対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

本制度の具体的な内容は以下のとおりです。本制度に関するその他の事項につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

（１）金銭報酬債権の総額及び株式総数の上限

各対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額２億１千万円以内、各対象取締役に譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数は年115,200株以内とします。なお、第35回定時株主総会（2020年3月19日）の承認以降、株式分割・株式併合その他譲渡制限付株式として割り当てる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で当該総数を調整します。

（２）譲渡制限の期間及び内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定その他の一切の処分行為をすることができません。

（３）譲渡制限の解除

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中であっても、任期満了その他当社取締役会が相当と認める理由により当社取締役その他当社取締役会が別途定める役職のいずれからでも退任した場合には、その保有する本割当株式の全部につき譲渡制限を解除します。

（４）当社による無償取得

譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、当社は、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得することができるものとします。

（５）組織再編等における取扱い

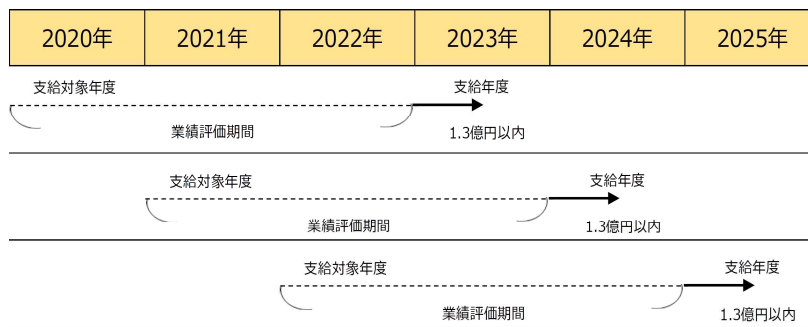
譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本割当株式につき譲渡制限を解除することができるものとします。

・パフォーマンス・シェア・ユニットについて

パフォーマンス・シェア・ユニット制度は、株主の皆様との更なる価値共有や中長期的な企業価値向上に加え、中期での業績達成への更なるコミットを企図した業績連動型の株式報酬制度です。各対象取締役にに対し、支給対象年度から開始する当社の経営計画の連続する3ヵ年の事業年度からなる業績評価期間（以下「業績評価期間」という）※の経過後、当社人事・報酬諮問委員会での審議を経て決定する当該業績評価期間における業績等の数値目標の達成率等に応じて算定する、当社普通株式を交付するための金銭報酬債権及び金銭を報酬として支給します。したがって、各対象取締役にへの当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます（割当ては、自己株式処分の方法により行う）。

なお、当社普通株式の払込金額は、その処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とされない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記数値目標の達成率等に応じて当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭を支給するため、業績評価期間終了までは、各対象取締役にに対してこれらを支給するか否か、並びに支給する当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭の額並びに交付する株式数はいずれも確定しておりません。

※ 当初の支給対象年度は2020年であり、業績評価期間は、2020年12月31日で終了する事業年度から2022年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度です。2021年度以降も、株主総会で承認を受けた範囲内で、それぞれ当該事業年度を支給対象年度とし、そこから連続する3事業年度を新たな対象期間とする業績連動型株式報酬の実施を予定しています。



本制度の具体的な内容は以下のとおりです。本制度に関するその他の事項につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

(1) 金銭報酬債権及び金銭の総額並びに株式総数の上限

各対象取締役を支給する金銭報酬債権及び金銭の総額は年額1億3千万円以内、各対象取締役に割り当てる当社普通株式の総数は年76,800株以内とします。なお、第35回定時株主総会（2020年3月19日）の承認以降、株式分割・株式併合その他割り当てる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で当該総数を調整します。

(2) 各対象取締役に交付する当社普通株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

当社は、本制度において使用する各数値目標や業績連動係数等、交付株式数の具体的な算出にあたり必要となる指標を、当社人事・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、決定します。なお、2020年度及び2021年度から始まる業績評価期間の評価指標は、株主の皆様と価値共有する観点から、当期利益を設定しております。具体的な算出については、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数を算定し（ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする）、②の計算式に基づき、各対象取締役に納税資金として支給する金銭の額を算定します。また、業績評価期間中の退任又は就任等の場合には当社取締役会が定めるところにより、当該対象取締役又はその相続人に交付する当社普通株式の数又は金銭の額を合理的に調整する場合があります。なお、各対象取締役に対して①の計算式に基づき算定される数の当社普通株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる当社普通株式の総数を超える場合には、当該総数を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる株式数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減ずることとします。

① 各対象取締役に交付する当社普通株式の数

$$\text{基準株式ユニット数}^{(*)1} \times \text{支給割合}^{(*)2} \times 50\%$$

② 各対象取締役に支給する金銭の額

$$(\text{基準株式ユニット数}^{(*)1} \times \text{支給割合}^{(*)2} - \text{上記①で算定した当社普通株式の数}) \times \text{交付時株価}^{(*)3}$$

※1 各対象取締役の職務等に応じ、当社取締役会において決定します。

※2 業績評価期間の各数値目標の達成率等に応じて、0～200%の範囲で算定されます。

※3 業績評価期間終了後における、本制度に基づく当社普通株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日の終値）を基礎として、各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額とします。

(3) 交付要件

業績評価期間が終了し、以下の当社普通株式の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権及び金銭を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に当社普通株式を交付するものとします。

- ① 支給対象年度中に当社取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位として在任したこと
- ② 一定の非違行為がなかったこと
- ③ 取締役会が定めたその他必要と認められる要件

(4) 組織再編等における取扱い

業績評価期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式について、本制度に係る上記報酬枠の範囲内で、当該当社普通株式の交付に代えて、当該当社普通株式に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。

iv 役員報酬等に関する株主総会決議内容

第35回定時株主総会（2020年3月19日）において、基本報酬と役員賞与からなる当社の取締役（提出日現在9名）に対する報酬額の上限について、取締役の総数に対して年額11億円（うち社外取締役分は8千万円）とする旨承認を得ております。また、従来の株式報酬型ストックオプション制度を廃止のうえ、執行役員を兼務する取締役（提出日現在4名）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット制度を導入し、各制度に係る報酬の上限額を、譲渡制限付株式報酬については年額2億1千万円（株式数としては115,200株）、パフォーマンス・シェア・ユニットについては年額1億3千万円以内（株式数としては76,800株）とする旨承認を得ております。

第35回定時株主総会（2020年3月19日）				
報酬額等	社内取締役		社外取締役	
	執行役員を兼務する	執行役員を兼務しない		
基本報酬	11億円以内 (うち社外取締役8千万円以内)	○	○	○
役員賞与		○	-	-
譲渡制限付株式報酬	2.1億円以内 115,200株以内	○	-	-
パフォーマンス・シェア・ユニット	1.3億円以内 76,800株以内	○	-	-
報酬額計	14.4億円以内			

なお、当社の監査役（提出日現在5名）に対する報酬額の上限は、第34回定時株主総会（2019年3月20日）において承認を得ており、監査役の総数に対して年額2億4千万円となっております。

v 役員報酬の決定に係る取締役会、人事・報酬諮問委員会の活動内容

当年度における役員報酬の決定に係る活動内容は以下のとおりです。

名称	開催回数	活動内容
人事・報酬諮問委員会	4回	役員報酬制度改定に関する株主総会上程議案の確認、報酬水準の確認等
取締役会	3回	新たな株式報酬制度の導入及び取締役の報酬額の決定、役員報酬制度改定に伴う役員報酬規程類の改定・策定、譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権支給に関する決定等

② 当年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	役員賞与	ストック オプション 報酬	譲渡制限付株 式報酬	パフォーマンス・ シェア・ユニット	
取締役 (社外取締役を除く)	1,193	504	438	30	188	33	6
監査役 (社外監査役を除く)	88	88	—	—	—	—	2
社外役員	135	135	—	—	—	—	6
計	1,416	727	438	30	188	33	14

(注) 1. 役員賞与は、支給予定の額を記載しております。

2. ストックオプション報酬は、ストックオプションの当期費用計上額を記載しております(2020年3月19日開催の第35回定時株主総会の決議により、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、譲渡制限付株式報酬及びパフォーマンス・シェア・ユニットを導入しております。)。

3. パフォーマンス・シェア・ユニットは、当期費用計上額を記載しております。

③ 当年度における連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)					合計 (百万円)
			基本報酬	役員賞与	ストック オプション 報酬	譲渡制限付 株式報酬	パフォーマンス・ シェア・ユニット	
寺島 正道	代表取締役	提出会社	156	224	9	107	19	515
見浪 直博	代表取締役	提出会社	57	72	4	28	5	166
廣渡 清栄	代表取締役	提出会社	61	86	4	30	5	186
山下 和人	取締役	提出会社	49	57	3	24	4	137

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

i 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、上場株式の政策保有に関する方針及び議決権行使基準を以下の通り策定するとともに、適切に運用しております。

- ・当社は、中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上に資すると判断した場合に限り、政策保有株式として株式を保有する。
- ・保有にあたっては、個別銘柄ごとに保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を精査し、保有の適否を取締役会において毎年検証する。
- ・検証の結果、保有する意義が認められない株式がある場合は、適宜適切に売却する。
- ・当社は、保有目的及び保有先の株式価値の毀損の有無を総合的に判断した上で、政策保有株式に係る議決権を行使する。

ii 銘柄数及び貸借対照表計上額

(当事業年度)

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	43	1,596
非上場株式以外の株式	8	11,723

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	170	中長期的なシーズ探索・育成に向けた 協力関係の構築・強化
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	3	2,953

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)セブン&アイ・ホールディングス	852,000	852,000	国内たばこ事業におけるたばこ販売及び販売促進活動上の協力関係等、継続的に取引を行っており、同社と長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的として保有しております。定量的な保有効果の記載は困難ですが、取締役会において保有の適否を検証しております。	無
	3,117	3,411		
(株)ドトール・日レスホールディングス	1,320,000	1,320,000	国内たばこ事業における分煙環境整備に関する協業等において継続的に取引を行っており、同社と長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的として保有しております。定量的な保有効果の記載は困難ですが、取締役会において保有の適否を検証しております。	無
	1,958	2,859		
日本空港ビルデング(株)	400,000	400,000	国内たばこ事業における分煙環境整備に関する協業並びに同社を通じた空港免税店及び市中免税店におけるたばこ製品の販売において継続的に取引を行っており、同社と長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的として保有しております。定量的な保有効果の記載は困難ですが、取締役会において保有の適否を検証しております。	無
	2,500	2,436		
東海旅客鉄道(株)	100,000	100,000	国内たばこ事業における分煙環境整備に関する協業等において継続的に取引を行っており、同社と長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的として保有しております。定量的な保有効果の記載は困難ですが、取締役会において保有の適否を検証しております。	有
	1,459	2,200		
(株)ヨシムラ・フード・ホールディングス	1,052,500	1,052,500	企業価値向上の観点から人財交流及び各種情報交換等を行っており、同社と長期的安定的に協力関係を維持・強化することを目的として保有しております。定量的な保有効果の記載は困難ですが、取締役会において保有の適否を検証しております。	無
	814	1,250		
日本通運(株)	173,040	173,040	国内たばこ事業における物流に係る協力会社として、商品の運搬等、継続的に取引を行っており、同社と長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的として保有しております。定量的な保有効果の記載は困難ですが、取締役会において保有の適否を検証しております。	有
	1,199	1,111		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ダイセル	602,000	602,000	国内たばこ事業におけるたばこ製品に係るサプライヤーとして、材料品の調達において継続的に取引を行っており、同社と長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的として保有しております。定量的な保有効果の記載は困難ですが、取締役会において保有の適否を検証しております。	有
	453	631		
(株)東京自働機械製作所	134,700	134,700	国内たばこ事業におけるたばこ製造機械に係るサプライヤーとして、機械及び部品の調達、修理業務において継続的に取引を行っており、同社と長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的として保有しております。定量的な保有効果の記載は困難ですが、取締役会において保有の適否を検証しております。	有
	223	212		
(株)オカムラ	—	1,206,000	取締役会において保有の適否を検証した結果、全株式を売却しております。	無
	—	1,343		
西日本旅客鉄道(株)	—	133,000	取締役会において保有の適否を検証した結果、全株式を売却しております。	無
	—	1,256		
(株)ニフコ	—	220,000	取締役会において保有の適否を検証した結果、全株式を売却しております。	無
	—	660		

(注) 各銘柄の保有の適否の検証方法については、上記「② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 i 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」に記載のとおりです。

みなし保有株式

前事業年度及び当事業年度において、該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

前事業年度及び当事業年度において、該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、連結財務諸表規則)第93条の規定により、国際会計基準(以下、IFRS)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、財務諸表等規則)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 連結財務諸表及び財務諸表は、百万円未満を四捨五入して記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は、以下のとおりです。

- (1) 会計基準の変更等に的確に対応することができる体制を整備するために、IFRSに関する十分な知識を有した従業員を配置するとともに、公益財団法人財務会計基準機構等の組織に加入し、研修等に参加することによって、専門知識の蓄積に努めております。
- (2) IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計処理指針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。グループ会計処理指針は、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握及び当社への影響の検討を行った上で、適時に内容の更新を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

	注記	前年度	当年度
		(2019年12月31日)	(2020年12月31日)
		百万円	百万円
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	7	357,158	538,844
営業債権及びその他の債権	8	458,513	412,144
棚卸資産	9	583,695	539,762
その他の金融資産	10	21,943	18,828
その他の流動資産	11	504,334	493,992
小計		1,925,643	2,003,570
売却目的で保有する非流動資産	12	30	348
流動資産合計		1,925,673	2,003,919
非流動資産			
有形固定資産	13, 15	803,239	759,290
のれん	14	2,002,595	1,909,392
無形資産	14	440,434	363,604
投資不動産	16	16,588	4,744
退職給付に係る資産	22	67,377	70,528
持分法で会計処理されている投資		52,903	40,230
その他の金融資産	10	109,568	107,143
繰延税金資産	17	134,696	122,534
非流動資産合計		3,627,397	3,377,464
資産合計		5,553,071	5,381,382

	注記	前年度	当年度
		(2019年12月31日)	(2020年12月31日)
		百万円	百万円
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	18	408,597	436,540
社債及び借入金	19	284,135	141,469
未払法人所得税等		69,543	46,462
その他の金融負債	19	21,862	27,588
引当金	20	18,289	19,420
その他の流動負債	21	699,331	652,314
流動負債合計		1,501,757	1,323,793
非流動負債			
社債及び借入金	19	690,367	817,412
その他の金融負債	19	41,062	50,164
退職給付に係る負債	22	320,614	331,752
引当金	20	40,164	31,338
その他の非流動負債	21	135,066	162,982
繰延税金負債	17	80,430	64,447
非流動負債合計		1,307,702	1,458,095
負債合計		2,809,459	2,781,888
資本			
資本金	23	100,000	100,000
資本剰余金	23	736,400	736,400
自己株式	23	(492,469)	(491,507)
その他の資本の構成要素	23	(431,741)	(605,776)
利益剰余金		2,750,506	2,783,718
親会社の所有者に帰属する持分		2,662,696	2,522,834
非支配持分		80,916	76,660
資本合計		2,743,611	2,599,495
負債及び資本合計		5,553,071	5,381,382

②【連結損益計算書】

	注記	前年度	当年度
		(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
		百万円	百万円
売上収益	6, 25	2, 175, 626	2, 092, 561
売上原価	14, 22	(942, 299)	(898, 001)
売上総利益		1, 233, 326	1, 194, 560
その他の営業収益	26	95, 725	54, 924
持分法による投資利益		5, 011	4, 042
販売費及び一般管理費等	12, 13, 14, 16, 22, 27, 32	(831, 707)	(784, 472)
営業利益	6	502, 355	469, 054
金融収益	28, 33	8, 402	12, 353
金融費用	22, 28, 33	(45, 526)	(61, 344)
税引前利益		465, 232	420, 063
法人所得税費用	17	(103, 609)	(108, 034)
当期利益		361, 622	312, 029
当期利益の帰属			
親会社の所有者		348, 190	310, 253
非支配持分		13, 432	1, 775
当期利益		361, 622	312, 029
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	30	195.97	174.88
希薄化後1株当たり当期利益(円)	30	195.87	174.80

営業利益から調整後営業利益への調整表

	注記	前年度	当年度
		(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
		百万円	百万円
営業利益		502, 355	469, 054
買収に伴い生じた無形資産に係る償却費		69, 623	63, 160
調整項目(収益)		(84, 467)	(51, 978)
調整項目(費用)		28, 415	6, 716
調整後営業利益	6	515, 927	486, 952

③【連結包括利益計算書】

	注記	前年度	当年度
		(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
		百万円	百万円
当期利益		361,622	312,029
その他の包括利益			
純損益に振り替えられない項目			
その他の包括利益を通じて測定する金融資産の 公正価値の純変動	29,33	(2,484)	(2,702)
確定給付型退職給付制度の再測定額	22,29	(2,811)	(5,957)
純損益に振り替えられない項目の合計		(5,295)	(8,659)
後に純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	29,33	9,879	(170,711)
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の 変動額の有効部分	29,33	(391)	224
後に純損益に振り替えられる可能性のある項目の合計		9,489	(170,486)
税引後その他の包括利益		4,194	(179,145)
当期包括利益		365,816	132,883
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		352,953	131,965
非支配持分		12,863	919
当期包括利益		365,816	132,883

④【連結持分変動計算書】

親会社の所有者に帰属する持分

	注記	その他の資本の構成要素						
		資本金	資本剰余金	自己株式	新株予約権	在外営業活動 体の換算差額	キャッシュ・ フロー・ヘッ ジの公正価値 の変動額の有 効部分	その他の包括 利益を通じて 測定する金融 資産の公正価 値の純変動
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2019年1月1日 残高		100,000	736,400	(442,829)	1,547	(454,918)	443	29,570
当期利益		—	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益		—	—	—	—	10,553	(391)	(2,486)
当期包括利益		—	—	—	—	10,553	(391)	(2,486)
自己株式の取得	23	—	—	(50,001)	—	—	—	—
自己株式の処分	23	—	—	361	(281)	—	—	—
株式に基づく報酬取引	32	—	—	—	290	—	—	—
配当金	24	—	—	—	—	—	—	—
連結範囲の変動		—	—	—	—	—	—	—
支配の喪失とならない子 会社に対する所有者持分 の変動		—	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替		—	—	—	—	—	—	(15,883)
その他の増減		—	—	—	—	—	(185)	—
所有者との取引額等合計		—	—	(49,640)	10	—	(185)	(15,883)
2019年12月31日 残高		100,000	736,400	(492,469)	1,556	(444,366)	(132)	11,201
当期利益		—	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益		—	—	—	—	(170,009)	224	(2,577)
当期包括利益		—	—	—	—	(170,009)	224	(2,577)
自己株式の取得	23	—	—	(1)	—	—	—	—
自己株式の処分	23	—	—	963	(334)	—	—	—
株式に基づく報酬取引	32	—	—	—	30	—	—	—
配当金	24	—	—	—	—	—	—	—
連結範囲の変動		—	—	—	—	—	—	—
支配の喪失とならない子 会社に対する所有者持分 の変動		—	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替		—	—	—	—	—	—	(1,399)
その他の増減		—	—	—	—	—	30	—
所有者との取引額等合計		—	—	962	(304)	—	30	(1,399)
2020年12月31日 残高		100,000	736,400	(491,507)	1,252	(614,374)	122	7,224

親会社の所有者に帰属する持分

		その他の資本の構成要素			非支配持分	資本合計		
		確定給付型退職給付制度の再測定額	合計	利益剰余金			合計	
注記	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円		
2019年1月1日	残高	—	(423,357)	2,660,381	2,630,594	69,851	2,700,445	
	当期利益	—	—	348,190	348,190	13,432	361,622	
	その他の包括利益	(2,913)	4,763	—	4,763	(569)	4,194	
	当期包括利益	(2,913)	4,763	348,190	352,953	12,863	365,816	
	自己株式の取得	23	—	—	(50,001)	—	(50,001)	
	自己株式の処分	23	—	(281)	(80)	0	0	
	株式に基づく報酬取引	32	—	290	(19)	47	319	
	配当金	24	—	—	(270,936)	(2,051)	(272,987)	
	連結範囲の変動		—	—	—	—	—	
	支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動		—	—	(1)	(1)	206	205
	その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		2,913	(12,971)	12,971	—	—	
	その他の増減		—	(185)	—	(185)	(185)	
	所有者との取引額等合計		2,913	(13,146)	(258,065)	(320,851)	(1,798)	(322,650)
2019年12月31日	残高	—	(431,741)	2,750,506	2,662,696	80,916	2,743,611	
	当期利益	—	—	310,253	310,253	1,775	312,029	
	その他の包括利益	(5,927)	(178,289)	—	(178,289)	(857)	(179,145)	
	当期包括利益	(5,927)	(178,289)	310,253	131,965	919	132,883	
	自己株式の取得	23	—	—	(1)	—	(1)	
	自己株式の処分	23	—	(334)	(629)	0	0	
	株式に基づく報酬取引	32	—	30	469	35	533	
	配当金	24	—	—	(273,200)	(1,276)	(274,476)	
	連結範囲の変動		—	—	—	8	8	
	支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動		—	—	846	846	(3,941)	(3,095)
	その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		5,927	4,528	(4,528)	—	—	
	その他の増減		—	30	—	30	30	
	所有者との取引額等合計		5,927	4,254	(277,042)	(271,826)	(5,174)	(277,000)
2020年12月31日	残高	—	(605,776)	2,783,718	2,522,834	76,660	2,599,495	

⑤【連結キャッシュ・フロー計算書】

注記	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	465,232	420,063
減価償却費及び償却費	183,852	179,654
減損損失	16,124	12,571
受取利息及び受取配当金	(7,944)	(7,318)
支払利息	27,557	22,535
持分法による投資損益(益)	(5,011)	(4,042)
有形固定資産、無形資産及び投資不動産除売却損益(益)	(8,299)	(40,821)
営業債権及びその他の債権の増減額(増加)	10,673	21,554
棚卸資産の増減額(増加)	(9,046)	748
営業債務及びその他の債務の増減額(減少)	28,294	39,288
退職給付に係る負債の増減額(減少)	(9,526)	(5,788)
前払たばこ税の増減額(増加)	(21,864)	(29,996)
未払たばこ税等の増減額(減少)	3,891	(18,038)
未払消費税等の増減額(減少)	29,592	9,762
その他	(7,005)	49,132
小計	696,521	649,305
利息及び配当金の受取額	15,340	14,589
利息の支払額	(24,346)	(19,549)
法人所得税等の支払額	(147,105)	(124,511)
営業活動によるキャッシュ・フロー	540,410	519,833
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資の取得による支出	(45,401)	(39,991)
投資の売却及び償還による収入	77,200	49,802
有形固定資産の取得による支出	(111,366)	(85,319)
投資不動産の売却による収入	15,863	86,263
無形資産の取得による支出	(22,004)	(23,301)
定期預金の預入による支出	(218)	(491)
定期預金の払出による収入	409	334
前年度以前の企業結合による取得後支出	(40,127)	(1,140)
関連会社株式の売却による収入	—	17,413
その他	2,073	1,785
投資活動によるキャッシュ・フロー	(123,571)	5,354

	注記	前年度	当年度
		(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
		百万円	百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー			
支払配当金	24	(270,871)	(273,134)
非支配持分への支払配当金		(1,913)	(1,404)
非支配持分からの払込みによる収入		358	117
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額 (減少)	31	(44,976)	(132,462)
長期借入による収入	31	—	100,101
長期借入金の返済による支出	31	(11,568)	(11,948)
社債の発行による収入	31	59,435	122,201
社債の償還による支出	31	—	(80,000)
リース負債の返済による支出	31	(14,294)	(17,741)
自己株式の取得による支出		(50,001)	(1)
非支配持分からの子会社持分取得による支出		(1)	(3,132)
その他		0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		(333,832)	(297,404)
現金及び現金同等物の増減額 (減少)		83,008	227,784
現金及び現金同等物の期首残高		282,063	357,158
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響		(7,913)	(46,098)
現金及び現金同等物の期末残高	7	357,158	538,844

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

日本たばこ産業株式会社(以下、当社)は、日本の会社法に従い、日本たばこ産業株式会社法に基づいて設立された株式会社であり、設立以来、日本に主な拠点を置いております。当社の登記されている本社及び主要な事業所の住所は、ウェブサイト(<https://www.jti.co.jp/>)で開示しております。

当社及びその子会社(以下、当社グループ)の事業内容及び主要な活動は、「6. 事業セグメント」に記載しております。

当社グループの2020年12月31日に終了する年度の連結財務諸表は、2021年3月24日に代表取締役社長 寺島 正道によって承認されております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、「3. 重要な会計方針」に記載している金融商品等及び「37. 超インフレの調整」に記載している会計上の調整を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、単位を百万円としております。また、百万円未満の端数は四捨五入して表示しております。

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

この連結財務諸表は、当社及び子会社の財務諸表並びに関連会社及び共同支配の取決めの持分相当額を含んでおります。

① 子会社

子会社とは当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループが投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、その企業を支配していると判断しております。子会社については、当社グループが支配を獲得した日を取得日とし、その日より当社グループが支配を喪失する日まで連結しております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表の調整を行っております。

当社グループ内の債権債務残高及び取引、並びに当社グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

② 関連会社

関連会社とは、当社グループが重要な影響力を有している企業をいいます。当社グループが投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーを有するものの、支配又は共同支配をしていない場合に、当社グループはその企業に対する重要な影響力を有していると判断しております。関連会社については、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法によって処理しております。

③ 共同支配の取決め

共同支配の取決めとは、複数の当事者が共同支配を有する契約上の取決めをいいます。当社グループはその共同支配の取決めへの関与を、当該取決めの当事者の権利及び義務に応じて、共同支配事業（取決めに関連して当社グループが資産への権利を有し、負債への義務を負う場合）と共同支配企業（当社グループが取決めの純資産に対する権利のみを有する場合）に分類しております。当社グループが有する共同支配事業については、その持分に係る資産、負債、収益及び費用を認識し、共同支配企業については、持分法によって処理しております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。企業結合が生じた期間の末日までに企業結合の当初の会計処理が完了していない場合には、暫定的な金額で会計処理を行い、取得日から1年以内の測定期間において、暫定的な金額の修正を行います。発生した取得費用は費用として処理しております。なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しております。非支配持分の修正額と支払対価又は受取対価の公正価値との差額を、利益剰余金に直接認識しており、当該取引からのれんは認識しておりません。

(3) 外貨換算

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、決算日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は損益として認識しております。ただし、在外営業活動体(海外子会社等)に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産及び負債は決算日の直物為替相場により、収益及び費用は取引日の直物為替相場又はそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。ただし、超インフレ経済下にある子会社の収益及び費用は、超インフレ会計の適用により決算日の直物為替相場により円換算しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の損益として認識しております。

(4) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

金融資産は損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定される金融資産へ分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定される金融資産については、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

すべての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引コストを加算した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産は実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) その他の金融資産

償却原価により測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しております。

公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については当期の損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。

② 金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。予想信用損失は、過去の貸倒実績や将来の回収可能価額等を基に算定しております。

営業債権については、常に全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。営業債権以外の金融資産については、原則として12ヶ月の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しておりますが、当初認識以降に信用リスクが著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行が発生するリスクの変化に基づいて判断しており、その判断にあたっては、期日経過情報、債務者の財政状態の悪化、内部信用格付の低下等を考慮しております。

金融資産の全部又は一部について回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行と判断し、信用減損金融資産として扱っております。また、金融資産の全部又は一部を回収できないと合理的に判断される場合には、金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

信用減損が発生していない営業債権については、多数の同質的な取引先より構成されているため一括してグルーピングしたうえで、集合的に予想信用損失を測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を損益で認識しております。

③ 金融負債

(i) 当初認識及び測定

金融負債は、損益を通じて公正価値で測定される金融負債と償却原価で測定される金融負債とに分類しております。当社グループは、金融負債の当初認識時に当該分類を決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 損益を通じて公正価値で測定される金融負債

損益を通じて公正価値で測定される金融負債は、売買目的保有の金融負債及び当初認識時に損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおります。

(b) 償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失は、連結損益計算書において損益として認識しております。

金融保証契約は当初認識後、以下のいずれか高い方の金額で測定しております。

- ・上記②「金融資産の減損」に従って算定した貸倒引当金の金額
- ・当初測定額からIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の原則に従って認識した収益の累計額を控除した額

(iii) 認識の中止

金融負債は、義務が履行されたか、免除されたか、又は失効した場合に認識を中止しております。

④ 金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、かつ純額ベースで決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で計上しております。

⑤ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ関係の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係があること、信用リスクの影響が経済的關係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと、ヘッジ関係のヘッジ比率が実際にヘッジしているヘッジ対象及びヘッジ手段の数量から生じる比率と同じであることが見込まれますが、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを判定するために、継続的に評価しております。

また、リスク管理目的は変わっていないものの、ヘッジ手段とヘッジ対象の経済的關係に変化が生じたため、ヘッジ比率に関するヘッジの有効性の要求に合致しなくなった場合には、適格要件を再び満たすように、ヘッジ比率を調整しております。ヘッジ比率の調整後もなお、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合には、当該要件を満たさなくなった部分についてヘッジ会計を中止しております。

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、IFRS第9号「金融商品」に基づき以下のように分類し、会計処理しております。

(i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失は、連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定した資本性金融商品をヘッジ対象とした場合の公正価値変動については、連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識しております。ヘッジ対象に係るヘッジ利得又は損失については、ヘッジ対象の帳簿価額を調整し、連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、その他の包括利益に表示することとした資本性金融商品の公正価値変動については、連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識しております。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が損益に影響を与える時点で損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合に、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続き資本に計上しております。

(iii) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジから発生する換算差額については、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得及び損失のうち、有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識し、非有効部分は連結損益計算書において損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。

⑥ 金融商品の公正価値

各決算日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格又はディーラー価格を参照しております。

活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

なお、投入までの期間が12ヶ月を超える葉たばこについては、正常な営業循環期間内で保有するものであるため、すべて流動資産に含めて表示しております。

(7) 有形固定資産

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得価額には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入コストを含めております。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 : 38～50年
- ・機械装置及び運搬具 : 10～15年

なお、見積耐用年数及び減価償却方法等は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) のれん及び無形資産

① のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

② 無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

有限の耐用年数を有する無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。有限の耐用年数を有する無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

有限の耐用年数を有する無形資産の主な見積耐用年数は、以下のとおりです。

- ・商標権 : 10～20年
- ・ソフトウェア : 5年

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しております。

(9) リース

当社グループは、契約の開始時に、特定された資産の使用を支配する権利が一定期間にわたって対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。但し、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、短期リース又は少額資産のリースを除き、開始日において使用権資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しております。短期リース及び少額資産のリースに係るリース料はリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

使用権資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得価額には、リース負債の当初測定金額、開始日以前に支払ったリース料、当初直接コストを含めております。使用権資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い期間にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース負債は、支払われていないリース料の現在価値で測定しております。リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース債務の返済額とに配分しております。金融費用は連結損益計算書で認識しております。

(10) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収益又は資本増価、もしくはその両方を目的として保有する不動産です。

投資不動産の測定においては、有形固定資産に準じて原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(11) 非金融資産の減損

当社グループは各年度において、各資産についての減損の兆候の有無の判定を行い、何らかの兆候が存在する場合又は毎年減損テストが要求されている場合、その資産の回収可能価額を見積っております。個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積っております。回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値とその使用価値のうち高い方の金額で算定しております。資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、その資産について減損を認識し、回収可能価額まで評価減しております。また、使用価値の評価における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価及び当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用して、現在価値まで割引いております。処分コスト控除後の公正価値の算定にあたっては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用しております。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、その回収可能価額の算定に使用した想定事項に変更が生じた場合等、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかについて評価を行っております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻し入れております。

(12) 売却目的で保有する非流動資産

継続的な使用ではなく、売却により回収が見込まれる資産又は資産グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産又は処分グループとして分類し、非流動資産は減価償却又は償却は行わず、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

(13) 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前(公共企業体職員等共済組合法施行日前)の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付に係る負債に含めて計上しております。

当社グループは確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して各制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債又は国債の市場利回りに基づき算定しております。確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値(必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む)を控除して算定しております。また利息費用及び利息収益は、金融費用として計上しております。

確定給付型退職給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、発生した期の損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

(14) 株式に基づく報酬

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度及び譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。譲渡制限付株式報酬は、付与日における公正価値によって見積り、付与日から権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

また、現金選択権付きの株式に基づく報酬制度として、パフォーマンス・シェア・ユニット制度を採用しております。パフォーマンス・シェア・ユニットは、企業に現金または他の資産で決済する負債が発生している場合にはその範囲で現金決済型の取引として、そのような負債が発生していない場合には、その範囲で持分決済型の取引として処理しております。持分決済型の取引に該当する部分については、付与する当社株式の公正価値によって見積り、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。現金決済型の取引に該当する部分については、受領した役員及び発生した負債を、当該負債の公正価値によって見積り、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において負債の増加として認識しております。

なお、期末日及び決済日において当該負債の公正価値を再測定し、公正価値の変動を純損益として認識しております。

(15) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務(法的債務又は推定的債務)を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積もられた支出額の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間的価値の現在の市場評価とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

また、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従い、リストラクチャリング引当金については詳細な公式計画を有し、かつ計画の実施や公表を通じて、影響を受ける関係者に当該リストラクチャリングが確実に実施されると予期させた時点で認識しております。当該引当金は、リストラクチャリングから発生する直接支出のみを計上対象としており、以下の双方に該当するものです。

- ・リストラクチャリングに必然的に伴うもの
- ・企業の継続活動に関連がないもの

(16) 収益

① 顧客との契約から生じる収益

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、たばこ製品、医療用医薬品、加工食品等の販売を行っており、このような物品の販売については、物品の引渡時点において当該物品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。

なお、たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取引高については、収益より控除しており、これらを除いた金額を売上収益として連結損益計算書に表示しております。

② 利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

③ 配当金

配当は、支払を受ける株主の権利が確定した時に認識しております。

(17) 政府補助金

政府補助金は、企業が補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領するという合理的な保証が得られた時に公正価値で認識しております。

政府補助金が費用項目に関する場合は、当該補助金で補填することが意図されている関連費用を認識する期間にわたって、規則的に収益認識しております。資産に関する政府補助金は、当該補助金の金額を資産の取得原価から控除しております。

(18) 借入コスト

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を必要とするような資産に関して、その資産の取得、建設又は製造に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化しております。その他の借入コストはすべて、発生した期間に費用として認識しております。

(19) 法人所得税

連結損益計算書上の法人所得税費用は、当期法人所得税と繰延法人所得税の合計として表示しております。

当期法人所得税は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、決算日までに制定又は実質的に制定されたものです。当期法人所得税は、その他の包括利益又は資本において直接認識される項目から生じる税金及び企業結合から生じる税金を除き、損益として認識しております。

繰延法人所得税は、決算日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産又は負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる場合
- ・ 企業結合でない取引で、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得(欠損金)にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消の時点をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税率に基づいて、当該資産が実現される又は負債が決済される年度の税率を見積り、算定しております。

税法の解釈等に基づき、法人所得税の不確実な税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しております。

当社及び一部の子会社は、連結納税制度を適用しております。

(20) 自己株式

自己株式は取得原価で評価し、資本から控除しております。当初の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本として認識しております。

(21) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(22) 配当金

当社の株主に対する配当のうち、期末配当は当社の株主総会により承認された日、中間配当は取締役会により承認された日の属する期間の負債として認識しております。

(23) 偶発事象

① 偶発負債

決算日現在において発生可能性のある債務を有しているが、それが決算日現在の債務であるか否か確認ができないもの、又は、「20. 引当金」に記載している引当金の認識基準を満たさないものについては、偶発負債として注記しております。

② 偶発資産

将来の経済的便益の流入について、その実現が決算日現在において確実でないものの、その実現可能性が高い場合には、偶発資産として注記しております。

(24) 調整後指標

調整後指標は一定の調整項目を調整前指標に加減算することにより算出されます。

調整項目は、その収益費用の性質や発生頻度等を考慮のうえ、経営者が当社グループの業績の有用な比較情報を提供し、事業が管理されている方法を適切に反映するとの判断に基づき決定しており、連結損益計算書及び「6. 事業セグメント」に調整後指標を表示しております。

調整後指標はIFRSでは定義されておらず、他企業の同様な名称の付された指標と必ずしも比較可能ではありません。

(会計方針の変更)

当社グループが当年度より適用している基準及び解釈指針は以下のとおりです。

	IFRS	新設・改訂の概要
IFRS第3号	企業結合	「事業」の定義を改訂
IFRS第16号	リース	新型コロナウイルス感染症に関連した賃料減免の会計処理に関する実務上の便法を追加

上記の基準等の適用が連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

なお、当年度の表示形式に合わせ、前年度の連結財務諸表を一部組み替えて表示しております。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループの連結財務諸表は、収益及び費用、資産及び負債の測定並びに決算日現在の偶発事象の開示等に関する経営者の見積り及び仮定を含んでおります。これらの見積り及び仮定は過去の実績及び決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積り及び仮定は経営者により継続して見直しております。これらの見積り及び仮定の見直しによる影響は、その見積り及び仮定を見直した期間及びそれ以降の期間において認識しております。

見積り及び仮定のうち、当社グループの連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定は、以下のとおりです。

① 有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産の減損

当社グループは、有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産について、回収可能価額が帳簿価額を下回る兆候がある場合には、減損テストを実施しております。

減損テストを実施する契機となる重要な要素には、過去あるいは見込まれる営業成績に対しての著しい実績の悪化、取得した資産の用途の著しい変更ないし戦略全体の変更、業界トレンドや経済トレンドの著しい悪化等が含まれます。さらに、のれんについては、回収可能価額がその帳簿価額を下回っていないことを確認するため、最低年1回、兆候の有無に係わらず減損テストを実施しております。

減損テストは、資産の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を計上することとなります。回収可能価額は、主に割引キャッシュ・フロー・モデルにより算定しており、算定に際しては、資産の耐用年数や将来のキャッシュ・フロー、割引率、長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

回収可能価額の算定方法については、「13. 有形固定資産」、「14. のれん及び無形資産」及び「16. 投資不動産」に記載しております。また、のれんについては、「14. のれん及び無形資産」に感応度に関する記載を行っております。

② 退職後給付

当社グループは確定給付型を含む様々な退職給付制度を有しております。また、当社の共済年金給付制度は、日本国政府が所掌する公的年金制度の一つであり、その給付に要する費用の一部は法令により、事業主である当社が負担しております。

これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率やインフレ率等、様々な変数についての見積り及び判断が求められます。

当社グループは、これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言を得ております。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

これらの数理計算上の仮定、及び、それに関連する感応度については「22. 従業員給付」に記載しております。

③ 引当金

当社グループは、資産除去引当金やリストラクチャリング引当金等、種々の引当金を連結財政状態計算書に計上しております。

これらの引当金は、決算日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上されております。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

計上している引当金の性質及び金額については「20. 引当金」に記載しております。

④ 法人所得税

当社グループは世界各国において事業活動を展開しており、各国の税務当局に納付することになると予想される金額を、法令等に従って合理的に見積り、税務負債及び法人所得税を計上しております。

税務負債及び法人所得税の算定に際しては、課税対象企業及び管轄税務当局による税法規定の解釈や過去の税務調査の経緯など、様々な要因について見積り及び判断が必要となります。

そのため、計上された税務負債及び法人所得税と、実際の税務負債及び法人所得税の金額が異なる可能性があります。その場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、事業計画に基づいて将来獲得しうる課税所得の時期及びその金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

法人所得税に関連する内容及び金額については「17. 法人所得税」に記載しております。

⑤ 偶発事象

偶発事象は、決算日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を開示しております。

偶発事象の内容については「38. 偶発事象」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、当年度において、たばこ事業における免税販売の減少、国内たばこ事業及び加工食品事業における消費動向の変化等が発生しております。

当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大による影響は2021年度以降も一定程度継続するものの、各国の経済は緩やかに回復するものと想定しております。なお、現時点において会計上の見積り及び見積りを伴う判断に与える重要な影響はありません。

5. 未適用の新基準書

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた基準書及び解釈指針のうち、当社グループが早期適用していない主なものは、以下のとおりです。

これらの適用による影響は検討中ですが、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼすものはないと判断しております。

	IFRS	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第1号	国際財務報告基準の初度適用	2022年1月1日	2022年12月期	親会社より後に子会社が初度適用企業となる場合の換算差額累計額の測定に関する会計処理の改訂
IFRS第3号	企業結合	2022年1月1日	2022年12月期	参照する概念フレームワークのバージョン変更に対応した改訂
IFRS第4号	保険契約	2021年1月1日	2021年12月期	既存金利指標の代替的な金利指標への置き換えに関する改訂
IFRS第7号	金融商品：開示	2021年1月1日	2021年12月期	既存金利指標の代替的な金利指標への置き換えに関する改訂
IFRS第9号	金融商品	2021年1月1日	2021年12月期	既存金利指標の代替的な金利指標への置き換えに関する改訂
		2022年1月1日	2022年12月期	金融負債の認識の中止に関する10%テストに含めるべき手数料及びコストの明確化
IFRS第16号	リース	2021年1月1日	2021年12月期	既存金利指標の代替的な金利指標への置き換えに関する改訂
IFRS第17号	保険契約	2023年1月1日	2023年12月期	保険契約に関する会計処理を改訂
IAS第1号	財務諸表の表示	2023年1月1日	2023年12月期	負債の流動負債又は非流動負債への分類の明確化 重要な (significant) 会計方針に代わって重要性のある (material) 会計方針を開示するための改訂

	IFRS	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ適 用時期	新設・改訂の概要
IAS第8号	会計方針、会計上の見積り の変更及び誤謬	2023年1月1日	2023年12月期	会計方針の変更と会計上の見積りの変 更を明確に区別するための改訂
IAS第16号	有形固定資産	2022年1月1日	2022年12月期	資産を意図した方法で稼働可能な状態 にする間に生産した物品の販売による 収入に関する会計処理を改訂
IAS第37号	引当金、偶発負債及び偶発 資産	2022年1月1日	2022年12月期	不利な契約の判断における契約履行の コストの構成を明確化
IAS第39号	金融商品：認識及び測定	2021年1月1日	2021年12月期	既存金利指標の代替的な金利指標への 置き換えに関する改訂
IAS第41号	農業	2022年1月1日	2022年12月期	生物資産の公正価値の測定にあたりキ ャッシュ・フローの見積りには税金を 含めないこととする要求事項を削除
IFRS第10号 IAS第28号	投資者とその関連会社また は共同支配企業の間での資 産の売却または拠出	未定	未定	関連会社等に対する資産の売却等の会 計処理の改訂

6. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象となっている事業セグメントを基礎に決定されております。

当社グループは主に製造たばこ、医薬品、加工食品を製造・販売しており、そのうち製造たばこについては、国内と海外に分けて事業管理を行っております。従って当社グループは、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分されたセグメントから構成されており、「国内たばこ事業」、「海外たばこ事業」、「医薬事業」、「加工食品事業」の4つを報告セグメントとしております。

「国内たばこ事業」は、国内(国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場を含みます)での製造たばこの製造・販売を行っております。「海外たばこ事業」は、製造・販売を統括するJT International S.A. を中核として、海外での製造たばこの製造・販売を行っております。「医薬事業」は、医療用医薬品の研究開発・製造・販売を行っております。「加工食品事業」は、冷凍・常温食品、調味料及びパン等の製造・販売を行っております。

(2) セグメント収益及び業績

当社グループの報告セグメントによる収益及び業績は、以下のとおりです。取締役会は、収益と調整後営業利益を検討のうえ、セグメント業績を評価し、経営資源の配分を決定しております。金融収益、金融費用、法人所得税費用はグループ本社で管理されるため、これらの収益・費用はセグメントの業績から除外しております。なお、セグメント間の取引は概ね市場実勢価格に基づいております。

前年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

	報告セグメント					その他 (注2)	消去	連結
	国内たばこ	海外たばこ	医薬	加工食品	計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円			
売上収益								
外部収益	611,494	1,310,877	88,528	158,586	2,169,485	6,140	—	2,175,626
セグメント間収益	7,270	27,626	—	1	34,897	7,333	(42,229)	—
収益合計	<u>618,764</u>	<u>1,338,503</u>	<u>88,528</u>	<u>158,587</u>	<u>2,204,382</u>	<u>13,473</u>	<u>(42,229)</u>	<u>2,175,626</u>
セグメント損益								
調整後営業利益(注1)	<u>187,180</u>	<u>340,752</u>	<u>15,943</u>	<u>5,432</u>	<u>549,308</u>	<u>(33,478)</u>	<u>97</u>	<u>515,927</u>
その他の項目								
減価償却費及び償却費(注3)	59,276	108,378	5,936	7,586	181,176	2,909	(233)	183,852
減損損失(金融資産の減損損失を除く)	7,751	5,765	1,471	220	15,207	917	—	16,124
減損損失の戻入(金融資産の減損損失の戻入を除く)	—	91	—	—	91	—	—	91
持分法による投資損益(損)	16	4,863	—	10	4,889	122	—	5,011
資本的支出(注4)	34,793	78,295	6,979	6,142	126,209	5,609	(383)	131,434

当年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

	報告セグメント					その他 (注2)	消去	連結
	国内たばこ	海外たばこ	医薬	加工食品	計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円			
売上収益								
外部収益	555,568	1,306,233	78,957	149,329	2,090,087	2,474	—	2,092,561
セグメント間収益	7,674	24,606	—	1	32,282	5,317	(37,599)	—
収益合計	<u>563,242</u>	<u>1,330,839</u>	<u>78,957</u>	<u>149,330</u>	<u>2,122,369</u>	<u>7,791</u>	<u>(37,599)</u>	<u>2,092,561</u>
セグメント損益								
調整後営業利益(注1)	<u>168,069</u>	<u>340,867</u>	<u>17,161</u>	<u>(793)</u>	<u>525,304</u>	<u>(38,201)</u>	<u>(152)</u>	<u>486,952</u>
その他の項目								
減価償却費及び償却費(注3)	56,576	105,654	5,427	7,554	175,210	4,679	(234)	179,654
減損損失(金融資産の減損損失を除く)	—	7,538	—	3,841	11,378	1,193	—	12,571
減損損失の戻入(金融資産の減損損失の戻入を除く)	—	49	—	—	49	—	—	49
持分法による投資損益(損)	15	3,963	—	21	3,999	42	—	4,042
資本的支出(注4)	21,053	66,598	9,087	7,972	104,709	8,301	(127)	112,883

調整後営業利益から税引前利益への調整表

前年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

	報告セグメント					その他 (注2)	消去	連結
	国内たばこ	海外たばこ	医薬	加工食品	計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円			
調整後営業利益(注1)	187,180	340,752	15,943	5,432	549,308	(33,478)	97	515,927
買収に伴い生じた無形 資産に係る償却費	(16,245)	(53,378)	—	—	(69,623)	—	—	(69,623)
調整項目(収益)(注5)	24	8,776	61,018	461	70,278	14,189	—	84,467
調整項目(費用)(注6)	—	(22,141)	(4,264)	(365)	(26,770)	(1,646)	—	(28,415)
営業利益(損失)	170,960	274,008	72,697	5,528	523,193	(20,935)	97	502,355
金融収益								8,402
金融費用								(45,526)
税引前利益								<u>465,232</u>

当年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

	報告セグメント					その他 (注2)	消去	連結
	国内たばこ	海外たばこ	医薬	加工食品	計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円			
調整後営業利益(注1)	168,069	340,867	17,161	(793)	525,304	(38,201)	(152)	486,952
買収に伴い生じた無形 資産に係る償却費	(16,245)	(46,915)	—	—	(63,160)	—	—	(63,160)
調整項目(収益)(注5)	—	5,774	150	1	5,926	46,053	—	51,978
調整項目(費用)(注6)	—	(3,280)	(822)	(44)	(4,147)	(2,569)	—	(6,716)
営業利益(損失)	151,824	296,446	16,488	(836)	463,923	5,283	(152)	469,054
金融収益								12,353
金融費用								(61,344)
税引前利益								<u>420,063</u>

- (注1) 調整後営業利益は、営業利益（損失）から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目（収益及び費用）を除外しております。
- (注2) 「その他」には、不動産賃貸に係る事業活動等及び報告セグメントに帰属しない企業広報経費や本社コーポレート部門運営費等の本社経費が含まれております。
- (注3) 減価償却費及び償却費に含まれる使用権資産に係る減価償却費は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
国内たばこ	3,649	3,641
海外たばこ	10,314	11,923
医薬	456	439
加工食品	741	867
その他	616	2,797
使用権資産に係る減価償却費	15,778	19,667

- (注4) 使用権資産の増加額を除いております。
- (注5) 調整項目（収益）の主な内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
医薬品に係るライセンス譲渡益	60,518	—
旧JTビル売却益	—	41,265
リストラクチャリング収益	15,197	4,803
その他	8,752	5,910
調整項目（収益）	84,467	51,978

前年度及び当年度におけるリストラクチャリング収益は、主に不動産の処分に係る収益です。なお、リストラクチャリング収益は「26. その他の営業収益」に内訳を記載しております。前年度及び当年度におけるその他の調整項目（収益）は、主に海外たばこ事業における企業結合に伴い取得した資産及び負債について測定期間経過後に発生した公正価値の修正に係る収益です。

(注6) 調整項目（費用）の主な内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
リストラクチャリング費用	26,182	3,116
その他	2,233	3,600
調整項目(費用)	28,415	6,716

前年度におけるリストラクチャリング費用は、主に海外たばこ事業における事業運営体制の変革に係る施策費用及び医薬事業における事業構造改革に係る費用です。なお、リストラクチャリング費用は、「27. 販売費及び一般管理費等」に内訳を記載しております。前年度におけるその他の調整項目(費用)は、主に不動産の処分に係る費用です。

(3) 地域別に関する情報

各年度の非流動資産及び外部顧客からの売上収益の地域別内訳は、以下のとおりです。

非流動資産

	前年度 (2019年12月31日)	当年度 (2020年12月31日)
	百万円	百万円
日本	812,083	751,673
海外	2,450,772	2,285,357
連結	3,262,855	3,037,030

(注) 非流動資産は資産の所在地によっており、金融商品、繰延税金資産、退職給付に係る資産を含んでおりません。

外部顧客からの売上収益

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
日本	789,279	727,845
海外	1,386,347	1,364,716
連結	2,175,626	2,092,561

(注) 売上収益は、販売仕向先の所在地によっております。

(4) 主要な顧客に関する情報

当社グループの海外たばこ事業は、ロシア等で物流・卸売事業を営むMegapolisグループに対して製品を販売しております。当該顧客に対する売上収益は、前年度において235,093百万円(連結売上収益の10.8%)、当年度において210,834百万円(同10.1%)です。

7. 現金及び現金同等物

各年度の「現金及び現金同等物」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (2019年12月31日)	当年度 (2020年12月31日)
	百万円	百万円
現金及び預金	260,908	483,844
短期投資	96,249	55,000
合計	357,158	538,844

現金及び現金同等物は、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

当社グループのイラン子会社は、イランに対する国際的な制裁等のため当社によるイラン国外への資金の送金は困難な状況になっております。「現金及び現金同等物」には、当社グループのイラン子会社が保有する現金及び現金同等物が前年度48,675百万円、当年度42,807百万円含まれております。

当社グループのカナダ子会社であるJTI-Macdonald Corp. (以下、JTI-Mac) は「Companies' Creditors Arrangement Act (企業債権者調整法)」の適用下にあり、通常の事業活動以外の資金の利用に一定の制限を受けております。「現金及び現金同等物」には、JTI-Macが保有する現金及び現金同等物が前年度19,085百万円、当年度43,735百万円含まれております。

8. 営業債権及びその他の債権

各年度の「営業債権及びその他の債権」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (2019年12月31日)	当年度 (2020年12月31日)
	百万円	百万円
受取手形及び売掛金	432,874	404,720
その他	28,113	9,347
貸倒引当金	(2,475)	(1,923)
合計	458,513	412,144

連結財政状態計算書では、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

9. 棚卸資産

各年度の「棚卸資産」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (2019年12月31日)	当年度 (2020年12月31日)
	百万円	百万円
商品及び製品	142,343	130,718
葉たばこ (注)	365,700	334,797
その他	75,652	74,247
合計	583,695	539,762

(注) 葉たばこは、各年度末から12ヶ月を超えて使用されるものを含んでおりますが、正常営業循環期間内で保有するものであるため棚卸資産に含めております。

10. その他の金融資産

(1) 各年度の「その他の金融資産」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (2019年12月31日)	当年度 (2020年12月31日)
	百万円	百万円
デリバティブ資産	2,564	8,608
株式	32,747	26,704
債券	18,616	18,776
定期預金	761	928
その他	82,757	76,830
貸倒引当金	(5,935)	(5,875)
合計	131,511	125,971
流動資産	21,943	18,828
非流動資産	109,568	107,143
合計	131,511	125,971

連結財政状態計算書では、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

デリバティブ資産は損益を通じて公正価値で測定する金融資産(ヘッジ会計が適用されているものを除く)、株式はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、定期預金及び債券は償却原価で測定する金融資産にそれぞれ分類しております。

(2) 各年度のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な銘柄、及び公正価値等は、以下のとおりです。

銘柄	前年度 (2019年12月31日)	当年度 (2020年12月31日)
	百万円	百万円
㈱セブン&アイ・ホールディングス	3,424	3,129
日本空港ビルデング㈱	2,436	2,500
㈱ドトール・日レスホールディングス	2,892	1,980
加藤産業㈱	2,032	1,968
三菱食品㈱	1,860	1,720
東海旅客鉄道㈱	2,200	1,459
日本通運㈱	1,111	1,199
㈱ヨシムラ・フード・ホールディングス	1,250	814
㈱ダイセル	891	640
カネ美食品㈱	638	624

株式は主に政策投資目的で保有しているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

保有資産の効率化及び有効活用を図るため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却（認識の中止）を行っております。

各年度の売却時の公正価値及び資本でその他の包括利益として認識されていた累積損益は、以下のとおりです。

前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
公正価値	資本でその他の包括利益 として認識されていた 累積損益 (注)	公正価値	資本でその他の包括利益 として認識されていた 累積損益 (注)
百万円	百万円	百万円	百万円
30,765	(15,883)	2,978	(1,399)

(注) 利益剰余金への振替金額です。

資本でその他の包括利益として認識されていた累積損益は、売却した場合及び公正価値が著しく下落した場合に利益剰余金に振り替えております。

11. その他の流動資産

各年度の「その他の流動資産」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (2019年12月31日)	当年度 (2020年12月31日)
	百万円	百万円
前払たばこ税	337,166	336,109
前払費用	22,172	15,680
未収消費税等	15,243	14,960
その他	129,753	127,242
合計	504,334	493,992

12. 売却目的で保有する非流動資産

各年度の「売却目的で保有する非流動資産」の内訳は、以下のとおりです。

主要な資産の明細

	前年度 (2019年12月31日)	当年度 (2020年12月31日)
	百万円	百万円
売却目的で保有する非流動資産		
有形固定資産	14	348
その他	17	0
合計	30	348

売却目的で保有する非流動資産は、主に遊休資産であり、売却活動を実施しております。

当該資産と売却済の資産については、当年度31百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

13. 有形固定資産

(1) 増減表

「有形固定資産」の帳簿価額の増減及び取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額は、以下のとおりです。

帳簿価額	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2019年1月1日 残高	362,586	288,587	44,333	63,335	758,841
会計方針の変更による 累積的影響額	36,440	4,548	85	—	41,073
会計方針の変更を反映した 2019年1月1日 残高	399,027	293,135	44,418	63,335	799,914
個別取得	29,054	47,247	15,808	41,371	133,480
投資不動産への振替	(1,095)	—	(21)	—	(1,116)
売却目的非流動資産への振替	(14)	—	—	—	(14)
減価償却費	(28,049)	(55,775)	(15,196)	—	(99,021)
減損損失	(1,930)	(9,506)	(304)	(44)	(11,784)
減損損失の戻入	—	91	—	—	91
売却又は処分	(739)	(5,148)	(2,084)	(21)	(7,991)
在外営業活動体の換算差額	(741)	(1,550)	(81)	(1,280)	(3,652)
その他の増減	9,461	30,172	1,357	(47,657)	(6,668)
2019年12月31日 残高	404,973	298,665	43,897	55,704	803,239
個別取得	45,618	33,073	11,434	34,242	124,367
投資不動産への振替	(979)	—	(1)	—	(980)
売却目的非流動資産への振替	(29,059)	(379)	(474)	(50)	(29,962)
減価償却費	(31,160)	(56,278)	(13,658)	—	(101,096)
減損損失	(4,405)	(4,089)	(386)	(10)	(8,891)
減損損失の戻入	—	34	2	—	36
売却又は処分	(733)	(3,437)	(1,081)	(148)	(5,399)
在外営業活動体の換算差額	(8,552)	(8,667)	(998)	(1,880)	(20,097)
その他の増減	5,721	29,707	850	(38,205)	(1,927)
2020年12月31日 残高	381,424	288,629	39,583	49,653	759,290

取得原価	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2019年1月1日 残高	707,874	778,384	152,878	63,443	1,702,578
2019年12月31日 残高	734,009	826,909	156,328	55,709	1,772,954
2020年12月31日 残高	686,208	826,889	152,000	49,653	1,714,751

減価償却累計額 及び減損損失累計額	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2019年1月1日 残高	308,847	485,249	108,460	107	902,664
2019年12月31日 残高	329,036	528,244	112,431	5	969,715
2020年12月31日 残高	304,783	538,261	112,417	—	955,461

(2) 減損損失

有形固定資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。

当社グループは、前年度11,784百万円、当年度8,891百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

前年度において認識した減損損失は、建物及び構築物、機械装置及び運搬具等について、個別に処分の意思決定がなされたこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものです。

なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しており、その価値を零としております。

当年度において認識した減損損失は、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具等について、個別に処分の意思決定がなされたこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものです。

なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しております。

14. のれん及び無形資産

(1) 増減表

「のれん」及び「無形資産」の帳簿価額の増減及び取得原価、償却累計額及び減損損失累計額は、以下のとおりです。

帳簿価額	のれん	商標権	ソフトウェア	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2019年1月1日 残高	2,008,416	421,276	31,919	49,882	2,511,492
個別取得	—	4	8,778	13,112	21,893
償却費(注)	—	(63,380)	(11,500)	(9,418)	(84,298)
減損損失	—	(791)	(130)	(2,501)	(3,423)
売却又は処分	—	(6)	(300)	(83)	(389)
在外営業活動体の換算差額	(665)	3,536	(129)	121	2,863
その他の増減	(5,155)	3	2,934	(2,891)	(5,109)
2019年12月31日 残高	2,002,595	360,641	31,572	48,221	2,443,029
個別取得	—	447	7,176	15,601	23,224
償却費(注)	—	(57,737)	(11,905)	(8,555)	(78,196)
売却目的非流動資産への振替	—	—	(20)	(0)	(20)
減損損失	—	(55)	(117)	(3,219)	(3,390)
減損損失の戻入	—	—	13	—	13
売却又は処分	—	(7)	(798)	(236)	(1,041)
在外営業活動体の換算差額	(93,203)	(15,928)	(486)	(1,216)	(110,833)
その他の増減	—	(17)	5,829	(5,602)	210
2020年12月31日 残高	1,909,392	287,344	31,264	44,995	2,272,996

(注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費等」に含まれております。

取得原価	のれん	商標権	ソフトウェア	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2019年1月1日 残高	2,008,416	1,078,596	157,191	94,698	3,338,901
2019年12月31日 残高	2,002,595	1,087,865	141,954	103,762	3,336,175
2020年12月31日 残高	1,909,392	1,057,235	149,251	110,884	3,226,763

償却累計額 及び減損損失累計額	のれん	商標権	ソフトウェア	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2019年1月1日 残高	—	657,320	125,272	44,817	827,409
2019年12月31日 残高	—	727,224	110,382	55,540	893,146
2020年12月31日 残高	—	769,891	117,987	65,889	953,767

(2) 重要なのれん及び無形資産

連結財政状態計算書に計上されているのれん及び無形資産は、主としてJTIIHグループにおけるのれん及び商標権です。のれんの帳簿価額は前年度1,711,335百万円、当年度1,618,133百万円となっております。また、商標権の帳簿価額は前年度261,969百万円、当年度205,223百万円となっております。

JTIIHグループののれん及び商標権の大部分は、1999年のRJRNナビスコ社の米国外たばこ事業の取得、2007年のGallaher社の取得により発生したものです。

上記の他、2016年のNatural American Spiritの米国外たばこ事業の取得により国内たばこ事業においてのれん及び商標権を計上しており、のれんの帳簿価額は前年度265,891百万円、当年度265,891百万円となっております。また、商標権の帳簿価額は前年度98,669百万円、当年度82,120百万円となっております。

なお、商標権については定額法により償却しており、残存償却期間は主として5～6年です。

(3) のれんの減損テスト

当年度において、各資金生成単位に配分されたのれんのうち、主要なものの帳簿価額は、国内たばこ資金生成単位265,891百万円(前年度：265,891百万円)、海外たばこ資金生成単位1,618,133百万円(前年度：1,711,335百万円)、加工食品資金生成単位25,368百万円(前年度：25,368百万円)であり、以下のとおり減損テストを行っております。

① 国内たばこ資金生成単位

回収可能価額は、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され、経営陣によって承認された3ヶ年の計画を基礎とし、使用価値にて算定しております。3ヶ年の計画後は、国内たばこ市場の現状に鑑み4年目△1.3%から9年目0%までの成長率を設定し、10年目以降は9年目と同様のキャッシュ・フローを用いて使用価値を算定しております。(前年度は4年目以降の成長率を0%としたキャッシュ・フローを用いて使用価値を算定)。また、税引前の割引率は4.9%(前年度：4.3%)を使用しております。使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、使用価値算定に用いた割引率及び成長率について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えております。

② 海外たばこ資金生成単位

回収可能価額は、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され、経営陣によって承認された3ヶ年の計画を基礎とし、使用価値にて算定しております。3ヶ年の計画後は、4年目4.6%(前年度：5.7%)から9年目2.8%(前年度：3.3%)までの成長率を設定し、10年目以降はインフレ分として9年目と同様の成長率を継続成長率として設定しております。また、税引前の割引率は9.0%(前年度：11.0%)を使用しております。使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、使用価値算定に用いた割引率及び成長率について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えております。

③ 加工食品資金生成単位

回収可能価額は、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され、経営陣によって承認された3ヶ年の計画を基礎とし、使用価値にて算定しております。3ヶ年の計画後は、4年目2.2%(前年度：2.5%)から9年目1.1%(前年度：1.3%)までの成長率を設定し、10年目以降はインフレ分として9年目と同様の成長率を継続成長率として設定しております。また、税引前の割引率は3.9%(前年度：3.8%)を使用しております。使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、使用価値算定に用いた割引率及び成長率について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えております。

(4) 減損損失

のれんは、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、無形資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。

当社グループは、前年度3,423百万円、当年度3,390百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

前年度において認識した減損損失は、商標権、ソフトウェア、その他無形資産について、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことにより、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。

なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しております。

当年度において認識した減損損失は、商標権、ソフトウェア、その他無形資産について、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことにより、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。

なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しております。

15. リース取引

当社グループは、借手として、建物、工場用地、車両及びその他の資産を賃借しております。
一部の契約には更新オプションやエスカレーション条項が付されております。
また、リース契約によって課された制限（追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

(1) 使用权資産の増加額、減価償却費及び帳簿価額

使用权資産の増加額、減価償却費及び帳簿価額の内訳は、以下のとおりです。

前年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
増加額	14,645	9,404	72	24,121
減価償却費	10,449	5,210	119	15,778

前年度（2019年12月31日）

	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
帳簿価額	43,772	12,813	126	56,711

当年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
増加額	29,796	4,813	165	34,773
減価償却費	14,149	5,435	84	19,667

当年度（2020年12月31日）

	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
帳簿価額	57,011	10,732	103	67,847

(2) リースに係る費用等

リースに係る費用等の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
リースに係る金融費用	1,506	1,462
短期・少額資産のリース費用	9,440	7,519
変動リース料	2,182	1,654
リースに係るキャッシュ・ アウトフローの合計額	16,003	19,315

16. 投資不動産

(1) 増減表

各年度の「投資不動産」の帳簿価額の増減は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
期首残高	17,558	16,588
取得後支出	182	65
有形固定資産からの振替	1,116	980
売却目的非流動資産への振替	(403)	(12,033)
有形固定資産への振替	(370)	(223)
減価償却	(533)	(362)
減損損失	(917)	(259)
売却又は処分	(34)	(11)
在外営業活動体の換算差額	(10)	3
その他の増減	—	(3)
期末残高	16,588	4,744
取得価額 (期首残高)	38,355	40,262
減価償却累計額及び減損損失累 計額 (期首残高)	20,797	23,674
取得価額 (期末残高)	40,262	14,074
減価償却累計額及び減損損失累 計額 (期末残高)	23,674	9,331

(2) 公正価値

投資不動産の公正価値については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額です。その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準にしたがい、類似資産の取引価格等を反映した市場証拠に基づいております。

投資不動産の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1： 活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2： レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3： 観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

なお、各年度末における投資不動産の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりです。

前年度（2019年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
投資不動産	—	34,788	1,416	36,204

当年度（2020年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
投資不動産	—	12,467	1,489	13,956

(3) 減損損失

投資不動産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。ただし、遊休資産等については、個別にグルーピングを行っております。

当社グループは、前年度917百万円、当年度259百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

前年度において認識した減損損失は、個別に取壊の意思決定がなされたこと等により、遊休資産の建物等について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものです。なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しており、その価値を零としております。

当年度において認識した減損損失は、個別に取壊の意思決定がなされたこと等により、遊休資産の建物等について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものです。なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しており、その価値を零としております。

17. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

各年度における「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」の発生の主な原因別の内訳及び増減は、以下のとおりです。

前年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

繰延税金資産	2019年 1月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	その他 (注1)	2019年 12月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
固定資産（注2）	120,129	(2,528)	—	16	117,616
退職給付	72,248	(3,996)	3,854	(572)	71,534
繰越欠損金	53,126	(10,070)	—	(648)	42,409
その他	84,215	2,635	1,103	(22)	87,931
小計	329,717	(13,959)	4,957	(1,225)	319,490
評価性引当額	(65,986)	15,011	(1,438)	349	(52,064)
合計	263,731	1,053	3,519	(877)	267,426

繰延税金負債	2019年 1月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	その他 (注1)	2019年 12月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
固定資産（注2）	(99,298)	5,824	—	(495)	(93,968)
退職給付	(10,125)	375	(1,708)	(174)	(11,632)
その他	(117,697)	3,938	6,773	(574)	(107,561)
合計	(227,120)	10,137	5,065	(1,243)	(213,160)

当年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

繰延税金資産	2020年 1月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	その他 (注1)	2020年 12月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
固定資産（注2）	117,616	(12,394)	—	(332)	104,890
退職給付	71,534	(2,590)	3,243	841	73,028
繰越欠損金	42,409	8,645	—	(4,966)	46,087
その他	87,931	10,770	(1,626)	(3,354)	93,722
小計	319,490	4,431	1,617	(7,811)	317,726
評価性引当額	(52,064)	(12,815)	(921)	4,356	(61,443)
合計	267,426	(8,384)	696	(3,455)	256,283

繰延税金負債	2020年 1月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	その他 (注1)	2020年 12月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
固定資産（注2）	(93,968)	11,990	—	2,443	(79,535)
退職給付	(11,632)	(826)	(1,704)	(5)	(14,166)
その他	(107,561)	328	1,275	1,462	(104,496)
合計	(213,160)	11,492	(429)	3,900	(198,197)

（注1）その他には在外営業活動体の換算差額が含まれております。

（注2）固定資産には有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産が含まれております。

繰延税金資産の認識にあたり、将来加算一時差異及び将来課税所得計画を考慮し、将来減算一時差異、繰越欠損金及び税額控除について回収が見込まれる金額を計上しております。繰延税金資産を計上していない税務上の繰越欠損金は、前年度末において31,555百万円（うち、繰越期限5年超として19,252百万円）、当年度末において38,953百万円（うち、繰越期限5年超として20,743百万円）です。繰延税金資産を計上していない税額控除は、前年度末において4,201百万円（うち、繰越期限5年超として3,931百万円）、当年度末において5,132百万円（うち、繰越期限5年超として4,705百万円）です。

(2) 法人所得税費用

各年度の「法人所得税費用」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
当期法人所得税費用	114,799	111,142
繰延法人所得税費用	(11,189)	(3,108)
法人所得税費用合計	103,609	108,034

繰延法人所得税費用は、国内外の税率変更の影響により前年度4,498百万円減少、当年度1,624百万円増加しております。

(3) 実効税率の調整

各年度の法定実効税率と平均実際負担税率との差異について、原因となった主要な項目の内訳は、以下のとおりです。

当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、30.43%となっております。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	%	%
法定実効税率	30.43	30.43
海外子会社の税率差異	(9.08)	(8.81)
損金不算入額	1.48	1.53
受取配当金	2.04	2.40
評価性引当額	(2.90)	3.16
税額控除	(1.66)	(1.04)
外国源泉税	1.79	1.25
法人所得税の不確実性に係る調整	1.21	(1.11)
その他	(1.05)	(2.10)
平均実際負担税率	22.27	25.72

18. 営業債務及びその他の債務

各年度の「営業債務及びその他の債務」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (2019年12月31日)	当年度 (2020年12月31日)
	百万円	百万円
買掛金	229,914	233,723
未払金	69,439	72,588
その他	109,245	130,228
合計	408,597	436,540

営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

19. 社債及び借入金(その他の金融負債含む)

(1) 金融負債の内訳

各年度の「社債及び借入金」及び「その他の金融負債」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (2019年12月31日)	当年度 (2020年12月31日)	返済期限
	百万円	百万円	
デリバティブ負債	7,739	10,334	—
短期借入金	192,581	51,633	—
1年内返済予定の長期借入金	11,554	12,226	—
1年内償還予定の社債(注2)	80,000	77,609	—
長期借入金(注1)	103,743	192,729	2022年～ 2080年
社債(注2)	586,623	624,683	—
リース負債	53,705	66,531	—
その他	1,479	887	—
合計	1,037,425	1,036,633	
流動負債	305,997	169,057	
非流動負債	731,428	867,576	
合計	1,037,425	1,036,633	

(注1) 長期借入金のうち99,085百万円は劣後特約付き借入(返済期限2080年。ただし2025年1月31日以降の各利払日において、元本の全部又は一部の期限前弁済が可能)となっております。

(注2) 社債の発行条件の要約は、以下のとおりです。

会社名	銘柄	発行年月日	前年度	当年度	利率	担保	償還期限
			(2019年12月31日)	(2020年12月31日)			
			百万円	百万円	%		
当社	第8回 国内普通社債	2010年12月9日	20,000 (20,000)	—	1.300	あり	2020年12月9日
当社	第9回 国内普通社債	2015年7月15日	60,000 (60,000)	—	0.217	あり	2020年7月15日
当社	第10回 国内普通社債	2015年7月15日	30,000	30,000	0.358	あり	2022年7月15日
当社	第11回 国内普通社債	2015年7月15日	25,000	25,000	0.599	あり	2025年7月15日
当社	第12回 国内普通社債	2018年9月10日	60,000	60,000	0.110	あり	2023年9月8日
当社	第13回 国内普通社債	2018年9月10日	30,000	30,000	0.355	あり	2028年9月8日
当社	第14回 国内普通社債	2018年9月10日	10,000	10,000	0.758	あり	2038年9月10日
当社	米ドル建 普通社債	2016年4月13日	82,095 [750百万USD]	77,609 (77,609) [750百万USD]	2.000	あり	2021年4月13日
当社	米ドル建 普通社債	2016年4月13日	54,580 [500百万USD]	51,589 [500百万USD]	2.800	あり	2026年4月13日
JT International Financial Services B.V.	米ドル建 普通社債	2018年9月28日	57,198 [525百万USD]	54,109 [525百万USD]	3.500	なし	2023年9月28日
JT International Financial Services B.V.	米ドル建 普通社債	2018年9月28日	54,172 [500百万USD]	51,231 [500百万USD]	3.875	なし	2028年9月28日
JT International Financial Services B.V.	ユーロ建 普通社債	2018年9月28日	66,772 [550百万EUR]	69,233 [550百万EUR]	1.125	なし	2025年9月28日
JT International Financial Services B.V.	ユーロ建 普通社債	2019年11月26日	60,639 [500百万EUR]	62,842 [500百万EUR]	1.000	なし	2029年11月26日
JT International Financial Services B.V.	英ポンド建 普通社債	2018年9月28日	56,168 [400百万GBP]	54,850 [400百万GBP]	2.750	なし	2033年9月28日
JT International Financial Services B.V.	ユーロ建 劣後特約付社 債	2020年10月7日	— [—]	62,934 [500百万EUR]	2.375	なし	2081年4月7日 (注3)
JT International Financial Services B.V.	ユーロ建 劣後特約付社 債	2020年10月7日	— [—]	62,896 [500百万EUR]	2.875	なし	2083年10月7日 (注4)
合計			666,623 (80,000)	702,292 (77,609)			

(注1) 残高の()内は内書きで、1年内償還予定の金額です。

(注2) 残高の[]内は内書きで、外貨建社債の金額です。

(注3) 2026年4月7日(当該日を含む)までの3か月間及びその後の各利払日に、繰上償還が可能

(注4) 2029年1月7日(当該日を含む)までの3か月間及びその後の各利払日に、繰上償還が可能

デリバティブ負債は損益を通じて公正価値で測定する金融負債(ヘッジ会計が適用されているものを除く)、社債及び借入金、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

社債及び借入金に関し、当社の財務活動に重大な影響を及ぼす財務制限条項は付されていません。

(2) 負債の担保に供している資産

日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を当社の発行する社債の一般担保に供しております。社債権者は、当社の財産について他の一般債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有しております(ただし、国税及び地方税、その他の公的な義務の履行の場合を除く)。

20. 引当金

各年度の「引当金」の内訳及び増減は、以下のとおりです。

前年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

	資産除去引当金	リストラクチャリング引当金	売上割戻引当金	その他の引当金	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2019年1月1日 残高	3,579	322	3,668	34,689	42,258
期中増加額	2	25,393	4,000	16,225	45,621
割引計算の期間利息費用	29	—	—	—	29
目的使用による減少	(9)	(2,874)	(3,668)	(4,204)	(10,754)
戻入による減少	(4)	(95)	—	(18,406)	(18,506)
在外営業活動体の換算差額	—	490	—	(685)	(195)
2019年12月31日 残高	3,598	23,236	4,000	27,619	58,453
流動負債	—	7,565	4,000	6,723	18,289
非流動負債	3,598	15,671	—	20,896	40,164
合計	3,598	23,236	4,000	27,619	58,453

当年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

	資産除去引当金	リストラクチャリング引当金	売上割戻引当金	その他の引当金	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2020年1月1日 残高	3,598	23,236	4,000	27,619	58,453
期中増加額	1,887	4,254	3,697	15,949	25,787
割引計算の期間利息費用	29	—	—	—	29
目的使用による減少	(173)	(7,246)	(4,000)	(5,362)	(16,782)
戻入による減少	(108)	(2,046)	—	(10,675)	(12,828)
在外営業活動体の換算差額	—	(538)	—	(3,363)	(3,901)
2020年12月31日 残高	5,232	17,660	3,697	24,169	50,758
流動負債	43	10,637	3,697	5,043	19,420
非流動負債	5,189	7,023	—	19,125	31,338
合計	5,232	17,660	3,697	24,169	50,758

① 資産除去引当金

当社グループが使用する工場設備・敷地等に対する原状回復義務及び有害物質の除去に備えて、過去の実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は主に1年以上経過した後に支払われることが見込まれておりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

② リストラクチャリング引当金

主に海外たばこ事業に係る、事業統合・合理化施策に関連するものです。支払時期は、将来の事業計画等により影響を受けます。

③ 売上割戻引当金

一定期間の売上数量や売上金額が所定の数値を超えた場合に請求額を減額する顧客との契約に係るものであり、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」における返金負債に該当するものです。主に1年以内に支払われることが見込まれております。

21. その他の負債

各年度の「その他の流動負債」及び「その他の非流動負債」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (2019年12月31日)	当年度 (2020年12月31日)
	百万円	百万円
未払たばこ税	302,965	268,608
未払たばこ特別税	10,060	8,536
未払地方たばこ税	163,387	158,905
未払消費税等	124,693	129,782
従業員賞与	49,473	56,955
従業員有給休暇債務	19,488	20,297
その他	164,331	172,213
合計	834,397	815,295
流動負債	699,331	652,314
非流動負債	135,066	162,982
合計	834,397	815,295

22. 従業員給付

(1) 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付制度における給付額は、勤続した各年に稼得したポイントや退職時の支給率、勤務年数、退職前の最終平均給与、その他の条件に基づき設定されております。また、共済組合の長期給付(年金)に要する費用のうち、1956年6月以前(公共企業体職員等共済組合法施行日前)の期間(恩給等期間)に係るものについては、法令により、事業主である当社が負担することとされております。当該負担額については年金数理計算に基づき、その現在価値により債務とし、退職給付に係る負債に含めて計上しております。なお、通常退職日前における従業員の退職に際して、退職加算金を支払う場合があります。

積立型の確定給付制度は、法令に従い、当社グループ、又は当社グループと法的に分離された年金基金により運営されております。当社グループ、又は年金基金の理事会及び年金運用受託機関は、制度加入者の利益を最優先にして行動することが法令により求められており、所定の方針に基づき制度資産の運用を行う責任を負っております。

当社グループの主要な制度は、投資リスク、利率リスク、インフレリスク、寿命リスク等、以下のような数理計算上のリスクに晒されています。

(i) 投資リスク

確定給付制度債務の現在価値は、優良社債又は国債の市場利回りに基づいて決定された割引率で算定されます。仮に制度資産の収益がこの利率を下回った場合は、積立不足が生じる可能性があります。

(ii) 利率リスク

優良社債又は国債の市場利回りの下落は、確定給付制度債務の増加となります。しかしこれは負債性金融商品(制度資産)の公正価値の増加と部分的に相殺されます。

(iii) インフレリスク

当社グループの一部の確定給付制度の給付水準はインフレーションと連動しているため、インフレーションの増大は確定給付制度債務の現在価値の増加をもたらします。

(iv) 寿命リスク

当社グループの一部の確定給付制度は終身年金であるため、退職に際して制度加入者に生涯にわたる年金給付を保証する義務があります。確定給付制度債務の現在価値は制度加入者の勤務期間中における、あるいは、退職後における最善の見積に基づく死亡率を基に算定しています。制度加入者の平均余命の伸長は確定給付制度債務の増加をもたらします。

① 確定給付制度債務の調整表

確定給付制度債務の増減は、以下のとおりです。

	国内(注3)	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
2019年1月1日 残高(注1)(注2)	216,223	484,964	701,187
当期勤務費用	9,940	9,099	19,039
過去勤務費用及び清算	—	(4,190)	(4,190)
利息費用	1,000	10,287	11,288
制度加入者からの拠出額	—	1,727	1,727
再測定による増減			
数理計算上の差異-人口統計上の仮定の変更により生じた影響	1,135	(4,668)	(3,533)
数理計算上の差異-財務上の仮定の変更により生じた影響	(1,282)	46,336	45,053
数理計算上の差異-実績による修正	(2,914)	(2,463)	(5,378)
給付の支払額	(23,507)	(21,110)	(44,617)
在外営業活動体の換算差額	—	(284)	(284)
その他の増減	—	(608)	(608)
2019年12月31日 残高(注1)(注2)	200,595	519,089	719,684
当期勤務費用	9,510	10,014	19,524
過去勤務費用及び清算	—	3,047	3,047
利息費用	1,135	7,585	8,720
制度加入者からの拠出額	—	1,966	1,966
再測定による増減			
数理計算上の差異-人口統計上の仮定の変更により生じた影響	(284)	(2,110)	(2,394)
数理計算上の差異-財務上の仮定の変更により生じた影響	(3,618)	39,629	36,012
数理計算上の差異-実績による修正	(678)	4,374	3,696
給付の支払額	(21,434)	(19,864)	(41,298)
在外営業活動体の換算差額	—	2,621	2,621
その他の増減	(629)	(8)	(637)
2020年12月31日 残高(注1)(注2)	184,597	566,343	750,940

(注1) 当社グループの確定給付制度債務に係る加重平均デュレーションは、前年度において国内6.9年、海外15.5年、当年度において国内6.9年、海外15.5年です。

(注2) 当社グループの制度加入者ごとの確定給付制度債務の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (2019年12月31日)			当年度 (2020年12月31日)		
	国内	海外	合計	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
現役の加入者	135,200	172,637	307,837	129,281	198,735	328,016
受給待期者	10,427	76,190	86,617	7,830	81,218	89,048
年金受給者	54,968	270,263	325,230	47,485	286,391	333,876
確定給付制度債務合計	200,595	519,089	719,684	184,597	566,343	750,940

(注3) 共済年金給付債務が含まれており、その増減は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
期首残高	36,675	31,090
利息費用	110	124
再測定による増減	(1,661)	(1,596)
給付の支払額	(4,034)	(3,565)
期末残高	31,090	26,054

② 制度資産の調整表

制度資産の増減は、以下のとおりです。

	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
2019年1月1日 残高	62,788	373,702	436,489
利息収益	296	8,207	8,503
再測定による増減			
制度資産に係る収益 (利息収益に含まれる金額を除く)	1,064	30,122	31,185
事業主からの拠出額(注1)(注2)	959	6,465	7,424
制度加入者からの拠出額	—	1,727	1,727
給付の支払額	(7,114)	(16,402)	(23,516)
在外営業活動体の換算差額	—	4,634	4,634
2019年12月31日 残高	57,992	408,455	466,447
利息収益	333	6,215	6,548
再測定による増減			
制度資産に係る収益 (利息収益に含まれる金額を除く)	380	29,438	29,817
事業主からの拠出額(注1)(注2)	879	7,536	8,414
制度加入者からの拠出額	—	1,966	1,966
給付の支払額	(5,560)	(15,100)	(20,660)
在外営業活動体の換算差額	—	(2,246)	(2,246)
その他の増減	(571)	—	(571)
2020年12月31日 残高	53,453	436,263	489,715

(注1) 当社グループ及び年金基金は、法令の定めに従い、将来の給付発生に対する充当や積立不足がある場合の年金財政の均衡保持を目的として、定期的に財政検証を行うと共に、掛金拠出額の再計算を行っております。

(注2) 当社グループは、2021年12月期に5,154百万円の掛金を拠出する予定です。

③ 確定給付制度債務及び制度資産の調整表

各年度の確定給付制度債務及び制度資産と連結財政状態計算書に計上された確定給付負債（資産）の純額との関係は、以下のとおりです。

前年度（2019年12月31日）	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
積立型の確定給付制度債務の現在価値	53,201	366,845	420,046
制度資産の公正価値	(57,992)	(408,455)	(466,447)
小計	(4,791)	(41,610)	(46,401)
非積立型の確定給付制度債務の現在価値	147,394	152,244	299,638
連結財政状態計算書に計上された 確定給付負債（資産）の純額	142,603	110,635	253,237
退職給付に係る負債	148,915	171,699	320,614
退職給付に係る資産	(6,312)	(61,064)	(67,377)
連結財政状態計算書に計上された 確定給付負債（資産）の純額	142,603	110,635	253,237
当年度（2020年12月31日）	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
積立型の確定給付制度債務の現在価値	48,531	397,336	445,868
制度資産の公正価値	(53,453)	(436,263)	(489,715)
小計	(4,921)	(38,926)	(43,847)
非積立型の確定給付制度債務の現在価値	136,065	169,007	305,072
連結財政状態計算書に計上された 確定給付負債（資産）の純額	131,144	130,080	261,225
退職給付に係る負債	137,262	194,490	331,752
退職給付に係る資産	(6,118)	(64,410)	(70,528)
連結財政状態計算書に計上された 確定給付負債（資産）の純額	131,144	130,080	261,225

④ 制度資産の主な内訳

各年度の制度資産合計に対する主な分類ごとの内訳は、以下のとおりです。

	国内					
	前年度 (2019年12月31日)			当年度 (2020年12月31日)		
	活発な市場における 公表市場価格		合計	活発な市場における 公表市場価格		合計
	有	無		有	無	
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
現金及び現金同等物	7,794	—	7,794	7,569	—	7,569
資本性金融商品	3,078	—	3,078	3,524	—	3,524
日本	1,509	—	1,509	1,653	—	1,653
海外	1,569	—	1,569	1,871	—	1,871
負債性金融商品	8,819	—	8,819	7,550	—	7,550
日本	7,572	—	7,572	6,299	—	6,299
海外	1,247	—	1,247	1,250	—	1,250
生保一般勘定（注）	—	36,496	36,496	—	33,048	33,048
その他	785	1,019	1,804	751	1,011	1,762
合計	20,477	37,515	57,992	19,394	34,059	53,453

	海外					
	前年度 (2019年12月31日)			当年度 (2020年12月31日)		
	活発な市場における 公表市場価格		合計	活発な市場における 公表市場価格		合計
	有	無		有	無	
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
現金及び現金同等物	15,622	—	15,622	33,999	—	33,999
資本性金融商品	59,536	0	59,537	63,683	0	63,683
英国	4,242	—	4,242	3,805	—	3,805
北米	23,397	—	23,397	23,876	—	23,876
その他	31,897	0	31,897	36,001	0	36,001
負債性金融商品	294,759	5,334	300,093	296,597	6,079	302,676
英国	210,452	—	210,452	206,048	—	206,048
北米	33,186	—	33,186	31,588	0	31,588
その他	51,122	5,334	56,456	58,962	6,079	65,040
不動産	13,060	66	13,126	15,673	68	15,740
その他	10,395	9,683	20,078	10,571	9,592	20,164
合計	393,372	15,083	408,455	420,524	15,739	436,263

合計

	前年度 (2019年12月31日)			当年度 (2020年12月31日)		
	活発な市場における 公表市場価格		合計	活発な市場における 公表市場価格		合計
	有	無		有	無	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
現金及び現金同等物	23,416	—	23,416	41,568	—	41,568
資本性金融商品	62,614	0	62,615	67,206	0	67,207
負債性金融商品	303,578	5,334	308,913	304,147	6,079	310,226
不動産	13,060	66	13,126	15,673	68	15,740
生保一般勘定（注）	—	36,496	36,496	—	33,048	33,048
その他	11,180	10,702	21,882	11,323	10,604	21,926
合計	413,849	52,598	466,447	439,917	49,798	489,715

（注）生保一般勘定は、生命保険会社により一定の予定利率と元本が保証されております。

当社グループの主要な制度に係る資産運用方針は、以下のとおりです。

（国内）

当社の制度資産の運用方針は、社内規定に従い、将来にわたる確定給付制度債務の支払を確実に行うために、中長期的に安定的な収益を確保することを目的としております。具体的には、毎年度定める許容リスクの範囲内で目標収益率及び投資資産別の資産構成割合を設定し、その割合を維持することにより運用を行います。資産構成割合の見直し時には、確定給付制度債務の変動と連動性が高い制度資産の導入について都度検討を行っております。

また、市場環境に想定外の事態が発生した場合は、社内規定に従って、一時的にリスク資産のウェイト調整を行うことを可能としております。

（海外）

海外子会社の制度資産の運用方針は、各国の法律に従い、年金運用受託機関及び海外子会社の経営者により適切に設定されており、確定給付制度債務から生じるリスクを管理しつつ、債務の価値の変動を超える運用益の稼得を目指すこととしております。

制度資産の主要な部分は、確定給付制度債務と連動性のある債券に投資しております。また残りの部分については、長期的な収益の稼得を目指し、主に株式に投資しております。

⑤ 数理計算上の仮定に関する事項

各年度の数理計算の仮定の主要なものは、以下のとおりです。

前年度 (2019年12月31日)	国内		海外	
	%		%	
割引率	0.6		1.5	
インフレ率	-		2.3	

	国内		海外	
	男性	女性	男性	女性
	年	年	年	年
退職時点における平均余命 (注1)				
現在の年金受給者	23.6 (注2)	29.3 (注2)	21.8 (注3)	24.0 (注3)
将来の年金受給者			23.1 (注4)	25.3 (注4)

当年度 (2020年12月31日)	国内		海外	
	%		%	
割引率	0.8		1.0	
インフレ率	-		2.3	

	国内		海外	
	男性	女性	男性	女性
	年	年	年	年
退職時点における平均余命 (注1)				
現在の年金受給者	24.5 (注2)	29.7 (注2)	21.9 (注3)	24.2 (注3)
将来の年金受給者			23.2 (注4)	25.5 (注4)

(注1) 主要な制度に係る確定給付制度債務の価値の基礎となる現在の平均余命です。将来の死亡率に関する仮定は、公表された統計値及び死亡率表に基づいております。

(注2) 現在60歳の年金受給者の平均余命です。また、制度加入者の現在年齢に係らず、退職時点の平均余命は一定であるとの仮定に基づき、数理計算を行っております。

(注3) 現在65歳の年金受給者の平均余命です。

(注4) 現在50歳の現役の加入者が65歳になった時点で見込まれる平均余命です。

(注5) 確定給付制度債務の評価は将来の不確実な事象への判断を含んでおります。主要な基礎率の変化が当年度末における確定給付制度債務に与える感応度は以下のとおりです。これらの感応度のそれぞれは、その他の変数が一定との前提を置いておりますが、実際には独立して変化するとは限りません。なお、マイナスは確定給付制度債務の減少を、プラスは確定給付制度債務の増加を表しております。

前年度 (2019年12月31日)

	基礎率の変化	国内	海外
		百万円	百万円
割引率	0.5%の上昇	(6,438)	(38,101)
	0.5%の低下	6,917	42,460
インフレ率	0.5%の上昇	—	25,757
	0.5%の低下	—	(24,052)
死亡率	1年の増加	3,834	20,155
	1年の減少	(3,696)	(19,764)

当年度 (2020年12月31日)

	基礎率の変化	国内	海外
		百万円	百万円
割引率	0.5%の上昇	(5,821)	(41,376)
	0.5%の低下	6,252	46,245
インフレ率	0.5%の上昇	—	31,073
	0.5%の低下	—	(28,236)
死亡率	1年の増加	3,367	21,707
	1年の減少	(3,231)	(21,346)

⑥ 確定給付費用の内訳

各年度の確定給付費用の内訳は、以下のとおりです。

前年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
当期勤務費用	9,940	9,099	19,039
過去勤務費用及び清算損益	—	(4,190)	(4,190)
利息費用及び利息収益	704	2,080	2,785
確定給付費用（純損益）	10,645	6,989	17,634
数理計算上の差異-人口統計上の仮定の変更により 生じた影響	1,135	(4,668)	(3,533)
数理計算上の差異-財務上の仮定の変更により 生じた影響	(1,282)	46,336	45,053
数理計算上の差異-実績による修正	(2,914)	(2,463)	(5,378)
制度資産に係る収益（利息収益に含まれる金額を 除く）	(1,064)	(30,122)	(31,185)
確定給付費用（その他の包括利益）	(4,126)	9,083	4,957
確定給付費用（合計）	6,519	16,072	22,591

当年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
当期勤務費用	9,510	10,014	19,524
過去勤務費用及び清算損益	—	3,047	3,047
利息費用及び利息収益	802	1,370	2,172
確定給付費用（純損益）	10,312	14,431	24,742
数理計算上の差異-人口統計上の仮定の変更により 生じた影響	(284)	(2,110)	(2,394)
数理計算上の差異-財務上の仮定の変更により 生じた影響	(3,618)	39,629	36,012
数理計算上の差異-実績による修正	(678)	4,374	3,696
制度資産に係る収益（利息収益に含まれる金額を 除く）	(380)	(29,438)	(29,817)
確定給付費用（その他の包括利益）	(4,960)	12,456	7,496
確定給付費用（合計）	5,352	26,886	32,238

（注1）利息費用及び利息収益は純額を「金融費用」に含めており、それ以外の費用は「売上原価」及び「販売費及び一般管理費等」に含めて表示しております。

（注2）確定拠出年金への要拠出額等に係る費用は、前年度において9,269百万円、当年度において9,698百万円であり、当該費用は上記に含まれておりません。

(2) その他の従業員給付費用

各年度の連結損益計算書に含まれる退職後給付以外の従業員給付に係る費用は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
報酬及び給与	239,305	241,549
従業員賞与	80,973	97,676
法定福利費	44,607	45,458
福利厚生費	38,620	38,258
退職加算金	24,541	85

23. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び資本剰余金

① 授権株式数

前年度末及び当年度末における授権株式数は、8,000,000千株です。

② 全額払込済みの発行済株式

各年度の株式発行数及び資本金等の残高の増減は、以下のとおりです。

	発行済普通株式数	資本金	資本剰余金
	千株	百万円	百万円
前年度期首 (2019年1月1日)	2,000,000	100,000	736,400
増減	—	—	—
前年度 (2019年12月31日)	2,000,000	100,000	736,400
増減	—	—	—
当年度 (2020年12月31日)	2,000,000	100,000	736,400

(注) 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式です。

(2) 自己株式

各年度の自己株式数及び残高の増減は、以下のとおりです。

	株式数	金額
	千株	百万円
前年度期首 (2019年1月1日)	208,577	442,829
増減 (注2)	17,620	49,640
前年度 (2019年12月31日)	226,197	492,469
増減 (注2)	(442)	(962)
当年度 (2020年12月31日)	225,755	491,507

(注1) 当社はストック・オプション制度、譲渡制限付株式報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット制度を採用しており、その権利行使に伴う株式の交付に自己株式を充当しております。なお、契約条件及び金額等は、「32. 株式に基づく報酬」に記載しております。

(注2) 取締役会決議に基づく自己株式の取得株式数は前年度17,788千株であり、取得価額総額は前年度50,000百万円です。単元未満株式の買取請求は前年度0千株、当年度0千株です。単元未満株式の売渡請求は当年度0千株です。ストック・オプションの行使による譲渡は前年度168千株、当年度203千株です。譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少は当年度239千株です。

(3) その他の資本の構成要素

① 新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額等は、「32. 株式に基づく報酬」に記載しております。

② 在外営業活動体の換算差額

外貨建てで作成された在外営業活動体の財務諸表を連結する際に発生した換算差額並びに純投資ヘッジとして指定されたヘッジ手段に係る利得及び損失のうち有効と認められる部分です。

③ キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分

当社グループは将来キャッシュ・フローの変動リスクを回避するためのヘッジを行っており、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動額のうち有効と認められる部分です。

④ その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動

その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の評価差額です。

⑤ 確定給付型退職給付制度の再測定額

確定給付型退職給付制度の再測定額とは、数理計算上の差異、制度資産に係る収益（利息収益に含まれる金額を除く）及び資産上限額の影響（利息収益に含まれる金額を除く）の変動額です。また、数理計算上の差異とは、確定給付制度債務に係る実績による修正（期首における数理計算上の仮定と実際の結果との差異）及び数理計算上の仮定の変更による影響額です。これらについては、発生時にその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素から利益剰余金に直ちに振り替えております。

24. 配当金

各年度における配当金の支払額は、以下のとおりです。

前年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(決議)		百万円	円		
2019年3月20日 定時株主総会	普通株式	134,357	75	2018年12月31日	2019年3月22日
2019年7月31日 取締役会	普通株式	136,579	77	2019年6月30日	2019年9月2日

当年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(決議)		百万円	円		
2020年3月19日 定時株主総会	普通株式	136,583	77	2019年12月31日	2020年3月23日
2020年7月31日 取締役会	普通株式	136,617	77	2020年6月30日	2020年9月1日

また、配当の効力発生日が翌年度となるものは、以下のとおりです。

前年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(決議)		百万円	円		
2020年3月19日 定時株主総会	普通株式	136,583	77	2019年12月31日	2020年3月23日

当年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(決議)		百万円	円		
2021年3月24日 定時株主総会	普通株式	136,617	77	2020年12月31日	2021年3月25日

25. 売上収益

(1) 売上収益の分解

「売上収益」の分解は、以下のとおりです。なお、グループ会社間の内部取引控除後の金額で表示しております。

前年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

	報告セグメント				その他	連結
	国内たばこ (注2)	海外たばこ (注3)	医薬	加工食品		
	百万円	百万円	百万円	百万円		
自社たばこ製品売上収益 (注1)	568,880	1,253,022	—	—	—	1,821,902
その他	42,614	57,855	88,528	158,586	6,140	353,724
合計	<u>611,494</u>	<u>1,310,877</u>	<u>88,528</u>	<u>158,586</u>	<u>6,140</u>	<u>2,175,626</u>

当年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

	報告セグメント				その他	連結
	国内たばこ (注2)	海外たばこ (注3)	医薬	加工食品		
	百万円	百万円	百万円	百万円		
自社たばこ製品売上収益 (注1)	515,745	1,250,808	—	—	—	1,766,554
その他	39,822	55,425	78,957	149,329	2,474	326,007
合計	<u>555,568</u>	<u>1,306,233</u>	<u>78,957</u>	<u>149,329</u>	<u>2,474</u>	<u>2,092,561</u>

(注1) 国内たばこ事業においては、輸入たばこ配送手数料等に係る売上収益は含まれておりません。また、海外たばこ事業においては、物流事業及び製造受託等に係る売上収益は含まれておりません。

(注2) 国内たばこ事業の自社たばこ製品売上収益のうち、RRPに係る売上収益は前年度において60,932百万円、当年度において55,891百万円です。RRPは、喫煙に伴う健康リスクを低減させる可能性のある製品 (Reduced-Risk Products) を指しております。

(注3) 海外たばこ事業の自社たばこ製品売上収益の地域別内訳は以下のとおりです。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
South and West Europe	216,653	219,359
North and Central Europe	236,210	271,976
CIS+	309,646	294,283
Rest-of-the-World	490,513	465,190
合計	<u>1,253,022</u>	<u>1,250,808</u>

South and West Europeにはフランス、イタリア、スペイン等、North and Central Europeにはドイツ、英国等、CIS+にはルーマニア、ロシア等、Rest-of-the-Worldにはイラン、台湾、トルコ等を含んでおります。

① 国内及び海外たばこ事業

国内及び海外たばこ事業においては、製造たばこ等の販売を行っております。

物品の販売からの収益は、物品の引渡時点において当該物品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。これらの物品の販売による収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。加えて、当社グループが顧客に対して支払を行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払である場合を除き、顧客との契約において約束された対価からその対価を控除した金額で測定しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を「売上収益」として連結損益計算書に表示しております。

② 医薬事業

医薬事業においては、医療用医薬品の販売及び技術の導出等を行っております。

物品の販売からの収益は、物品の引渡時点において当該物品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。これらの物品の販売による収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。加えて、当社グループが顧客に対して支払を行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払である場合を除き、顧客との契約において約束された対価からその対価を控除した金額で測定しております。

技術の導出からの収益は、化合物毎に、開発途中段階で開発及び商業化権を他社に導出し、導出先から契約一時金、マイルストーン収入及び販売実績に応じたロイヤリティ収入を受領しております。契約一時金については、顧客がライセンスに対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。マイルストーン収入については、開発の進捗等の当事者間で合意したマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。販売実績に応じたロイヤリティ収入については、導出先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

③ 加工食品事業

加工食品事業においては、冷凍・常温食品、調味料及びパン等の販売を行っております。

物品の販売からの収益は、物品の引渡時点において当該物品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。これらの物品の販売による収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。加えて、当社グループが顧客に対して支払を行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払である場合を除き、顧客との契約において約束された対価からその対価を控除した金額で測定しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を「売上収益」として連結損益計算書に表示しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(3) 総取扱高

総取扱高と「売上収益」の関係は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
総取扱高	7,581,071	7,555,062
たばこ税及びその他代理取引取扱高	(5,405,446)	(5,462,501)
売上収益	<u>2,175,626</u>	<u>2,092,561</u>

たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を「売上収益」として連結損益計算書に表示しております。

なお、総取扱高は、当社グループが任意に開示する項目であり、IFRSが規定する収益とは異なっております。

26. その他の営業収益

各年度の「その他の営業収益」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
医薬品に係るライセンス譲渡益	60,518	—
旧JTビル売却益	—	41,265
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の 売却益 (注)	15,605	5,332
その他 (注)	19,603	8,327
合計	95,725	54,924

(注) 各勘定に含まれるリストラクチャリング収益は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の 売却益	14,626	4,744
その他	571	60
合計	15,197	4,803

27. 販売費及び一般管理費等

各年度の「販売費及び一般管理費等」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
広告宣伝費	33,467	27,254
販売促進費	102,095	92,149
委託手数料	55,469	57,614
従業員給付費用(注2)	309,623	307,181
研究開発費(注1)	64,079	60,847
減価償却費及び償却費	106,094	103,666
減損損失(金融資産の減損損失を除く) (注2)	16,124	12,571
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の 除売却損(注2)	9,432	7,591
その他(注2)	135,324	115,598
合計	831,707	784,472

(注1) 費用として認識される研究開発費はすべて「販売費及び一般管理費等」に含めております。

(注2) 各勘定に含まれるリストラクチャリング費用は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
従業員給付費用	24,378	323
減損損失(金融資産の減損損失を除く)	411	332
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の 除売却損	329	361
その他	1,064	2,100
合計	26,182	3,116

28. 金融収益及び金融費用

各年度の「金融収益」及び「金融費用」の内訳は、以下のとおりです。

金融収益	前年度	当年度
	(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
受取配当金		
その他の包括利益を通じて測定する金融資産		
期中に認識を中止した投資	1,275	46
期末日現在で保有する投資	654	882
受取利息		
償却原価で測定する金融資産		
預金及び債券等	6,014	6,389
正味貨幣持高に係る利得	—	3,143
その他	459	1,893
合計	8,402	12,353
金融費用		
	前年度	当年度
	(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
支払利息		
償却原価で測定する金融負債		
社債及び借入金	26,019	21,039
その他	1,538	1,495
為替差損(注1)	13,297	35,812
従業員給付費用(注2)	2,785	2,172
その他	1,887	826
合計	45,526	61,344

(注1) 通貨デリバティブの評価損益は、為替差損に含めております。

(注2) 従業員給付費用は、従業員給付に関連する損益のうち、利息費用及び利息収益の純額です。

29. その他の包括利益

各年度の「その他の包括利益」に含まれている、各包括利益項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は、以下のとおりです。

前年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
純損益に振り替えられない項目					
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動	(2,209)	—	(2,209)	(274)	(2,484)
確定給付型退職給付制度の再測定額	(4,957)	—	(4,957)	2,146	(2,811)
純損益に振り替えられない項目 の合計	(7,166)	—	(7,166)	1,871	(5,295)
後に純損益に振り替えられる 可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	7,521	2,591	10,112	(233)	9,879
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の変動額の有効部分	(882)	320	(561)	171	(391)
後に純損益に振り替えられる 可能性のある項目の合計	6,639	2,911	9,550	(62)	9,489
合計	(527)	2,911	2,384	1,810	4,194

当年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
純損益に振り替えられない項目					
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動	(3,886)	—	(3,886)	1,184	(2,702)
確定給付型退職給付制度の再測定額	(7,496)	—	(7,496)	1,539	(5,957)
純損益に振り替えられない項目 の合計	(11,383)	—	(11,383)	2,723	(8,659)
後に純損益に振り替えられる 可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	(167,963)	(1)	(167,964)	(2,746)	(170,711)
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の変動額の有効部分	170	152	323	(98)	224
後に純損益に振り替えられる 可能性のある項目の合計	(167,793)	151	(167,642)	(2,844)	(170,486)
合計	(179,175)	151	(179,024)	(121)	(179,145)

30. 1株当たり利益

(1) 基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎

① 親会社の普通株主に帰属する利益

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	348,190	310,253
親会社の普通株主に帰属しない利益	—	—
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	348,190	310,253

② 期中平均普通株式数

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	千株	千株
期中平均普通株式数	1,776,782	1,774,128

(2) 希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎

① 希薄化後の普通株主に帰属する利益

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	348,190	310,253
当期利益調整額	—	(0)
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	348,190	310,253

② 希薄化後の期中平均普通株式数

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	千株	千株
期中平均普通株式数	1,776,782	1,774,128
新株予約権による普通株式増加数	857	792
希薄化後の期中平均普通株式数	1,777,639	1,774,921

31. 財務活動から生じた負債の変動

各年度の財務活動から生じた負債の変動は、以下のとおりです。

前年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

	2019年 1月1日 残高	キャッシュ・ フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを伴わ ない変動		2019年 12月31日 残高
			為替変動に よる換算差額	その他	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
短期借入金及びコマーシャル・ ペーパー	238,023	(44,976)	(1,563)	1,097	192,581
長期借入金（注）	129,313	(11,568)	(2,475)	27	115,297
社債（注）	610,444	59,435	(3,579)	324	666,623
リース負債	48,840	(14,294)	(394)	19,552	53,705
合計	<u>1,026,621</u>	<u>(11,403)</u>	<u>(8,011)</u>	<u>21,000</u>	<u>1,028,206</u>

当年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

	2020年 1月1日 残高	キャッシュ・ フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを伴わ ない変動		2020年 12月31日 残高
			為替変動に よる換算差額	その他	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
短期借入金及びコマーシャル・ ペーパー	192,581	(132,462)	(8,525)	39	51,633
長期借入金（注）	115,297	88,153	1,280	225	204,955
社債（注）	666,623	42,201	(7,000)	468	702,292
リース負債	53,705	(17,741)	(641)	31,209	66,531
合計	<u>1,028,206</u>	<u>(19,849)</u>	<u>(14,886)</u>	<u>31,941</u>	<u>1,025,412</u>

（注）1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

32. 株式に基づく報酬

当社及び当社グループの株式報酬制度に関する説明は、以下のとおりです。

(1) ストック・オプション

当社及び鳥居薬品は、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、株主総会において承認された内容に基づき、取締役会決議により付与されております。

当社のストック・オプション制度の概要は、以下のとおりです。なお、譲渡制限付株式報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット制度の導入に伴い、ストック・オプション制度は付与済みのものを除き廃止とし、2020年度以降における新たな発行は行わないこととしております。

① 当社のストック・オプションの契約条件等

- | | |
|----------------------------|---------------|
| (i) 付与対象者の区分 | : 当社取締役及び執行役員 |
| (ii) 決済方法 | : 株式決済 |
| (iii) 付与されたストック・オプションの有効期間 | : 付与日より30年 |
| (iv) 権利確定条件 | : 付されていません |

なお、ストック・オプションの権利行使に関する条件は、以下のとおりです。

1. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り新株予約権を行使できるものとする。なお、新株予約権者との間における、新株予約権の割当契約において、当該新株予約権が行使可能となる日を、当該地位を喪失した日の翌日と定めている。
2. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

② 当社のストック・オプション数の変動状況

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)			当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		
	取締役 株	執行役員等 株	合計 株	取締役 株	執行役員等 株	合計 株
期首残高	195,400	634,000	829,400	361,000	613,600	974,600
付与	126,000	187,200	313,200	—	—	—
行使	—	(168,000)	(168,000)	—	(203,000)	(203,000)
振替	39,600	(39,600)	—	—	—	—
期末残高	361,000	613,600	974,600	361,000	410,600	771,600
期末時点における 行使可能残高	—	153,400	153,400	—	85,200	85,200

(注1) ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(注2) ストック・オプションは、すべて権利行使価格1株当たり1円で付与しております。

(注3) ストック・オプションの期中付与対象者は、前年度において取締役6名・執行役員20名です。なお、ストック・オプション変動状況のうち「振替」とは、期中に役職変更された付与対象者の変更時保有分です。

(注4) 期中に付与されたストック・オプションにおける1株当たりの加重平均公正価値は、前年度において940円です。

(注5) 期中に行使されたストック・オプションの権利行使時点の加重平均株価は、前年度において2,544円、当年度において2,256円です。

(注6) 期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前年度において26.4年、当年度において25.6年です。

③ 当社の期中に付与されたストック・オプションの公正価値の測定方法

(i) 使用した評価技法

ブラック・ショールズ方式

(ii) 主な基礎数値及び見積方法

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
株価	2,401円	—
株価変動性 (注1)	31.2%	—
予想残存期間 (注2)	15年	—
予想配当 (注3)	150円/株	—
無リスク利率 (注4)	0.07%	—

(注1) 過去15年の日次株価実績に基づき算出しております。

(注2) 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

(注3) 直近の配当実績に基づき算出しております。

(注4) 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りです。

(2) 譲渡制限付株式報酬

当社は、当社の執行役員を兼務する取締役及び執行役員（以下、対象取締役及び執行役員）を対象に、一定の譲渡制限期間を設けた上で、普通株式を交付する譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。これは、中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものです。

対象取締役及び執行役員は、譲渡制限付株式割当契約を締結した上で、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件として、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の交付を受けることとなります。譲渡制限期間は、株式交付日から30年としております。なお、譲渡制限付株式割当契約の内容には、割当てを受けた譲渡制限付株式（以下、本割当株式）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定その他一切の処分行為をしてはならないこと、及び、一定の事由が生じた場合には、当社が本割当株式を無償で取得すること等が含まれております。割当てを受けた対象取締役及び執行役員が、譲渡制限期間中であっても、任期満了その他当社取締役会が相当と認める理由により当社取締役その他当社取締役会が別途定める役職のいずれからも退任した場合には、その保有する本割当株式の全部につき譲渡制限を解除することとしております。

譲渡制限付株式報酬の内容

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
付与日	—	2020年5月26日
付与数 (株)	—	取締役 94,200 執行役員 145,000
付与日における公正価値 (円)	—	2,001
公正価値の算定方法	—	株式交付に係る取締役会決議の日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算定

(3) パフォーマンス・シェア・ユニット

当社は、当社の執行役員を兼務する取締役及び執行役員（以下、対象取締役及び執行役員）を対象に、予め定めた業績目標の達成度に応じて交付株式数を変動させるパフォーマンス・シェア・ユニット制度を採用しております。これは、譲渡制限付株式報酬と同様に、中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものです。

対象取締役及び執行役員は、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件として、連続する3カ年の事業年度からなる業績評価期間終了後、当社人事・報酬諮問委員会での審議を経て決定する当該業績評価期間における業績等の数値目標の達成率等に応じて、当社普通株式を交付するための金銭報酬債権及び金銭を支給され、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の交付を受けることとなります。交付する株式数及び支給する金銭の額は、対象取締役及び執行役員の職務に応じて決定される基準となる株式ユニット数に、当該業績評価期間における業績等の数値目標の達成率等に応じて0～200%の範囲で算定される支給割合を乗じて算定されます。

本制度における公正価値は当社株式の市場価値を基礎として算定し、予想配当を考慮に入れた修正は行っておりません。決算日における加重平均公正価値は当年度において2,102円です。

(4) 株式に基づく報酬費用

連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上された金額は、以下のとおりです。

	前年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
	百万円	百万円
ストック・オプション（持分決済型）	291	30
譲渡制限付株式報酬（持分決済型）	—	479
パフォーマンス・シェア・ユニット（現金決済型）	—	84

(5) 株式報酬から生じた負債

連結財政状態計算書の「その他の非流動負債」に計上された金額は、以下のとおりです。

	前年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	当年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)
	百万円	百万円
負債の帳簿価額	—	84

33. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていくこと、すなわち「4Sモデル」の追求を経営理念としております。

この経営理念に基づき、中長期の持続的な利益成長を実現させることが、中長期にわたる企業価値の継続的な向上につながり、4者のステークホルダーにとっての共通利益になると確信しております。

そのために、財務方針として、経済危機等の環境変化に備えた堅牢性及び事業投資機会等に対して機動的に対応できる柔軟性を担保する強固な財務基盤を保持する事としております。

当社グループは有利子負債から現金及び現金同等物を控除した純有利子負債、及び資本(親会社の所有者に帰属する部分)を管理対象としており、各報告日時点の残高は、以下のとおりです。

	前年度 (2019年12月31日)	当年度 (2020年12月31日)
	百万円	百万円
有利子負債(注)	974,502	958,881
現金及び現金同等物	(357,158)	(538,844)
純有利子負債	617,344	420,037
資本(親会社の所有者に帰属する持分)	2,662,696	2,522,834

(注) リース負債を除いております。

当社の株式については日本たばこ産業株式会社法において以下のとおり規定されております。

政府は、常時、日本たばこ産業株式会社(以下、会社)が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く)の総数の3分の1を超える株式を保有していなければならない。(第2条第1項)

会社が発行する株式もしくは新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合、又は株式交換に際して株式(自己株式を除く)、新株予約権(自己新株予約権を除く)もしくは新株予約権付社債(自己新株予約権付社債を除く)を交付しようとする場合には、財務大臣の認可を受けなければならない。(第2条第2項)

政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。(第3条)

当社グループは、財務の堅牢性・柔軟性及び資本収益性のバランスある資本構成を維持するため財務指標のモニタリングを行っております。財務の堅牢性・柔軟性については、格付け、資本収益性については、ROE(株主資本利益率)を内外環境の変化を注視しながら適宜モニタリングしております。

(2) リスク管理に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク)に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社財務部は、主要な財務上のリスク管理の状況について、定期的に当社の社長及び取締役会に報告しております。

また、当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(3) 信用リスク

当社グループの営業活動から生ずる債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりま

す。また、主に、余資運用のため保有している債券等及び政策的な目的のため保有している株式等は、発行体の信用リスクに晒されています。

さらに、当社グループが為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引については、これら取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されています。

当社グループは、与信管理規程等に基づき、営業債権について、取引先の信用リスクを適切に管理すべく、与信限度額又は取引条件を定めることを原則としているほか、信用リスクの高い取引先については債権残高のモニタリングを行っております。また、当社財務部は、定期的に、不良債権の発生とその回収状況を把握し、集約した結果を当社の社長及び取締役会に報告しております。

当社グループは、余資運用・デリバティブ取引について、信用リスクの発生を未然に防止すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、一定の格付基準を満たす債券等での運用、あるいは高い格付を有する金融機関との取引を基本としております。また、当社財務部は、定期的に、これらの取引の実績を把握し、集約した結果を当社の社長及び取締役会に報告しております。

金融資産の信用リスクに係る最大エクスポージャーは、連結財務諸表に表示されている減損後の帳簿価額となります。

なお、当社グループは、特定の取引先に過度に集中した信用リスクを有しておりません。

当社グループは、取引先の信用状態に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金の増減は、以下のとおりです。

	その他の金融資産				合計
	営業債権	12か月の予想信用損失に等しい金額で測定されたもの	全期間の予想信用損失に等しい金額で測定されたもの		
			信用減損ではない金融資産	信用減損金融資産	
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
2019年1月1日 残高	1,650	—	269	5,839	7,758
期中増加額	1,163	—	18	1	1,182
期中減少額（目的使用）	(218)	—	—	(0)	(219)
期中減少額（戻入）	(20)	—	(57)	(78)	(155)
その他の増減	(100)	—	—	(56)	(156)
2019年12月31日 残高	2,475	—	230	5,705	8,409
期中増加額	785	—	10	2	797
期中減少額（目的使用）	(1,003)	—	(0)	(55)	(1,059)
期中減少額（戻入）	(52)	—	(31)	(23)	(107)
その他の増減	(281)	—	(117)	155	(244)
2020年12月31日 残高	1,923	—	92	5,783	7,798

（注）貸倒引当金の変動に影響を与えるような金融資産の帳簿価額の著しい変動はありません。

(4) 流動性リスク

当社グループは、借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債により資金を調達しておりますが、それら負債は、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、グループ財務業務基本方針に基づき、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、当社財務部は、定期的に、手許流動性及び有利子負債の状況等を把握・集約し、当社の社長及び取締役会に報告しております。また、流動性リスクに備えるため、複数の金融機関とコミットメント・ライン契約を結ぶことにより、所要の借入枠を設定しております。

各年度末における金融負債(デリバティブ金融商品を含む)の期日別残高は、以下のとおりです。

前年度 (2019年12月31日)

	帳簿 価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	408,597	408,597	408,597	—	—	—	—	—
短期借入金	192,581	192,581	192,581	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	11,554	11,554	11,554	—	—	—	—	—
長期借入金	103,743	103,847	—	11,209	41,211	11,175	20,064	20,187
1年内償還予定の社債	80,000	80,000	80,000	—	—	—	—	—
社債	586,623	590,133	—	82,170	30,000	117,519	—	360,444
リース負債	53,705	58,189	15,289	10,985	6,482	4,183	2,751	18,497
小計	1,436,804	1,444,901	708,022	104,364	77,694	132,877	22,815	399,128
デリバティブ負債								
為替予約取引	7,739	7,739	7,739	—	—	—	—	—
小計	7,739	7,739	7,739	—	—	—	—	—
合計	1,444,543	1,452,640	715,761	104,364	77,694	132,877	22,815	399,128

当年度 (2020年12月31日)

	帳簿 価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	436,540	436,540	436,540	—	—	—	—	—
短期借入金	51,633	51,633	51,633	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	12,226	12,226	12,226	—	—	—	—	—
長期借入金	192,729	193,722	—	41,911	11,560	20,064	49	120,140
1年内償還予定の社債	77,609	77,625	77,625	—	—	—	—	—
社債	624,683	628,628	—	30,000	114,338	—	94,728	389,563
リース負債	66,531	70,383	19,031	12,896	9,336	7,132	3,223	18,764
小計	1,461,952	1,470,757	597,055	84,807	135,233	27,196	98,000	528,467
デリバティブ負債								
為替予約取引	10,334	10,334	10,334	—	—	—	—	—
小計	10,334	10,334	10,334	—	—	—	—	—
合計	1,472,286	1,481,091	607,389	84,807	135,233	27,196	98,000	528,467

各年度末におけるコミットメント・ライン総額、及び借入実行残高は、以下のとおりです。

	前年度 (2019年12月31日)	当年度 (2020年12月31日)
	百万円	百万円
コミットメント・ライン総額	470,411	478,200
借入実行残高	—	—
未実行残高	470,411	478,200

(5) 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業を展開していることから、為替変動を起因として、主に以下のリスクに晒されております。

- (i) 当社グループの各機能通貨とは異なる通貨による外部取引及び、配当の受け渡しを含むグループ内取引の結果、当社グループの各機能通貨建ての損益及びキャッシュ・フローが為替変動の影響を受けるリスク
- (ii) 当社グループの各機能通貨建ての資本を日本円に換算し連結する際に、当社グループの資本が為替変動の影響を受けるリスク
- (iii) 当社グループの各機能通貨建ての損益を日本円に換算し連結する際に、当社グループの損益が為替変動の影響を受けるリスク

(i)のリスクに対しては、将来キャッシュ・フローを予測した時点又は債権債務確定時点において、デリバティブ又は外貨建有利子負債等を利用したヘッジを行っており、その一部はキャッシュ・フロー・ヘッジの指定を行っております。(ii)のリスクに対しては、外貨建有利子負債等を利用したヘッジを行っており、その一部は純投資ヘッジの指定を行っております。(iii)のリスクに対しては、原則としてヘッジは行っておりません。

当社グループは、為替変動を起因とする上記リスクを緩和すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、当社のトレジャリーコミットメントの管理監督の下で、当社グループの業績に与える影響や為替相場の現状等を総合的に勘案して外国為替ヘッジ方針を策定及びその方針を実行し、当社財務部は、定期的にその実績を当社の社長及び取締役会に報告しております。

為替感応度分析

当社グループが各年度末において保有する金融商品において、機能通貨に対して、機能通貨以外の各通貨が10%増価した場合の、連結損益計算書の税引前利益に与える影響は、以下のとおりです。

機能通貨建ての金融商品、及び在外営業活動体の資産及び負債、収益及び費用を円貨に換算する際の影響は含んでおりません。また、算定に使用した各通貨以外の通貨は変動しないことを前提としております。

	前年度 (2019年12月31日)	当年度 (2020年12月31日)
	百万円	百万円
税引前利益	(1,594)	(3,960)

(6) 金利リスク

当社グループの金利リスクは、現金同等物等とのネット後の有利子負債から生じます。借入金及び社債のうち、変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。

当社グループは、借入金及び社債について、金利変動リスクを緩和すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、当社のトレジャリーコミッティの管理監督の下で、当社グループ業績に与える影響や金利の現状等を総合的に勘案して金利ヘッジ方針を策定及びその方針を実行し、当社財務部は、その実績を当社の社長及び取締役会に報告しております。

金利感応度分析

当社グループが各年度末において保有する金融商品において、金利が100bp上昇した場合の、連結損益計算書の税引前利益に与える影響額は、以下のとおりです。

金利変動の影響を受ける金融商品を対象としており、為替変動の影響等その他の要因は一定であることを前提としております。

	前年度 (2019年12月31日)	当年度 (2020年12月31日)
	百万円	百万円
税引前利益	(566)	1,743

(7) ヘッジ取引

当社グループのヘッジ取引に係る方針等は、「3. 重要な会計方針」に記載しております。

① キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されているヘッジ手段の詳細は、以下のとおりです。

前年度 (2019年12月31日)	契約額等	うち 1年超	帳簿価額 (注)		平均 レート等
			資産	負債	
			百万円	百万円	
為替リスク 為替予約取引 円・米ドル	187百万USD	—	41	227	106.67円
当年度 (2020年12月31日)	契約額等	うち 1年超	帳簿価額 (注)		平均 レート等
			資産	負債	
			百万円	百万円	
為替リスク 為替予約取引 円・米ドル	218百万USD	—	324	176	105.31円

(注) デリバティブの帳簿価額は、連結財政状態計算書上「その他の金融資産」又は「その他の金融負債」に計上された金額であり、満期までの期間が1年超の金額は非流動資産又は非流動負債に分類しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたヘッジ手段から生じた評価損益の増減は、以下のとおりです。

キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の変動額の有効部分	
為替リスク	
百万円	
2019年1月1日 残高	443
その他の包括利益	
当期発生額（注1）	(882)
組替調整額（注2）	320
税効果	171
その他増減	(185)
2019年12月31日 残高	(132)
その他の包括利益	
当期発生額（注1）	170
組替調整額（注2）	152
税効果	(98)
その他増減	30
2020年12月31日 残高	122

（注1）ヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動はヘッジ手段の公正価値の変動に近似しております。

（注2）ヘッジ対象が純損益に影響を与えたことにより振り替えた金額であり、連結損益計算書において「売上収益」、「金融収益」又は「金融費用」として認識しております。なお、ヘッジ非有効部分の金額に重要性はありません。

② 在外営業活動体に対する純投資ヘッジ

在外営業活動体に対する純投資ヘッジとして指定されている主なヘッジ手段の詳細は、以下のとおりです。

前年度 (2019年12月31日)	契約額等	うち 1年超	帳簿価額 (注)		平均 レート等
			資産	負債	
			百万円	百万円	
米ドル建社債	1,250百万USD	1,250百万USD	—	136,675	109.41円
ユーロ建社債	567百万EUR	567百万EUR	—	69,132	1.11米ドル
英ポンド建社債	400百万GBP	400百万GBP	—	56,089	1.32米ドル
為替予約取引					
ユーロ・露ルーブル	29,502百万RUB	—	—	930	0.014ユーロ
円・米ドル	400百万USD	—	—	749	106.68円
米ドル・台湾ドル	7,518百万TWD	—	—	399	0.033米ドル
英ポンド・米ドル	245百万USD	—	15	395	0.77ポンド
ユーロ・米ドル	183百万USD	—	—	358	0.89ユーロ
当年度 (2020年12月31日)					
前年度 (2019年12月31日)	契約額等	うち 1年超	帳簿価額 (注)		平均 レート等
			資産	負債	
			百万円	百万円	
米ドル建社債	1,250百万USD	500百万USD	—	129,198	109.41円
ユーロ建社債	1,321百万EUR	1,321百万EUR	—	166,119	1.16米ドル
英ポンド建社債	400百万GBP	400百万GBP	—	54,704	1.32米ドル
為替予約取引					
ユーロ・露ルーブル	20,294百万RUB	—	543	289	0.011ユーロ
円・米ドル	300百万USD	—	519	—	105.03円
英ポンド・米ドル	523百万USD	—	—	1,682	0.76ポンド

(注) 社債の帳簿価額は、連結財政状態計算書上「社債及び借入金」に計上された金額であり、満期までの期間が1年超の金額は非流動負債に分類しております。また、デリバティブの帳簿価額は、連結財政状態計算書上「その他の金融資産」又は「その他の金融負債」に計上された金額であり、満期までの期間が1年超の金額は非流動資産又は非流動負債に分類しております。

在外営業活動体に対する純投資ヘッジとして指定されたヘッジ手段から生じた評価損益の増減は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
期首残高	17,842	10,338
その他の包括利益		
当期発生額 (注1)	(7,271)	3,887
税効果	(233)	(2,746)
期末残高 (注2)	10,338	11,480

(注1) ヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動はヘッジ手段の公正価値の変動に近似しております。

(注2) 在外営業活動体の換算差額の残高には、ヘッジ会計を中止したヘッジ手段から生じた換算差益が前年度末において14,683百万円、当年度末において21,026百万円含まれております。

(8) 市場価格の変動リスク

当社グループは、有価証券について、定期的に公正価値や発行体の財務状況等を把握し、各主管部署において、取引先企業との関係を勘案し、必要により保有の見直しを図ることとしております。

(9) 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1： 活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2： レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3： 観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

① 償却原価で測定される金融商品

各年度末における償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりです。

前年度（2019年12月31日）

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
		百万円	百万円	百万円	百万円
長期借入金（注）	115,297	—	116,804	—	116,804
社債（注）	666,623	683,650	—	—	683,650

当年度（2020年12月31日）

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
		百万円	百万円	百万円	百万円
長期借入金（注）	204,955	—	206,953	—	206,953
社債（注）	702,292	750,417	—	—	750,417

（注）1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

償却原価で測定される短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似しております。

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

② 公正価値で測定される金融商品

各年度末における公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりです。

前年度（2019年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3 (注)	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
デリバティブ資産	—	2,564	—	2,564
株式	25,829	—	6,919	32,747
その他	442	17,673	5,008	23,123
合計	26,270	20,238	11,927	58,435
デリバティブ負債	—	7,739	—	7,739
合計	—	7,739	—	7,739

当年度（2020年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3 (注)	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
デリバティブ資産	—	8,608	—	8,608
株式	19,604	—	7,100	26,704
その他	451	8,650	5,357	14,457
合計	20,055	17,257	12,457	49,769
デリバティブ負債	—	10,334	—	10,334
合計	—	10,334	—	10,334

(注) 各年度における、レベル3に分類された金融商品の増減は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
期首残高	10,351	11,927
利得及び損失合計		
損益 (注1)	209	(930)
その他の包括利益 (注2)	(182)	(804)
購入	1,660	2,674
売却	(140)	(410)
その他	29	—
期末残高	11,927	12,457

(注1) 損益に含まれている利得及び損失は、決算日時点の損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものです。これらの損益は「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。

(注2) その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、決算日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものです。これらの損益は「その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動」に含まれております。

34. 関連当事者

日本国政府は、日本たばこ産業株式会社法に基づき、当社が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く)の総数の3分の1を超える株式を保有していなければならないこととされており、当年度末現在、当社の発行済株式総数の33.35%を保有しております。

(1) 関連当事者との取引

関連当事者との取引は、通常の事業取引と同様の条件で行われております。

なお、ロシア国内で物流事業を行うCJSC TK Megapolisに対する売上収益は当年度177,170百万円(前年度202,780百万円)であり、同社に対する営業債権を当年度27,668百万円(前年度38,640百万円)保有しております。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

各年度の主要な経営幹部に対する報酬は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	百万円	百万円
報酬及び賞与	673	1,139
株式に基づく報酬	115	251
合計	788	1,390

35. 子会社及び関連会社等

(企業グループの構成)

各年度末における当社グループの各事業ごとの会社構成は、以下のとおりです。

事業内容	前年度 (2019年12月31日)		当年度 (2020年12月31日)	
	子会社数	持分法適用会社数 (注)	子会社数	持分法適用会社数 (注)
	社数	社数	社数	社数
国内たばこ事業	13	1	13	1
海外たばこ事業	171	7	173	8
医薬事業	2	—	2	—
加工食品事業	28	3	28	2
その他	17	2	19	2
合計	231	13	235	13

(注) 当社グループは重要な関連会社及び共同支配企業を有しておりません。

当年度において当社グループ構成に重要な変動はありません。

当社グループにおける資産の利用に関する制限については、「7. 現金及び現金同等物」に記載しております。

36. コミットメント

(1) 資産の取得に係るコミットメント

各年度における、決算日以降の資産の取得に係るコミットメントは、以下のとおりです。

	前年度 (2019年12月31日)	当年度 (2020年12月31日)
	百万円	百万円
有形固定資産の取得	35,747	33,768
無形資産の取得	1,602	3,130
合計	37,348	36,897

(2) 国内葉たばこの買入れ

当社の国内葉たばこの買入れについては、たばこ事業法に基づき、国内の耕作者と毎年たばこの種類別の耕作面積、並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当社はこの契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れる義務があります。

37. 超インフレの調整

当社グループは、超インフレ経済下にある子会社の財務諸表について、IAS第29号に定められる要件に従い、報告期間の末日現在の測定単位に修正した上で、当社グループの連結財務諸表に含めております。

当社グループはそのうち、イランにおける子会社の財務諸表の修正のため、Statistical Centre of Iranが公表するイランの消費者物価指数から算出する変換係数を用いております。

各財政状態計算書日に対応するイランの消費者物価指数及び変換係数は以下の通りです。

財政状態計算書日	消費者物価指数	変換係数
2015年12月31日	93	300
2016年12月31日	102	276
2017年12月31日	112	251
2018年12月31日	152	185
2019年12月31日	194	145
2020年12月31日	281	100

超インフレ経済下にある子会社は、取得原価で表示されている有形固定資産等の非貨幣性項目について、取得日を基準に変換係数を用いて修正しております。現在原価で表示されている貨幣性項目及び非貨幣性項目については、報告期間の末日現在の測定単位で表示されていると考えられるため、修正しておりません。

超インフレ経済下にある子会社の財務諸表は、決算日の直物為替相場により換算し、当社グループの連結財務諸表に反映しております。

38. 偶発事象

偶発負債

当社及び一部の子会社は、現在係属中の複数の訴訟等の当事者となっております。その最終結果について合理的に見積ることが不可能な訴訟等については、引当金は計上しておりません。

なお、これら訴訟等の当事者である当社及び一部の子会社は、それぞれの主張に確固たる根拠があるものと考えており、社外弁護士と連携のうえ応訴体制を整備し、適切に対応しております。

① 喫煙と健康に関する訴訟

当社及び一部の子会社は、喫煙、たばこ製品のマーケティング又はたばこの煙への曝露から損害を受けたとする訴訟の被告となっております。喫煙と健康に関する訴訟については、当社グループを被告とする訴訟、又はRJRナビスコ社の米国たばこ事業を買収した契約等に基づき、当社が責任を負担するものを合わせて、決算日現在21件係属しております。

現在係属中の喫煙と健康に関する訴訟のうち、主なものは、以下のとおりです。

なお、2019年3月8日に、当社グループのカナダ子会社であるJTI-Macdonald Corp. (以下、JTI-Mac)は「Companies' Creditors Arrangement Act (企業債権者調整法)」(以下、CCAA)の適用申請をオンタリオ州上位裁判所に行い、承認されました。これにより、JTI-Macが当事者となっているカナダにおけるすべての訴訟手続及び判決の執行は停止しております。また、JTI-Macは同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続しております。

(i) 個人訴訟

南アフリカにおいて当社の被補償者に対して1件の個人訴訟が提起されております。

南アフリカ 個人訴訟 (Joselowitz)

2000年10月に、当社の被補償者に対して、個人訴訟が提起されております。原告は、当該被補償者は健康に影響のある製品だと知りながらたばこ製品を販売し、依存性を助長させるためニコチン含有量を操作し、南アフリカの包装規制を遵守せず、子どもらによる喫煙を助長するため、ひそかに全世界で事業を行ったとして、補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めています。本訴訟は2001年2月以降手続停止中です。

また、アイルランドにおいて当社グループ会社に対して1件の個人訴訟(手続停止中)が提起されており、アメリカ合衆国において当社グループ会社に対し1件の個人訴訟が提起されております。

(ii) 集団訴訟

当社グループ会社又は当社の被補償者に対して、カナダにおいて8件の集団訴訟が係属中です。

カナダ ケベック州の集団訴訟 (Cecilia Letourneau)

1998年9月に、JTI-Macを含むカナダのたばこ製造業者3社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、総額約3,711億円(約46億カナダドル)の補償的損害賠償(被告たばこ製造業者3社の連帯責任)に加え、総額約3,711億円(約46億カナダドル)の懲罰的損害賠償(被告たばこ製造業者3社の各マーケットシェアに応じて按分)を求めています。

2015年6月に、ケベック州上位裁判所により、原告勝訴の第一審判決が公表されました。JTI-Macを含む被告たばこ製造業者3社は、同月付でケベック州控訴裁判所に対し本判決について控訴し、2016年11月、同控訴裁判所における審理及び結審がなされました。

2019年3月に、ケベック州控訴裁判所により、被告たばこ製造業者3社の控訴を棄却する旨の判決が下されました。同判決において、ケベック州控訴裁判所は実質的にケベック州上位裁判所の判決を支持し、被告製造業者3社に対して総額約130億円(約1億61百万カナダドル)の懲罰的損害賠償を命じております(そのうち、JTI-Macの負担分は約12億円(約15百万カナダドル))。本訴訟手続及び判決の執行は現在CCAA手続により停止しております。

カナダ ケベック州の集団訴訟 (Conseil Quebecois sur le tabac et la sante)

1998年11月に、JTI-Macを含むカナダのたばこ製造業者3社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、総額約1兆54億円(約124億カナダドル)の補償的損害賠償(被告たばこ製造業者3社の連帯責任)に加え、総額約655億円(約8億カナダドル)の懲罰的損害賠償(被告たばこ製造業者3社の各マーケットシェアに応じて按分)を求めています。

2015年6月に、ケベック州上位裁判所により、原告勝訴の第一審判決が公表されました。JTI-Macを含む被告たばこ製造業者3社は、同月付でケベック州控訴裁判所に対し本判決について控訴し、2016年11月、同控訴裁判所における審理および結審がなされました。

2019年3月に、ケベック州控訴裁判所により、被告たばこ製造業者3社の控訴を棄却する旨の判決が下されました。同判決において、ケベック州控訴裁判所は実質的にケベック州上位裁判所の判決を支持し、被告たばこ製造業者3社に対して総額約1兆935億円（約135億カナダドル）の補償的損害賠償（連帯責任）を命じ（そのうち、JTI-Macの負担分は約1,422億円（約18億カナダドル））、被告たばこ製造業者それぞれに対して約3百万円（約4万カナダドル）の懲罰的損害賠償を命じております。本訴訟手続及び判決の執行は現在CCAA手続により停止しております。

なお、ケベック州控訴裁判所は、上記2件の判決において、被告たばこ製造業者3社に対し、上記2件の損害賠償合計額のうち、総額約939億円（約12億カナダドル）の一部前払いを命じております（そのうち、JTI-Macの負担分は約118億円（約1億45百万カナダドル））。一部前払い命令にかかる支払義務は現在CCAA手続により停止しております。

カナダ サスカチュワン州の集団訴訟(Adams)

2009年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社により製造された紙巻たばこに含まれるニコチン依存になったとする集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を被告たばこ会社に対して求めております。本訴訟は、現在CCAA手続により手続停止中です。

カナダ マニトバ州の集団訴訟(Kunta)

2009年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社により製造された紙巻たばこに含まれるニコチン依存になったとする集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を被告たばこ会社に対して求めております。訴状は、既に当社の被補償者に対して送付されていますが、JTI-Macには送付されていません。本訴訟は、現在CCAA手続により手続停止中です。

カナダ ノバスコシア州の集団訴訟(Semple)

2009年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社により製造された紙巻たばこに含まれるニコチン依存になったとする集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を被告たばこ会社に対して求めております。訴状は、既に当社の被補償者に対して送付されていますが、JTI-Macには送付されていません。本訴訟は、現在CCAA手続により手続停止中です。

カナダ ブリティッシュ・コロンビア州の集団訴訟(Bourassa)

2010年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めております。本訴訟は、現在CCAA手続により手続停止中です。

カナダ ブリティッシュ・コロンビア州の集団訴訟(McDermid)

2010年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めております。本訴訟は、現在CCAA手続により手続停止中です。

カナダ オンタリオ州の集団訴訟(Jacklin)

2012年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めております。本訴訟は、現在CCAA手続により手続停止中です。

(iii) 医療費返還訴訟

カナダにおいて、当社グループ会社及び当社の被補償者に対し、全10州（3準州を除く）の政府により提起された10件の医療費返還訴訟が係属中です。これらの州は、「たばこ関連不正行為」（tobacco related wrong）の結果として支出した、もしくは将来支出する医療費の返還を請求するために、州政府に対し、直接たばこ製造業者を提訴する権限を与える目的のために制定された州法に基づき提訴しております。

カナダ ブリティッシュ・コロンビア州の医療費返還訴訟

2001年1月に、「たばこの被害及び医療費返還法」に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、ブリティッシュ・コロンビア州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。同年、被告たばこ会社は、当該州法の合憲性について異議申立てを行いました。2005年9月に、カナダ最高裁判所により最終的に却下されております。本訴訟は、現在CCAA手続により手続停止中です。

カナダ ニューブランズウィック州の医療費返還訴訟

2008年3月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含またばこ会社に対して、ニューブランズウィック州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本訴訟は、現在CCAA手続により手続停止中です。

カナダ オンタリオ州の医療費返還訴訟

2009年9月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含またばこ会社に対して、オンタリオ州政府により医療費返還訴訟が提起されております。訴状には、被告全体に対する連帯責任の主張は含まれているものの、総請求額26兆6,739億円（3,300億カナダドル）のうち各被告の負担額又は負担割合は特定されておられません。本訴訟は、現在CCAA手続により手続停止中です。

カナダ ニューファウンドランド・ラブラドル州の医療費返還訴訟

2011年2月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含またばこ会社に対して、ニューファウンドランド・ラブラドル州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本訴訟は、現在CCAA手続により手続停止中です。

カナダ マニトバ州の医療費返還訴訟

2012年5月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含またばこ会社に対して、マニトバ州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本訴訟は、現在CCAA手続により手続停止中です。

カナダ ケベック州の医療費返還訴訟

2012年6月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含またばこ会社に対して、ケベック州政府により医療費返還訴訟が提起されております。訴状には、被告全体に対する連帯責任の主張は含まれているものの、総請求額約4兆9,029億円（約607億カナダドル）のうち各被告の負担額又は負担割合は特定されておられません。本訴訟は、現在CCAA手続により手続停止中です。

カナダ アルバータ州の医療費返還訴訟

2012年6月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含またばこ会社に対して、アルバータ州政府により医療費返還訴訟が提起されております。訴状には、被告全体に対する連帯責任の主張は含まれているものの、少なくとも8,083億円（100億カナダドル）の総請求額のうち各被告の負担額又は負担割合は特定されておられません。本訴訟は、現在CCAA手続により手続停止中です。

カナダ サスカチュワン州の医療費返還訴訟

2012年6月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含またばこ会社に対して、サスカチュワン州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本訴訟は、現在CCAA手続により手続停止中です。

カナダ プリンズエドワードアイランド州の医療費返還訴訟

2012年9月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含またばこ会社に対して、プリンズエドワードアイランド州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本訴訟は、現在CCAA手続により手続停止中です。

カナダ ノバスコシア州の医療費返還訴訟

2015年1月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含またばこ会社に対して、ノバスコシア州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本訴訟は、現在CCAA手続により手続停止中です。

② その他の訴訟等

当社及び一部の子会社は、商事紛争、税務紛争その他の訴訟等においても当事者となっております。

(注) 外貨建の訴訟の金額は、決算日の為替レートにより円貨に換算しております。

39. 後発事象

当社グループは2021年2月9日に公表しましたとおり、たばこ事業において、事業環境の変化への対応を強化し、持続的成長を目指していく観点から、競争力・収益力強化に向け、たばこ事業運営体制の強化に取り組むこととしました。

たばこ事業を取り巻く環境は、喫煙と健康の意識の変化、各国のたばこ税増税や喫煙規制の進展、RRP市場の拡大や製品開発競争の激化等、お客様の嗜好も含め、大きく変化を続けております。長期的な視点での事業環境を見据えた上で、当社グループが今後も持続的成長を実現するためには、お客様志向を一層徹底し、紙巻たばこへの必要な投資を継続しつつ、HTS (Heated tobacco stick: 高温加熱型の加熱式たばこ) への集中的な投資が必要不可欠であると認識しており、これらを効果・効率的に実行するため、現在の海外たばこ事業、国内たばこ事業の2事業体制を一本化することといたします。

加えて、日本市場におけるお客様への提供価値最大化に向けた競争力強化並びに過去数年に亘る事業量の減少や不確実性が高まる事業環境を踏まえ、事業基盤強化を企図した諸施策を実施いたします。

<たばこ事業の事業運営体制の一本化>

■目的:

- 成長カテゴリーであるRRPにおける競争力強化に向けたグローバルリソースの最大活用
- シンプルな組織構造のもと、意思決定のスピード向上及びより効果的かつ効率的な事業運営体制を構築
- グローバル視点での優先付けに基づいた迅速な資源配分により、お客様への価値提供を強化
- たばこ事業をグローバルに一体運営することにより、各マーケットが必要とする商品・サービスを迅速に供給
- グローバルベースでのベストプラクティスの共有・展開の活性化及びスピード向上

■施策概要:

- 日本市場を含むたばこ事業の本社機能を現在海外たばこ事業の本社機能を有するジュネーブ拠点に統合
 - ・たばこ事業に係る戦略策定・業績管理及び意思決定プロセスの機能・仕組みを統合
- 日本市場については、グローバルな事業運営体制のもと、主要市場の一つとして事業運営
- 既に統合しているR&D機能に加え、たばこ事業に係るサプライチェーン各機能（製造、原料、品質保証等）のレポートラインをグローバルに統合

たばこ事業の事業運営体制の一本化は2022年1月に実施する予定です。

<日本マーケットの競争力強化>

■目的:

- お客様満足向上に向けた体制構築

■施策概要:

- 事業環境の変化及びお客様の多様なニーズに迅速かつ的確に対応するため、日本マーケット本社・支社機能・体制を刷新
 - ・マーケティング・セールス機能の更なる強化に向け、2022年1月に日本マーケット本社組織を改編
 - ・地域密着型の営業活動を更に推進するべく、2022年4月に支社体制を改編
「本社-支社-支店」の3階層から、「本社-支社」の2階層の構造へ変更（15支社-145支店体制から47支社体制へ再編）

<事業環境に適応した組織基盤構築>

■目的:

- 競争力を担保したうえで、国内事業量に応じた体制への見直し

■施策概要:

- 当社施策
 - ・国内営業組織の改編及び間接業務の効率化に伴う要員適正化を2022年4月に実施
 - ・当社九州工場（福岡県筑紫野市/たばこ製造工場）を2022年3月末に廃止
 - ・原料調達機能の最適配置
中四国地方原料本部（香川県高松市）・南九州地方原料本部（宮崎県都城市）の機能を2022年4月に西日本原料本部（熊本県合志市）へ集約
- グループ会社施策
 - ・フィルター製造工場の廃止
日本フィルター工業（株）田川工場（福岡県田川市/フィルター製造工場）（以下、JFT田川工場）を2022年3月末に廃止

・ジェイティエンジニアリング（株）の清算

2023年4月にたばこに係るコアエンジニアリング機能を当社へ集約。加えて、システムインテグレーション事業及び外部向け事業からの撤退を実施の上、ジェイティエンジニアリング（株）を清算

<当社における要員適正化>

■目的：

-日本マーケットの競争力強化及び事業環境に適応した組織基盤構築に伴う要員適正化

■施策概要：

-当社社員1,000人規模の希望退職募集等を実施

-フィールドパートナー（営業活動の補佐業務に従事するパートタイマー）制度の廃止に伴う該当パートタイマー1,600人規模の退職勧奨等を実施

-シニア社員（定年退職後再雇用された契約社員又はパートタイマー）150人規模の希望退職募集を実施

-上記要員適正化については、退職時期を2022年3月末として実施予定

上記に加えグループ会社においても、当社九州工場及びJFT田川工場の廃止に伴い退職勧奨等を実施する予定です。

本施策が2021年度の連結財務諸表に与える影響については、工場閉鎖や希望退職募集等により一時費用として約370億円を見込んでおります。

(2) 【その他】

① 当年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当年度
売上収益(百万円)	519,620	1,030,218	1,592,097	2,092,561
税引前四半期(当期)利益金額(百万円)	115,102	225,961	345,558	420,063
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益金額(百万円)	86,373	172,495	257,948	310,253
基本的1株当たり四半期(当期)利益金額(円)	48.69	97.23	145.40	174.88

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益金額(円)	48.69	48.54	48.16	29.48

② 重要な訴訟事件等

当社グループに関する重要な訴訟事件等については、連結財務諸表注記「38. 偶発事象」に記載のとおりです。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	80,282	299,366
売掛金	※2 43,174	※2 34,815
有価証券	40,000	20,000
商品及び製品	32,756	27,142
半製品	68,416	76,402
仕掛品	2,262	2,247
原材料及び貯蔵品	40,120	32,234
前渡金	2,093	1,886
前払費用	9,893	4,850
関係会社短期貸付金	99,536	43,406
その他	※2, ※3 59,091	※2, ※3 19,455
貸倒引当金	△26	△25
流動資産合計	477,597	561,777
固定資産		
有形固定資産		
建物	92,396	80,030
構築物	2,686	2,375
機械及び装置	59,262	51,567
車両運搬具	1,827	1,307
工具、器具及び備品	16,586	14,221
土地	71,279	48,909
建設仮勘定	2,503	445
有形固定資産合計	246,540	198,854
無形固定資産		
特許権	224	154
商標権	98,896	82,120
ソフトウェア	19,581	18,299
のれん	214,626	178,855
その他	2,705	2,662
無形固定資産合計	336,031	282,089
投資その他の資産		
投資有価証券	22,566	16,862
関係会社株式	1,482,083	1,487,617
関係会社長期貸付金	17,040	17,792
長期前払費用	9,268	9,090
繰延税金資産	13,053	13,514
その他	11,841	14,118
貸倒引当金	△1,663	△3,783
投資その他の資産合計	1,554,189	1,555,210
固定資産合計	2,136,759	2,036,153
資産合計	2,614,357	2,597,930

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 10,304	※2 7,069
1年内償還予定の社債	※1 80,000	※1 77,624
リース債務	※2 2,769	※2 2,450
未払金	※2 60,869	※2 51,780
未払たばこ税	71,178	65,605
未払たばこ特別税	10,060	8,536
未払地方たばこ税	81,718	74,707
未払法人税等	10,555	29,527
未払消費税等	32,758	37,973
キャッシュ・マネージメント・システム預り金	※4 323,313	※4 326,353
賞与引当金	4,726	6,330
その他	7,806	5,914
流動負債合計	696,054	693,867
固定負債		
社債	※1 291,904	※1 206,717
長期借入金	70,000	170,000
リース債務	※2 6,113	※2 4,529
退職給付引当金	129,322	128,333
その他	※2 3,598	※2 4,472
固定負債合計	500,937	514,051
負債合計	1,196,991	1,207,918

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	736,400	736,400
資本剰余金合計	736,400	736,400
利益剰余金		
利益準備金	18,776	18,776
その他利益剰余金		
新事業開拓事業者投資損失準備金	378	377
圧縮記帳積立金	45,373	41,711
圧縮記帳特別勘定	1,747	327
繰越利益剰余金	992,930	966,416
利益剰余金合計	1,059,205	1,027,608
自己株式	△492,469	△491,507
株主資本合計	1,403,136	1,372,501
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,283	4,069
繰延ヘッジ損益	5,390	12,189
評価・換算差額等合計	12,673	16,259
新株予約権	1,556	1,252
純資産合計	1,417,365	1,390,011
負債純資産合計	2,614,357	2,597,930

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	※1, ※6 660,805	※1, ※6 596,887
売上原価	※6 195,933	※6 166,144
売上総利益	464,872	430,742
販売費及び一般管理費	※2, ※6 335,858	※2, ※6 329,792
営業利益	129,014	100,950
営業外収益		
受取利息	※6 210	※6 1,224
受取配当金	※6 148,354	※6 142,558
その他	※6 7,812	※6 7,548
営業外収益合計	156,376	151,329
営業外費用		
支払利息	※6 519	※6 1,634
社債利息	4,084	3,895
その他	※6 1,819	※6 6,260
営業外費用合計	6,422	11,789
経常利益	278,968	240,491
特別利益		
固定資産売却益	※3 14,202	※3 4,861
ライセンス譲渡益	※6 18,381	—
旧JTビル売却益	—	※7 45,806
その他	23,912	2,426
特別利益合計	56,495	53,094
特別損失		
固定資産売却損	※4 52	※4 289
固定資産除却損	※5, ※6 7,025	※5, ※6 5,551
減損損失	8,521	999
子会社清算損	20,524	—
その他	3,461	※6 2,051
特別損失合計	39,584	8,889
税引前当期純利益	295,879	284,695
法人税、住民税及び事業税	37,329	44,675
法人税等調整額	△3,920	△1,732
法人税等合計	33,409	42,943
当期純利益	262,469	241,752

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
				新事業開拓事業者投資損失準備金	圧縮記帳積立金	圧縮記帳特別勘定	繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	736,400	736,400	18,776	287	41,753	10,179	996,757	1,067,752
当期変動額									
新事業開拓事業者投資損失準備金の繰入					378			△378	—
新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩					△287			287	—
圧縮記帳積立金の繰入						8,395		△8,395	—
圧縮記帳積立金の取崩						△4,775		4,775	—
圧縮記帳特別勘定の繰入							1,747	△1,747	—
圧縮記帳特別勘定の取崩							△10,179	10,179	—
剰余金の配当								△270,936	△270,936
当期純利益								262,469	262,469
自己株式の取得									
自己株式の処分								△80	△80
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	91	3,620	△8,432	△3,826	△8,547
当期末残高	100,000	736,400	736,400	18,776	378	45,373	1,747	992,930	1,059,205

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△442,829	1,461,323	25,815	4,877	30,693	1,547	1,493,562
当期変動額							
新事業開拓事業者投資損失準備金の繰入		—					—
新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩		—					—
圧縮記帳積立金の繰入		—					—
圧縮記帳積立金の取崩		—					—
圧縮記帳特別勘定の繰入		—					—
圧縮記帳特別勘定の取崩		—					—
剰余金の配当		△270,936					△270,936
当期純利益		262,469					262,469
自己株式の取得	△50,001	△50,001					△50,001
自己株式の処分	361	281					281
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△18,533	513	△18,020	10	△18,010
当期変動額合計	△49,640	△58,187	△18,533	513	△18,020	10	△76,197
当期末残高	△492,469	1,403,136	7,283	5,390	12,673	1,556	1,417,365

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
				新事業開拓事業者投資損失準備金	圧縮記帳積立金	圧縮記帳特別勘定	繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	736,400	736,400	18,776	378	45,373	1,747	992,930	1,059,205
当期変動額									
新事業開拓事業者投資損失準備金の繰入					377			△377	—
新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩					△378			378	—
圧縮記帳積立金の繰入						2,924		△2,924	—
圧縮記帳積立金の取崩						△6,586		6,586	—
圧縮記帳特別勘定の繰入							327	△327	—
圧縮記帳特別勘定の取崩							△1,747	1,747	—
剰余金の配当								△273,200	△273,200
当期純利益								241,752	241,752
自己株式の取得									
自己株式の処分								△150	△150
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	△1	△3,662	△1,421	△26,514	△31,597
当期末残高	100,000	736,400	736,400	18,776	377	41,711	327	966,416	1,027,608

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△492,469	1,403,136	7,283	5,390	12,673	1,556	1,417,365
当期変動額							
新事業開拓事業者投資損失準備金の繰入		—					—
新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩		—					—
圧縮記帳積立金の繰入		—					—
圧縮記帳積立金の取崩		—					—
圧縮記帳特別勘定の繰入		—					—
圧縮記帳特別勘定の取崩		—					—
剰余金の配当		△273,200					△273,200
当期純利益		241,752					241,752
自己株式の取得	△1	△1					△1
自己株式の処分	963	813					813
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△3,213	6,799	3,586	△304	3,281
当期変動額合計	962	△30,635	△3,213	6,799	3,586	△304	△27,354
当期末残高	△491,507	1,372,501	4,069	12,189	16,259	1,252	1,390,011

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物(建物附属設備を除く) 38～50年
機械及び装置 10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

特許権 8年
商標権 10年
ソフトウェア 5年
のれん 10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、主として、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利通貨スワップについて、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている場合には一体処理によっております。

8. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

当社は、連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「特別利益」に区分掲記していました「投資有価証券売却益」は、重要性が減少したため、当事業年度より「特別利益」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別利益」の「投資有価証券売却益」22,912百万円は「その他」に含めて表示しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

本会計基準等は、収益認識に関する包括的な会計基準です。収益は次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による主な変更点として、従来、販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用について、売上高の減額として計上すること等が見込まれております。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示することを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発に当たっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用予定であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかではない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の拡充について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかな場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の拡充を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用予定であります。

(貸借対照表関係)

※1. 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を当社の発行する社債の一般担保に供しております。社債権者は、当社の財産について他の一般債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有しております（ただし、国税及び地方税、その他の公的な義務の履行の場合を除く）。

※2. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）は、次のとおりです。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期金銭債権	23,832百万円	14,173百万円
短期金銭債務	32,012	26,255
長期金銭債務	5,010	3,830

※3. 当事業年度の流動資産「その他」には現先取引5,000百万円が含まれており、その相手先から担保として受け入れている有価証券の時価は、5,000百万円です。

※4. 「キャッシュ・マネージメント・システム預り金」は、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムにおける資金の受託です。

5. 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入金等及び社債に対して次のとおり保証等を行っております。

借入金等

	前事業年度 (2019年12月31日)		当事業年度 (2020年12月31日)	
JT International S. A.	68,609百万円	(411百万USD) (69百万EUR) (67百万CHF)他	JT International Company Netherlands B.V	60,414百万円 (477百万EUR)
PT. Karyadibya Mahardhika	54,878	(6,986,512百万IDR)他	JT International Holding B.V.	34,274 (270百万EUR)
JT International Holding B.V.	44,129	(360百万EUR)他	JT International Hellas A.E.B.E.	27,891 (220百万EUR)
JT International Company Netherlands B.V.	37,926	(310百万EUR)	JT International S.A.	11,001 57百万CHF)
JTI Ireland Limited	28,772	(235百万EUR)		20百万EUR)他
JT International Hellas A.E.B.E.	24,123	(197百万EUR)		
JT International (Philippines) Inc.	14,768	(6,850百万PHP)		
LLC Petro	11,838	(6,689百万RUB)		
JT International Spol s r. o.	10,209	(2,108百万CZK)		
その他 (61社)	87,457		その他 (54社)	126,532
計	382,709		計	260,114

社債

	前事業年度 (2019年12月31日)		当事業年度 (2020年12月31日)	
JT International Financial Services B.V.	298,183百万円	(1,050百万EUR) (1,025百万USD) (400百万GBP)	JT International Financial Services B.V.	421,878百万円 (2,050百万EUR) (1,025百万USD) (400百万GBP)
計	298,183		計	421,878

(注) 上記のうち外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。

(損益計算書関係)

※1. たばこ税込の売上高

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
たばこ税込の売上高	1,655,611百万円	1,514,560百万円
(注) たばこ税込の売上高は売上高にたばこ税相当額を加えた金額です。		

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
販売促進費	40,529百万円	45,198百万円
報酬及び給料手当	30,013	29,735
賞与引当金繰入額	2,870	4,145
退職給付費用	10,528	10,572
委託手数料	40,431	31,856
減価償却費	65,129	64,349
研究開発費	54,017	57,733
販売費に属する費用のおおよその割合	52%	53%
一般管理費に属する費用のおおよその割合	48	47

※3. 固定資産売却益のうち主なものは、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
土地	14,166百万円	4,732百万円

※4. 固定資産売却損のうち主なものは、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
建物	15百万円	9百万円
構築物	9	7
工具、器具及び備品	18	249

※5. 固定資産除却損のうち主なものは、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
建物	1,724百万円	1,274百万円
機械及び装置	2,485	2,133

※6. 関係会社との取引は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	86,017百万円	51,669百万円
仕入高	62,101	55,995
販売費及び一般管理費	58,902	49,949
受取配当金	146,767	142,312
営業取引以外の取引高	63,542	12,480

※ 7. 旧JTビル売却益は、主に固定資産の売却損益であり、そのうち主なものは次のとおりです。

土地売却益	49,655百万円
建物売却損	3,680百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2019年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	41,580	47,120	5,540
合 計	41,580	47,120	5,540

当事業年度 (2020年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	41,580	49,584	8,004
合 計	41,580	49,584	8,004

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

区分	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
子会社株式	1,440,350	1,445,883
関連会社株式	153	153

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	28,287百万円	29,375百万円
共済年金給付負担金	10,759	9,220
子会社株式	12,232	12,232
その他	31,501	31,668
繰延税金資産小計	82,779	82,495
評価性引当額	△23,301	△22,950
繰延税金資産合計	59,478	59,545
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	△19,846	△18,245
繰延ヘッジ損益	△10,962	△13,661
その他有価証券評価差額金	△3,085	△1,640
その他	△12,532	△12,485
繰延税金負債合計	△46,425	△46,030
繰延税金資産・負債の純額	13,053	13,514

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.43%	30.43%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.32	0.22
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△14.35	△14.45
試験研究費等の税額控除	△2.12	△1.07
子会社清算に伴う繰越欠損金の引継ぎ	△4.97	-
子会社清算損	2.10	-
その他	△0.12	△0.05
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.29	15.08

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 39. 後発事象に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。なお、財務諸表に与える影響については、子会社に関連する施策及び会計基準に起因する差異はあるものの連結財務諸表と概ね同額を見込んでおります。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)
有形固定資産	建物	92,396	8,832	14,495 (883)	6,703	80,030	175,645
	構築物	2,686	167	205 (97)	273	2,375	10,622
	機械及び装置	59,262	6,326	2,075 (5)	11,947	51,567	173,702
	車両運搬具	1,827	107	110	518	1,307	1,897
	工具、器具及び備品	16,586	5,316	1,239 (11)	6,441	14,221	66,509
	土地	71,279	13	22,384 (2)	—	48,909	—
	建設仮勘定	2,503	386	2,444	—	445	—
	計	246,540	21,148	42,952 (999)	25,882	198,854	428,375
無形固定資産	特許権	224	7	—	76	154	—
	商標権	98,896	3	7	16,772	82,120	—
	ソフトウェア	19,581	6,005	366	6,921	18,299	—
	のれん	214,626	—	—	35,771	178,855	—
	その他	2,705	1,735	1,665 (0)	113	2,662	—
	計	336,031	7,750	2,038 (0)	59,653	282,089	—

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損による減少額です。

2. その他にはソフトウェア仮勘定等を含めております。

3. 当期増加額及び当期減少額のうち主な内訳は次のとおりです。

建物	減少額	旧JTビル	13,208百万円
土地	減少額	旧JTビル	21,488百万円

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,689	2,198	79	3,808
賞与引当金	4,726	6,330	4,726	6,330

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社ウェブサイトに掲載することとしており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.jti.co.jp/
株主に対する特典	株主優待制度 (1) 対象株主 12月31日基準日の株主名簿に記載又は記録された株主、かつ100株以上を1年以上継続保有の株主 (2) 優待内容 当社グループ会社等の商品を贈呈 ① 100株以上200株未満保有の株主 2,500円相当 ② 200株以上1,000株未満保有の株主 4,500円相当 ③ 1,000株以上2,000株未満保有の株主 7,000円相当 ④ 2,000株以上保有の株主 13,500円相当 ※優待商品の贈呈に代えて社会貢献活動団体への寄付選択可

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

2020年3月19日関東財務局長に提出

事業年度（第35期）（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2020年4月24日関東財務局長に提出

事業年度（第35期）（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(3) 内部統制報告書

2020年3月19日関東財務局長に提出

事業年度（第35期）（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(4) 四半期報告書及び確認書

2020年4月30日関東財務局長に提出

（第36期第1四半期）（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）

2020年7月31日関東財務局長に提出

（第36期第2四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

2020年10月30日関東財務局長に提出

（第36期第3四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）

(5) 臨時報告書

2020年3月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書です。

2020年8月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書です。

(6) 発行登録書及びその添付書類

2020年8月6日関東財務局長に提出

(7) 訂正発行登録書

2020年8月28日関東財務局長に提出

2020年8月6日提出の発行登録書（社債）に係る訂正発行登録書です。

(8) 有価証券届出書及びその添付書類

2020年4月30日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年3月24日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸地 肖 幸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芳賀 保 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 下 陽 一 ㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

カナダにおける喫煙と健康に関する訴訟に対する引当金の認識の要否の判断

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記38. 「偶発事象」に記載のとおり、会社のカナダ子会社であるJTI-Macdonald Corp. 又は会社の被補償者は、カナダにおいて8件の集団訴訟及び10件の医療費返還訴訟（以下、併せて「本訴訟」という）の被告となっている。このうちケベック州の集団訴訟2件（Cecilia Letourneau及びConseil Quebecois sur le tabac et la sante）について、JTI-Macdonald Corp. に対してケベック州控訴裁判所から約18億カナダドル（約1,434億円）の賠償金の支払を命じる旨の判決が下されている。</p> <p>ケベック州控訴裁判所の判決内容は、JTI-Macdonald Corp. の支払能力を超えるものであり、同社は、債権者からの保護のため、「Companies' Creditors Arrangement Act（企業債権者調整法）」の適用申請をオンタリオ州上位裁判所に行い、承認され、期末日現在も同法の適用下にある。同法の適用下にあることから、同社が当事者となっている本訴訟手続及び判決の執行は停止している。</p> <p>ケベック州控訴裁判所の判決により求められている賠償金、及びケベック州の集団訴訟2件を除く本訴訟の原告がJTI-Macdonald Corp. 及び会社の被補償者に求めている補償的損害賠償と懲罰的損害賠償の金額は、会社の連結財務諸表に対して重要であり、また訴額が特定されていない訴訟も含まれている。</p> <p>会社の経営者は本訴訟について、以下に掲げる国際会計基準第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」で定義される引当金の認識要件に照らして、引当金の認識の要否を判断する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業が過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的）を有していること ● 当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高いこと ● 当該債務の金額について信頼性のある見積りができること <p>引当金の認識要件の判断には、経営者の主観的な判断や立証が困難な不確実性を伴うことから、当監査法人は本訴訟の当該事項を監査上の主要な検討事項と決定した。</p>	<p>当該監査上の主要な検討事項に対して当監査法人は、監査計画を立案し、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当監査法人は、会社の経営者及び法務部へ質問し、本訴訟の期末日現在の状況を確認するとともに、会社の経営者による本訴訟に対する引当金の認識要件を満たすか否かの判断について評価を行った。 ● 構成単位の監査人に指示し、以下の監査手続を実施した。当監査法人は、構成単位の監査人と討議して、構成単位の経営者による引当金の認識要件に対する判断について評価を行った。 ✓ 引当金の認識の要否の判断が適切に行われることを確保するための社内における承認と査閲に係る内部統制の評価 ✓ 構成単位の経営者による本訴訟に関する、国際会計基準第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」で定義される引当金の認識要件に対する判断の妥当性の検討のため、構成単位の経営者への質問及び会社が作成した引当金の認識を検討した資料の査閲 ✓ 引当金の認識要件のうち、企業が過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的）を有しているか否か、及び当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高いか否かについて、構成単位の経営者による判断の妥当性を検討するため、構成単位の顧問弁護士等への照会の実施 ● 当監査法人は、構成単位の顧問弁護士等の見解について法的見地から論理的矛盾や論理の飛躍がないことについて、当監査法人が利用する外部の法律専門家への照会を実施した。

海外たばこ資金生成単位に配分されたのれんの評価

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記14. 「のれん及び無形資産」に記載のとおり、会社は、企業結合により生じたのれんを、国内たばこ資金生成単位、海外たばこ資金生成単位及び加工食品資金生成単位に配分している。</p> <p>会社による1999年のRJRナビスコ社の米国外たばこ事業の取得、2007年のGallaher社の取得及び2016年のNatural American Spiritの米国外たばこ事業の取得等により、当年度末の海外たばこ資金生成単位に配分されたのれん残高は1,618,133百万円となっている。</p> <p>のれんについては、国際会計基準第36号「資産の減損」により毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施することが要求されている。</p> <p>会社は、海外たばこ資金生成単位の回収可能価額を、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され、経営陣によって承認された3ヶ年の計画を基礎とした使用価値により算定している。3ヶ年の計画後は、4年目4.6%から9年目2.8%までの成長率を設定し、10年目以降はインフレ分として9年目と同様の成長率を継続成長率として設定している。減損テストの結果、使用価値は海外たばこ資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、使用価値算定に用いた成長率について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えている。</p> <p>海外たばこ資金生成単位に配分されたのれん残高は連結財政状態計算書に対して重要であり、かつ、減損テストを実施する際に使用される海外たばこ資金生成単位の3ヶ年の計画及び3ヶ年の計画後に用いられる成長率の前提条件について、経営者の主観的判断の影響を大きく受ける。加えて海外たばこ事業においては、製造たばこに対する規制の強化、たばこに課せられる税金の増税、競合他社との熾烈な競争という環境に置かれており、3ヶ年の計画及び3ヶ年の計画後に用いられる成長率はともにこれらの外部環境の影響を受ける。</p> <p>使用価値の算定に使用される海外たばこ資金生成単位の3ヶ年の計画及び3ヶ年の計画後に用いられる成長率の前提条件については不確実性を伴い、経営者の判断が必要なため、海外たばこ資金生成単位に配分されたのれんの評価を監査上の主要な検討事項と決定した。</p>	<p>当該監査上の主要な検討事項に対して当監査法人は、海外たばこ資金生成単位に配分されたのれんの減損テストに関する監査計画を立案し、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当監査法人は、構成単位の経営者が策定した海外たばこ資金生成単位の3ヶ年の計画及び3ヶ年の計画後に用いられる成長率の前提条件について評価を行うため、構成単位の監査人に指示し、以下の監査手続を実施した。 ✓ 海外たばこ資金生成単位の3ヶ年の計画が適切に作成されることを確保するための社内における査閲と承認に係る内部統制の評価 ✓ 海外たばこ資金生成単位の3ヶ年の計画について、過去の業績の実績値と比較することにより、過去の3ヶ年の計画の達成状況を検討するとともに、当連結会計年度末時点の海外たばこ資金生成単位が事業を行っている主要な市場の市場環境及び業績に照らした、達成可能性の検討 ✓ ネットワーク・ファームの評価専門家と協働し、3ヶ年の計画後の成長率を決定するにあたり構成単位の経営者が使用したデータの背景及びその合理性について構成単位の経営者に質問するとともに、利用可能な企業外部の情報に基づいた成長率の検討の実施 ● 当監査法人は、会社の経営者と、海外たばこ資金生成単位に配分されたのれんに対する減損テストの結果について協議し、会社の経営者によるのれんの減損テストの結果に対する見解について評価を行った。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本たばこ産業株式会社の2020年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本たばこ産業株式会社が2020年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月24日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸地 肖 幸 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芳賀 保彦 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松下 陽一 ⑩

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

子会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度末の貸借対照表において、関係会社株式1,487,617百万円（総資産の約57.3%）が計上されており、そのうち、子会社であるJT International Group Holding B.V.株式が1,355,146百万円となっている。</p> <p>会社の海外たばこ事業は、製造・販売を統括するJT International S.A.を中核として、海外での製造たばこの製造・販売を行っている。会社は、JT International S.A.を含む海外たばこ事業を連結するJT International Holding B.V.への投資をJT International Group Holding B.V.を通じて行っている。</p> <p>会社はJT International Group Holding B.V.株式の減損処理の要否について、同社株式の帳簿価額と同社の純資産を基礎として算定された実質価額を比較することにより行っている。加えて会社は、海外たばこ資金生成単位に配分されたのれんの減損テストの結果に基づき、同社株式の実質価額が著しく下落しているか否か判断して</p>	<p>当該監査上の主要な検討事項に対して当監査法人は、JT International Group Holding B.V.株式の評価に関する監査計画を立案し、会社による評価結果の妥当性を検討した。</p> <p>加えて当監査法人は、海外たばこ資金生成単位に配分されたのれんの減損テストについて、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当監査法人は、構成単位の経営者が策定した海外たばこ資金生成単位の3ヶ年の計画及び3ヶ年の計画後に用いられる成長率の前提条件について評価を行うため、構成単位の監査人に指示し、以下の監査手続を実施した。 ✓ 海外たばこ資金生成単位の3ヶ年の計画が適切に作成されることを確保するための社

いる。会社の連結財務諸表は国際会計基準に基づき作成されており、会社は海外たばこ資金生成単位に配分されたのれんについて国際会計基準第36号「資産の減損」に基づき毎年減損テストを実施している。会社は、海外たばこ資金生成単位の回収可能価額を、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され、経営陣によって承認された3ヶ年の計画を基礎とした使用価値により算定している。3ヶ年の計画後は、4年目4.6%から9年目2.8%までの成長率を設定し、10年目以降はインフレ分として9年目と同様の成長率を継続成長率として設定している。会社は検討の結果、JT International Group Holding B.V. 株式の減損処理は不要と判断している。

JT International Group Holding B.V. 株式の評価において使用される海外たばこ資金生成単位の3ヶ年の計画及び3ヶ年の計画後に用いられる成長率の前提条件について、経営者の主観的判断の影響を大きく受ける。加えて海外たばこ事業においては、製造たばこに対する規制の強化、たばこに課せられる税金の増税、競合他社との熾烈な競争という環境に置かれており、3ヶ年の計画及び3ヶ年の計画後に用いられる成長率はともにこれら外部環境の影響を受ける。

海外たばこ資金生成単位の3ヶ年の計画及び3ヶ年の計画後に用いられる成長率の前提条件については不確実性を伴い、経営者の判断が必要なため、JT International Group Holding B.V. 株式の評価を監査上の主要な検討事項と決定した。

内における査閲と承認に係る内部統制の評価

- ✓ 海外たばこ資金生成単位の3ヶ年の計画について、過去の業績の実績値と比較することにより、過去の3ヶ年の計画の達成状況を検討するとともに、当事業年度末時点の海外たばこ資金生成単位が事業を行っている主要な市場の市場環境及び業績に照らした、達成可能性の検討
- ✓ ネットワーク・ファームの評価専門家と協働し、3ヶ年の計画後の成長率を決定するにあたり構成単位の経営者が使用したデータの背景及びその合理性について構成単位の経営者に質問するとともに、利用可能な企業外部の情報に基づいた成長率の検討の実施
- 当監査法人は、会社の経営者と、海外たばこ資金生成単位に配分されたのれんに対する減損テストの結果について協議し、会社の経営者によるのれんの減損テストの結果に対する見解について評価を行った。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。